公共調達に係る入札契約制度に関する
報　　告　　書

平成２８年６月

山　形　県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成２０年７月県条例第４３号）」第４条第２項の規定により、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものである。

なお、本書は３部構成となっており、第１部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第２部は、物品及び役務等の調達に関する報告、第３部は、山形県公共調達評議委員会の開催についてとなっている。

目　　次

第１部　建設工事及び建設工事関連業務委託関係
第１章　入札・契約を取り巻く状況等
１　建設業を巡る環境
（１）建設投資額の推移 …… 1
（２）建設業者数及び建設業就業者数等の推移 …… 1
① 建設業者（許可業者）数 …… 1
② 建設業就業者数 …… 2
（３）設計労務単価の推移 …… 3
（４）倒産件数の推移 …… 4
（５）収益性の推移 …… 4
２　建設業者へのアンケート調査の結果 …… 5
３　業界団体との意見交換会の実施 …… 5

第２章　平成２７年度における入札・契約の実施状況
１　建設工事関係
（１）落札率等の状況 …… 6
① 落札率 …… 6
② 一般競争入札への平均参加業者数 …… 7
（２）不調・不落の発生状況 …… 7
（３）県内業者受注率の状況 …… 8
（４）品質の確保に関する状況 …… 8
① 工事成績評定点 …… 8
② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点 …… 9
③ 低入札価格調査制度の運用 …… 9
２　建設工事関連業務委託関係
（１）落札率等の状況 …… 11
① 落札率 …… 11
（２）県内業者受注率の状況 …… 12
（３）品質の確保に関する状況 …… 12
① 委託業務成績評定点の状況 …… 12
② 低入札価格調査制度の運用 …… 13
③ 非指名措置の状況 …… 13

第３章　平成２７及び２８年度における改善の取組み
１　公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施 ･････････････････ 15

２　建設工事に関する改正内容
（１）若手技術者育成モデル工事の試行 ･････････････････････････････････ 15
（２）予定価格の原則事後公表 ･･･ 15
（３）見積り活用方式の試行 ･･･ 16
（４）社会保険未加入業者の排除 ･･･ 16
（５）低入札価格調査基準の引上げ ･･････････････････････････････････････ 17
（６）入札説明書の様式改正 ･･･ 17

３　建設工事関連業務委託に関する改正内容
（１）低入札価格調査における調査対象設計金額引上げ ･･････････････････ 17
（２）低入札価格調査基準の引上げ ･･････････････････････････････････････ 17
（３）総合評価落札方式の本格実施 ･･････････････････････････････････････ 17
（４）建設工事関連業務委託における発注見通しの公表 ･･････････････････ 18

４　建設工事関連役務に関する改正内容
（１）除排雪、道路･河川等維持修繕、土木施設機器保守点検、植栽等管理、
支障木伐採、森林整備の各役務への最低制限価格制度の適用 ･････････ 18

５　入札・契約制度改善の経緯 ･･ 19

第２部　物品及び役務等の調達関係
第１章　物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況
１　物品関係
（１）契約の方法 ･･ 22
（２）平成２７年度における入札・契約の実施状況 ･･････････････････････ 22
２　印刷物関係
（１）契約の方法 ･･ 23
（２）平成２７年度における入札・契約の実施状況 ･･････････････････････ 23
３　業務委託関係
（１）契約の方法 ･･ 24
（２）平成２７年度における入札・契約の実施状況 ･･････････････････････ 24

第２章　地元調達運動の取組み ･･ 27

第３部　山形県公共調達評議委員会の開催
１　平成２７年度第１回山形県公共調達評議委員会審議事項の概要 ･････････････ 28
２　平成２７年度第２回山形県公共調達評議委員会審議事項の概要 ･････････････ 38

資料編
１　山形県公共調達基本条例 ･･･ 44
２　山形県公共調達評議委員会資料
（１）平成２７年度第１回委員会（平成２７年８月　４日開催）資料　････････47
（２）平成２７年度第２回委員会（平成２８年２月１２日開催）資料　････････56
３　取組みに関する資料
（１）平成２８年２月２３日報告資料　･･････････････････････････････････････84
４　建設業者へのアンケート調査の結果　･･････････････････････････････････ 85

第１部　建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第１章　入札・契約を取り巻く状況等

１　建設業を巡る環境

（１）建設投資額の推移

山形県の建設投資額は、平成８年度をピークに減少してきたが、平成２３年度から増加に転じた。平成２７年度については、公共投資及び民間投資の合計額４，３８４億円で、前年度より９５億円減少（△約2.1%）となった。（表－１、図－１）

依然として、災害に強い県土整備に向けて公共事業は重要さを増しており、今後とも建設投資額の動向を注視しつつ、入札・契約制度のあり方を引き続き検討していく必要がある。

表－１　建設投資額の推移（年度）

	Ｈ８	Ｈ12	Ｈ16	Ｈ20	H21	Ｈ22	Ｈ23	Ｈ24	Ｈ25	Ｈ26	Ｈ27	H27/H8
山形県建設投資計※	9,601	8,062	4,918	3,819	3,896	3,346	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	45.7%
公共投資	4,891	4,672	2,323	1,934	2,277	1,773	1,807	1,950	2,543	2,784	－	－
民間投資	4,710	3,390	2,594	1,885	1,619	1,574	1,569	1,627	2,094	1,695	－	－
全国建設投資計	772,696	663,559	529,330	491,749	450,594	429,310	415,606	439,076	502,455	503,973	510,839	66.1%
山形県構成比	1.24%	1.21%	0.93%	0.78%	0.86%	0.78%	0.81%	0.81%	0.92%	0.89%	0.86%	69.4%

※項目ごと端数処理をしているため計が合わない場合がある。　（国土交通省　建設総合統計：億円）

※Ｈ２７年度建設投資額の内訳（公共投資、民間投資の別）は未公表。

図－１　山形県の建設投資額の推移

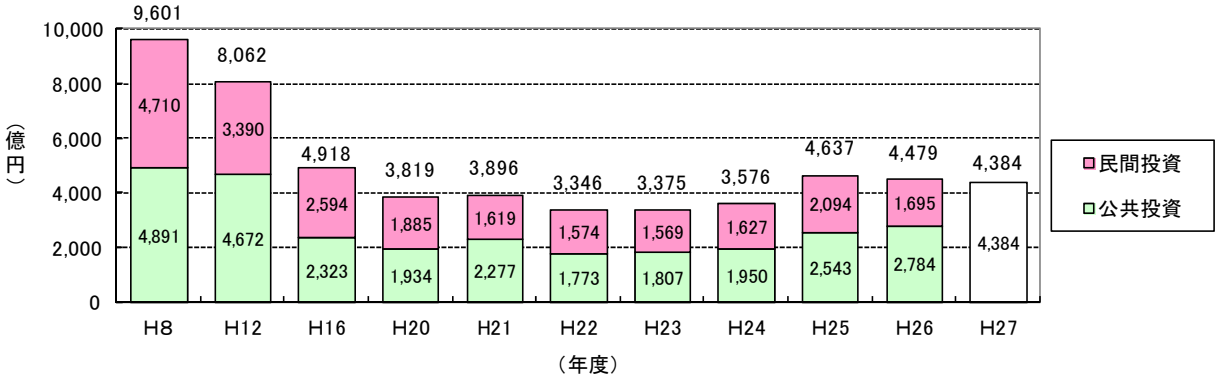

※Ｈ２７年度建設投資額の内訳（公共投資、民間投資の別）は未公表。

（２）建設業者数及び建設業就業者数等の推移

①　建設業者（許可業者）数

平成２７年度の山形県の建設業者(建設業許可業者)数は、３月末時点で４，７４７者。近年は減少傾向から横ばいの状況である。

建設投資額の減少に比し、建設業者数の減少割合が小さいため、平成２７年度の一業者あたりの建設投資額は、９千２百万円と、平成８年度の５２．３％になっている。(表－２－１、図－２)。

表－２－１　山形県の建設投資額と業者数の関係

	Ｈ８	Ｈ12	Ｈ16	Ｈ20	Ｈ21	Ｈ22	Ｈ23	Ｈ24	Ｈ25	Ｈ26	Ｈ27	H27／H8
建設投資額（億円）	9,601	8,062	4,918	3,819	3,896	3,346	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	45.7%
建設業者数（許可業者数）	5,469	5,806	5,767	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720	4,728	4,755	4,747	86.8%
一業者当たりの建設投資額(億円)	1.76	1.39	0.85	0.75	0.77	0.68	0.71	0.76	0.98	0.94	0.92	52.3%

図－２　山形県の建設投資額と業者数の関係

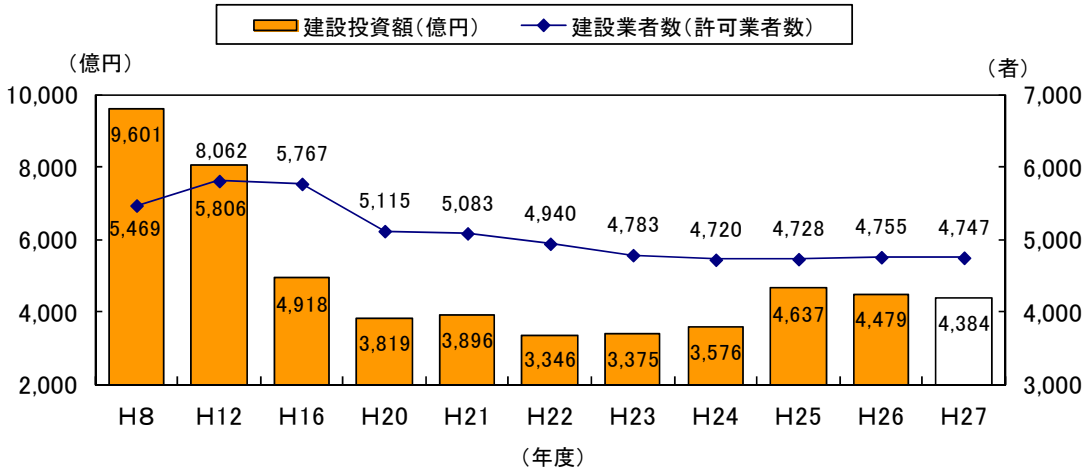

②　建設業就業者数

県内建設業就業者数は、平成２２年国勢調査では４８，１１１人とピーク時である平成１２年から２５，４０９人（３４．６％）減少している。

年齢階層別にみると、５０歳以上が２４，９４６人(構成比５１.９％)と全体の半数以上を占めており、２９歳以下は５，２７４人（構成比１１．０％）となっている。

平成１２年と比較すると、２９歳以下では６２．４％の減少となっており、若年者の確保が喫緊の課題となっている。(表－２－２)

表－２－２　山形県内建設業就業者数の推移

	H12年		H22年		対H12年増減		
	就業者数(人)	構成割合(%)	就業者数(人)	構成割合(%)	増減数(人)	増減率(%)	構成割合の増減ポイント
総数	73,520	－	48,111	－	△ 25,409	△ 34.6	－
29歳以下	14,023	19.1%	5,274	11.0%	△ 8,749	△ 62.4	⊿ 8.1
30～39歳	10,336	14.1%	9,815	20.4%	△ 521	△ 5.0	6.3
40～49歳	18,235	24.8%	8,076	16.8%	△ 10,159	△ 55.7	⊿ 8.0
50～59歳	19,204	26.1%	13,956	29.0%	△ 5,248	△ 27.3	2.9
60歳以上	11,722	15.9%	10,990	22.8%	△ 732	△ 6.2	6.9
50歳以上(再掲)	30,926	42.1%	24,946	51.9%	△ 5,980	△ 19.3	9.8

資料:国勢調査(総務省統計局)　産業等基本集計

【参考】

建設投資額(億円)	8,062	3,346	△ 4,716	△ 58.5
許可業者数（者）	5,806	4,940	△ 866	△ 14.9

（３）設計労務単価の推移

設計労務単価（主要１２職種平均）は、低下が続いてきたが、平成２４年度より上昇に転じ、平成２７年度には全国平均を上回った。平成２８年度の単価は１８，４７５円／日と５年連続の上昇となり、平成２３年度と比較して５１％の大幅な増加となった。

しかし、平成２８年度においても、ピーク時である平成１０年度単価の７７％となっており、隣接県（宮城県）との格差は拡大している。（表－３、図－３）

設計労務単価の低下は、建設工事を担う技術力のある建設労働者の育成を妨げるとともに、転職や県外流出等を進行させ、技術の伝承をはじめ地域が持つ技術力の維持を危うくするとの指摘もなされているため、適正な賃金水準が確保される必要がある。

表－３　主要 12 職種設計労務単価の推移（国土交通省：公共工事設計労務単価）

主要 12 職種：特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手・型枠工・大工・左官・交通誘導員Ａ・交通誘導員Ｂ

単位：円／日

年度	H10	H12	H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
山形県（A）	23,882	17,518	14,900	12,983	12,833	12,500	12,225	12,583	15,117	16,308	17,142	18,475
	100%	73%	62%	54%	54%	52%	51%	53%	63%	68%	72%	77%
宮城県	23,555	19,009	15,855	13,675	13,492	13,150	12,867	14,250	17,958	19,375	20,250	21,692
	100%	81%	67%	58%	57%	56%	55%	61%	76%	82%	86%	92%
全国平均（B）	21,002	17,519	15,199	13,761	13,713	13,450	13,328	13,401	15,454	16,516	17,043	17,910
	100%	83%	72%	66%	65%	64%	64%	64%	74%	79%	81%	85%
全国平均との比較（A）／（B）	114%	100%	98%	94%	94%	93%	92%	94%	98%	99%	101%	103%

図－３　主要 12 職種設計労務単価の推移

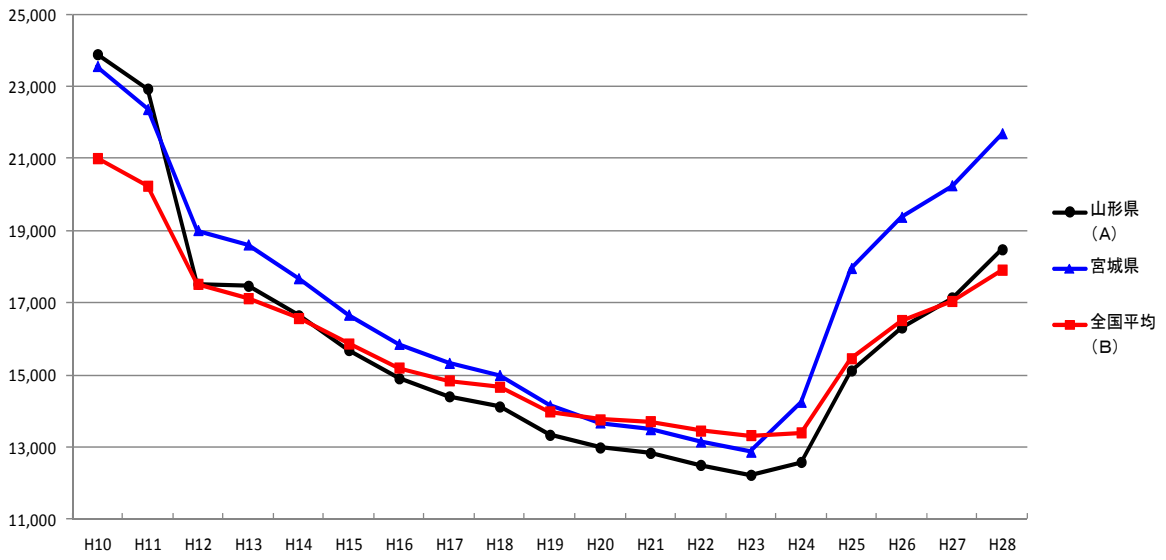

（４）倒産件数の推移

全国および東北地域の倒産件数は、平成１６年からほぼ同水準で推移していたが、平成２０年より減少傾向を示している。

これに対して、山形県の倒産件数は、平成１６年まで増加傾向を続け、平成１８年をピークとして、その後減少を続けている。（表－４、図－４）

表－４　建設倒産件数の推移（暦年）

（件）

		H8	12	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
件数	山形県	14	43	48	37	57	53	49	36	26	16	17	12	12	10
	東　北	213	434	304	315	300	306	335	251	203	132	82	78	53	
	全　国	4,065	6,214	4,002	3,783	3,855	4,018	4,467	4,087	3,523	3,391	3,002	2,421	1,965	

※平成27年度東北及び全国の倒産件数は未公表となっている。

図－４　建設業倒産件数の推移（暦年）

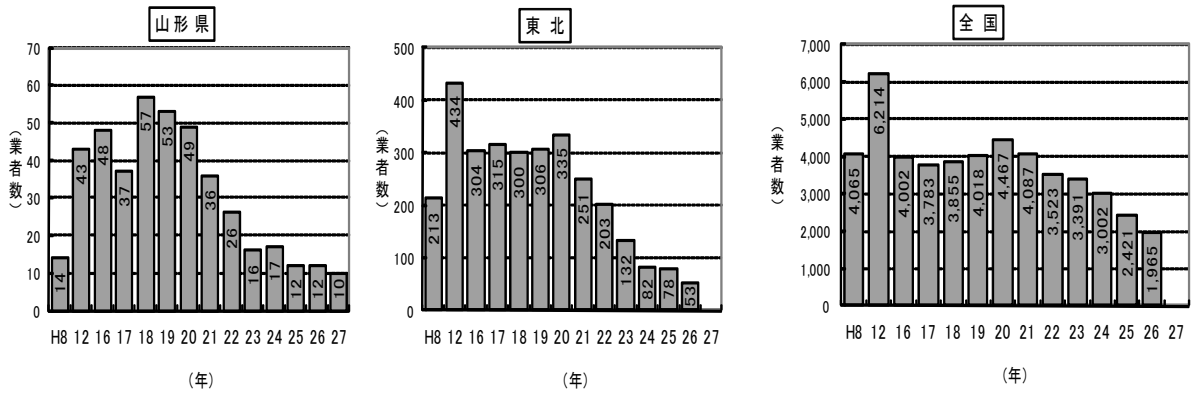

※平成27年度東北及び全国の倒産件数は未公表となっている。

（５）収益性の推移

本県建設業の収益性については、平成２２年度までマイナスが続いてきたが、平成２３年度にプラスに転じ、平成２６年度はプラス２．９８％と、平成２１年度以降、上昇を続けている。

その一因として、災害復旧・復興工事の本格化や政府の緊急経済対策に加え、豪雨災害の災害復旧工事等による公共工事の増加が考えられる。（表－５、図－５）

表－５　建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移（年度）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
東日本平均23都県	-0.73	-1.03	-1.21	-1.69	-1.05	-0.57	0.69	1.24	2.44
山　形　県	-0.58	-1.64	-2.43	-1.72	-0.81	0.09	1.46	2.06	2.98
青森県	-0.56	-0.82	-0.78	-0.39	-0.13	0.02	0.99	1.90	1.84
岩手県	-1.53	-2.00	-1.95	-2.89	-1.40	0.67	2.68	2.81	4.14
宮城県	-1.88	-1.53	-2.08	-2.20	-1.42	1.92	4.64	3.44	3.41
秋田県	-1.08	-2.00	-2.36	-1.82	-1.07	-0.71	0.27	1.68	2.43
福島県	-0.97	-2.29	-3.04	-2.98	-1.76	0.69	3.63	3.82	4.50

※「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証（株）

収益性の指標
・売上高経常利益率
　＝経常利益／売上高×100

図－５　建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移

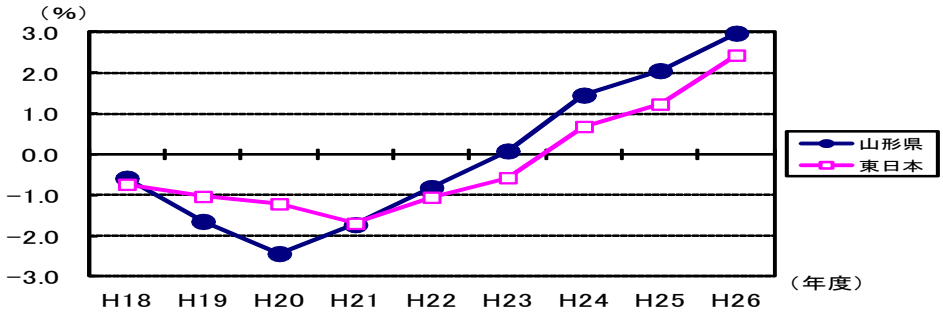

２　建設業者へのアンケート調査の結果

今後の建設業振興施策に資するため、「建設業者の経営等（経営力強化・人材育成）に関するアンケート調査」を平成２８年３月に実施した。

若年者確保における各企業の取組み状況については、「国家資格等取得支援」に取り組んでいる企業が最も多く、６０３社中３７４社で全体の３０％となっており、次いで「賃金水準の向上、諸手当の拡充」が２５％となっている。

これを踏まえ、県の取組みとして平成２６年度から「１級土木施工管理技士」の受験準備講習会や、大型免許等の取得支援を実施しており、「１級土木施工管理技士」の受験準備講習会では、平成２８年度からこれまでの学科試験講習会に加え、実地試験講習会を行うこととしている。

（調査結果については、資料編８５頁以降に掲載。）

３　業界団体との意見交換会の実施

前記アンケート調査のほか、平成２７年度においても、「一般社団法人山形県建設業協会」、「一般社団法人日本建設業連合会東北支部」、「一般社団法人山形県測量設計業協会」、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会」、「山形県建設コンサルタント協会」、「山形県地質土壌調査業協会」及び「一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部」と意見交換を行い、入札・契約制度の改善点や関係業界が抱える問題点等を把握するための意見・要望の聴き取りを行ない、入札契約制度の改善につなげた。主な要望事項等については、以下のとおりであった。

・改正品確法・建設業法・入契法を踏まえた発注について
・設計労務単価の適切な引き上げ
・調査基準価格及び最低制限価格の適正な見直し
・適切な発注時期と工期設定

（入札契約制度の改善内容については１５頁第３章に記載。）

第２章　平成２７年度における入札・契約の実施状況

１　建設工事関係（※予定価格２５０万円以下の建設工事を除く）

（１）落札率等の状況

①　落札率

建設工事の入札方法については、平成１９年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

平成２７年度の落札率は、工事件数が減少したこともあり、９４．６％と前年度をやや下回った。

落札率の推移をみると、平成２０年度に低入札価格調査制度に失格数値基準を導入したことにより上昇に転じたが、平成２２年度には再び落札率が低下し、これを受けて、平成２３年度は、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について、本県独自に国を上回る改正を行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した。こうした取組みにより、「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれ、以来、高水準の傾向が続いている。（表－１、図－１）

表－１　落札率の推移（建設工事）（全部局、予定価格２５０万円超）

（単位：％、件）

入札方法	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	件数
一般競争入札	88.5	86.3	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	95.8	94.6	1,028
指名競争入札	92.2	90.4	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	96.6	94.5	15
随意契約	98.7	98.7	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	99.1	98.6	10
合　　計	89.1	86.6	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	95.8	94.6	1,053

※落札率：加重平均（契約金額合計/予定価格合計）

図－１　入札方法別落札率の推移（建設工事）

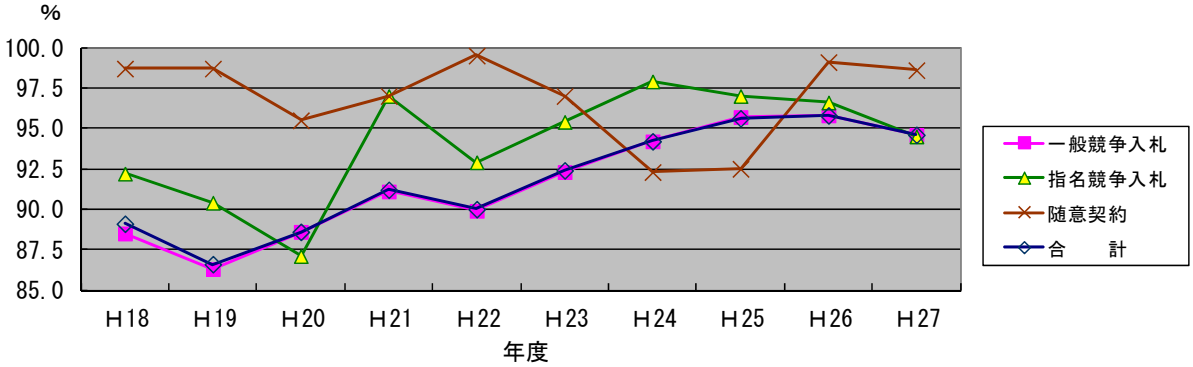

次に、落札率について、区分ごとに比較してみると、落札率９０％超の件数割合は、平成２７年度では７６．７％と平成２６年度より１１．３ポイント減少し、８０％超９０％以下の件数割合が２３．１ポイントと１１．３ポイント増加している。（表－２、図－２）

表－２　落札率区分別の状況（建設工事）（全部局、予定価格２５０万円超）

＜件数＞

区分	95%超	90%超 95%以下	85%超 90%以下	80%超 85%以下	75%超 80%以下	70%超 75%以下	65%超 70%以下	60%超 65%以下	60%以下	合計	落札率
Ｈ２３	417	548	499	27	4	1	4	0	0	1,500	92.4%
Ｈ２４	627	483	243	7	4	0	0	0	0	1,364	94.2%
Ｈ２５	865	331	177	2	1	1	0	0	1	1,378	95.6%
Ｈ２６	895	295	156	4	2	0	0	0	0	1,352	95.8%
Ｈ２７	582	226	242	1	2	0	0	0	0	1,053	94.6%

＜割合＞

Ｈ２３	27.8%	36.5%	33.3%	1.8%	0.3%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	64.3%		35.1%		0.3%		0.3%			
Ｈ２４	46.0%	35.4%	17.8%	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	81.4%		18.3%		0.3%		0.0%			
Ｈ２５	62.8%	24.0%	12.8%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%
	86.8%		13.0%		0.1%		0.1%			
Ｈ２６	66.2%	21.8%	11.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	88.0%		11.8%		0.1%		0.0%			
Ｈ２７	55.3%	21.5%	23.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	76.7%		23.1%		0.2%		0.0%			

※割合は各区分ごとに端数処理しているため、合計と合わない場合がある。

図－２　落札率区分別件数割合（建設工事）

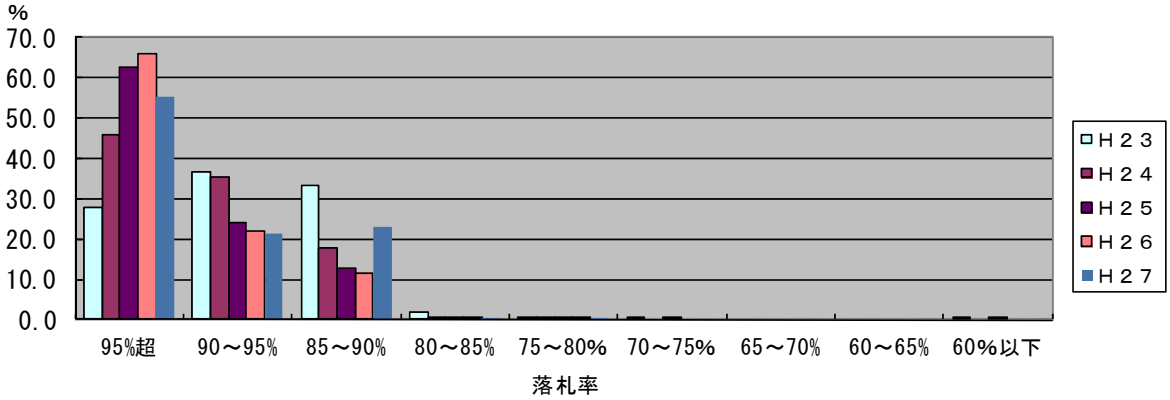

②　一般競争入札への平均参加業者数

（※入札辞退、未入札等により一度も札入れをしていない業者を除く）

県土整備部（平成２１年度以前は土木部。以下同じ。）の一般競争入札への参加業者数は、一件あたりの平均数で、平成２２年度７．５者、平成２３年度６．６者、平成２４年度４．８者、平成２５年度３．９者、平成２６年度は３．３者と、同制度導入後減少を続けていたが、平成２７年度においては４．１社と増加に転じた。

これは発注工事量が減少したことと、発注見通し等の制度が活用されていることが要因として考えられる。

（２）不調・不落の発生状況

平成２７年度の県土整備部における入札時不調不落発生件数は、８５件（１０．２％）で、昨年度と比較して２件増加、発生率は１．９％上昇した。

今後も、工事の早期発注に配慮しながら、年間を通した工事量を平

準化し、特定の時期に工事を集中させないことや、工期を柔軟に設定することを検討課題としていく。こうした不調案件は、工期の見直しや、関連事業など複数の工区をまとめて再発注する発注ロットの大型化などの工夫をして再発注することにより、契約に至っている。

表－３　不調・不落の発生状況（建設工事）

（県土整備部、予定価格２５０万円超。随意契約を除く）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	入札件数	15	24	72	97	109	136	113	45	40	35	18	126	830
	不調不落件数	2	3	4	12	17	17	18	8	0	1	0	3	85
	不調	0	2	2	9	15	12	9	7	0	0	0	1	57
	不落	2	1	2	3	2	5	9	1	0	1	0	2	28
	発生率	13.3%	12.5%	5.6%	12.4%	15.6%	12.5%	15.9%	17.8%	0.0%	2.9%	0.0%	2.4%	10.2%

（３）県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、平成２６年度と比べ件数ベースでは０．６ポイント増加し９６．０％、当初契約金額ベースでは１３．９ポイント減少し８１．０％となった。（表－４）

県内業者受注率は件数ベースで上昇しているものの、５０億円を超える大規模な電気通信工事を県外業者が受注した影響等により、当初契約金額ベースの受注率が低下している。

表－４　県内業者の受注率（建設工事）（全部局、予定価格２５０万円超）

（単位：％）

入札方法	H23		H24		H25		H26		H27	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	96.1	90.0	96.2	91.2	95.3	91.8	95.5	94.9	96.1	81.0
指名競争入札	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
随意契約	40.0	81.3	46.2	78.1	77.8	50.0	93.0	90.6	80.0	85.1
合　　計	95.8	90.0	95.7	91.2	95.0	91.5	95.4	94.9	96.0	81.0

（４）品質の確保に関する状況

①　工事成績評定点

本県では、請負業者の適正な選定や指導・育成、工事の品質向上に資することを目的に、原則として、１件の当初設計金額が５００万円を超える建設工事を対象として、工事成績評定点を算出している。

当該評定点の平成２７年度における県全体の平均点は、７９．４点となっており、前年度と比べると０．５点上昇した。

また、当該評定点と落札率との関係においては、低い落札率であっても評定点が平均を大きく下回るような案件は見られない。（表－５－１、２）

表－５－１　工事成績評定点の推移（建設工事）（全部局　当初契約金額５００万円以上）

（単位：点、件）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
評定点	76.5	77.0	77.5	78.1	78.9	79.4
件　数	―	950	1,119	1,042	1,206	901

表－５－２　落札率区分別工事成績評定点（建設工事）（全部局）

（単位：点、件）

区分	65%以下	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
Ｈ２６（評定点）				80.5	83.0	78.7	78.9	78.9	78.9
Ｈ２７（評定点）				83.0	84.0	79.3	78.9	79.5	79.4
Ｈ２７（件数）				1 件	1 件	192 件	186 件	521 件	901 件

②　総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点

県土整備部では、価格と品質の２つの基準で審査できる総合評価落札方式を１，０００万円以上の工事で実施している。

工事成績評定点の平均を比べると、総合評価落札方式が最低価格落札方式を１．７点上回っている。

また、総合評価落札方式での平均落札率は９４．６％であり、最低価格落札方式と同率となっている。（表－６）

表－６　総合評価落札方式の状況（建設工事）（全部局、予定価格２５０万円超）

（単位：件、％、点）

落札方式	件数	平均落札率	平均評定点	県内業者受注率	
				件数	金額
総合評価落札方式	475 (590)	94.6% (95.8%)	80.1 (78.7)	96.8% (94.2%)	95.8% (94.1%)
最低価格落札方式	568 (762)	94.6% (96.0%)	78.4 (75.4)	95.6% (96.3%)	59.7% (97.1%)
合　　計	1,043 (1,352)	94.6% (95.8%)	79.3 (76.8)	96.2% (95.4%)	81.0% (94.9%)

※（　）内は前年度の数値。

③　低入札価格調査制度の運用

平成２７年度において、調査基準価格を下回った入札があったのは、県土整備部で１件(発生率０．３％)と激減した。

これは、総合評価落札方式における「品質等確実点」の導入や、低入札価格調査によるダンピング対策が浸透してきていることが要因と考えられる。（表－７）

表－７　低入札価格調査制度における調査実績（建設工事）

年　度		H22	H23	H24	H25	H26	H27
県土整備部	基準価格設定数	374	481	421	435	386	322
	低入札発生件数 （発生率）	50 (13.4%)	10 (2.1%)	3 (0.7%)	4 (0.9%)	7 (1.8%)	1 (0.3%)
	低入札落札件数	17	2	2	1	2	0
全県	低入札発生件数	66	12	7	4	7	3
	低入札落札件数	24	3	3	1	2	0

なお、過度な低価格入札を抑止するため、平成２２年５月より、調査基準価格未満で落札した場合には、工事の品質を確保するため、現場代理人と配置技術者の兼務を禁止する措置を導入している。

２　建設工事関連業務委託関係（※予定価格１００万円以下の業務委託を除く）

（１）落札率等の状況

①　落札率

業務委託に関しては、建設工事の場合と異なり、格付けのために業者を客観的に評価する制度（建設業法に基づく経営事項審査制度）がないことから、本県では、金額規模により１０～１５者前後を選定して実施する指名競争入札を原則としている。

平成２３年度に、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について改正が行われた結果、「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果がみられるようになったが、依然、予定価格付近での落札と調査基準価格付近での落札の二極化が顕著である。平成２７年度の落札率は８６．０％と、前年度と比べ１．６ポイント減となった。入札方法別に見ると、一般競争入札９４．５％、指名競争入札８５．２％、随意契約９６．９％となっている。（表－８－１）

表－８－１　落札率の推移（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格１００万円超）

（単位：％、件）

入札方法	H23	H24	H25	H26	H27	件数
一般競争入札	82.9	88.6	87.5	98.0	94.5	9
指名競争入札	84.9	86.2	87.5	85.7	85.2	671
随意契約	96.3	96.8	97.3	97.3	96.9	41
合　　計	85.5	86.7	88.4	87.6	86.0	721

次に、落札率についてその件数割合を落札率の区分ごとにみると、平成２７年度では、９０％超の落札件数が４１．５％と前年度と比べて８．７ポイント減少、７０％超８０％以下が３７．４％と９．４ポイント増加している。（表－８－２、図－３）

表－８－２　落札率の状況（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格１００万円超）

＜件数＞

区分	95%超	90%超 95%以下	85%超 90%以下	80%超 85%以下	75%超 80%以下	70%超 75%以下	65%超 70%以下	60%超 65%以下	60%以下	合計	平　均 落札率
Ｈ２３	143	215	110	134	222	34	0	0	0	858	85.5%
Ｈ２４	201	282	111	125	235	77	2	0	2	1,035	85.2%
Ｈ２５	328	257	119	143	191	12	1	0	1	1,052	88.4%
Ｈ２６	273	218	98	116	240	34	0	0	0	979	87.6%
Ｈ２７	178	121	73	77	185	85	1	1	0	721	86.0%

＜割合＞

Ｈ２３	16.7%	25.1%	12.8%	15.6%	25.9%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	41.7%		28.4%		29.8%		0.0%			
Ｈ２４	19.4%	27.2%	10.7%	12.1%	22.7%	7.4%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%
	46.7%		22.8%		30.1%		0.4%			
Ｈ２５	31.2%	24.4%	11.3%	13.6%	18.2%	1.1%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%
	55.6%		24.9%		19.3%		0.2%			
Ｈ２６	27.9%	22.3%	10.0%	11.8%	24.5%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	50.2%		21.9%		28.0%		0.0%			
Ｈ２７	24.7%	16.8%	10.1%	10.7%	25.7%	11.8%	0.1%	0.1%	0.0%	100.0%
	41.5%		20.8%		37.4%		0.3%			

図－３　落札率区分別件数割合（建設工事関連業務委託）

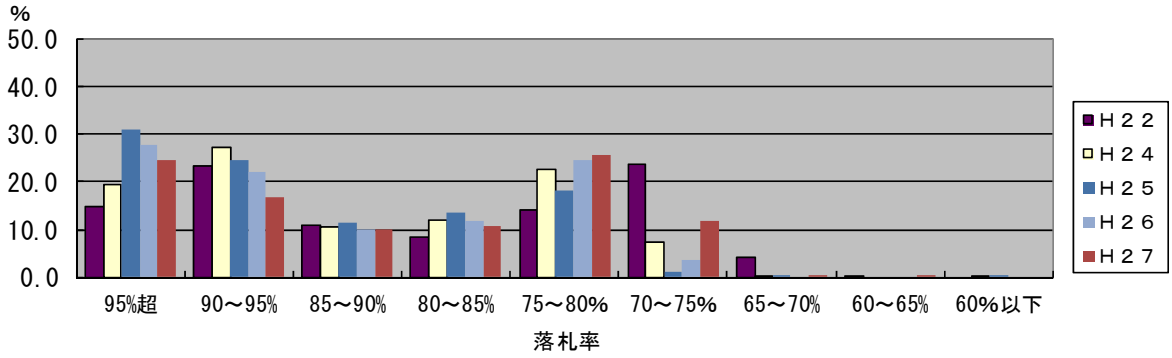

（２）県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで７４．９％、契約金額ベースで６１．７％となっており、前年度に比べ、件数で０．９ポイント、契約金額で５．０ポイント下回った。(表－９)

表－９　県内業者の受注率（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格１００万円超）

（単位：%）

入札方法	H23		H24		H25		H26		H27	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	90.0	82.8	90.0	94.2	66.7	72.0	0.0	0.0	88.9	89.3
指名競争入札	72.8	64.0	72.8	60.3	73.6	64.9	74.3	63.4	74.4	60.3
随意契約	78.6	82.3	91.2	77.8	81.4	80.6	86.3	83.0	80.5	73.3
合　　計	73.2	65.7	73.6	61.6	74.4	66.6	75.4	66.7	74.9	61.7

（３）品質の確保に関する状況

①　委託業務成績評定点の状況

建設工事と同様の目的により、建設工事関連業務委託に関しても、原則として１件の当初設計金額が２００万円を超える委託業務等を対象に成績評定点を算定している。

当該評定点の平成２７年度における県全体の平均点は、８０．７点となっており、前年度を０．６点上回っている。

また、落札率との関係においては、落札率の高低による評定点への影響はみられない。(表－１０－１、２)

表－１０－１　業務成績評定点の推移

（単位：点、件）

	H23	H24	H25	H26	H27
評定点	79.5	79.6	79.9	80.1	80.7
件　数	612	699	777	717	457

表－１０－２　落札率区分別業務成績評定点

（単位：点）

区分	65%以下 60%超	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
Ｈ２６（評定点）		86.0	83.0	80.4	80.2	80.8	79.8	79.8	80.1
Ｈ２７（評定点）	80.0		79.9	81.1	81.0	79.9	80.2	80.9	80.7
Ｈ２７（件数）	1 件	0 件	28 件	137 件	53 件	53 件	79 件	106 件	457 件

② 低入札価格調査制度の運用

建設工事関連業務委託においては、平成２６年５月より低入札価格調査制度対象の設計金額を７００万円以上から１，０００万円以上に引上げている。また、県土整備部において平成２７年１０月から対象金額を３，０００万円以上とする試行を実施中である。

平成２７年度における調査発生件数は、県全体で２３件（うち県土整備部で１５件）となっており、近年で最も低い水準にある。（表－１１）

表－１１　低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年　度		H22	H23	H24	H25	H26	H27
県土整備部	基準価格設定数	140	167	221	240	141	85
	低入札発生件数	41	42	48	28	26	15
	（発生率）	(29.3%)	(25.1%)	(21.7%)	(11.7%)	(18.4%)	(17.6%)
	低入札落札件数	20	13	19	12	12	8
全県	低入札発生件数	47	54	53	37	31	23
	低入札落札件数	24	18	20	16	16	12

③　非指名措置の状況

過度な低価格入札を抑止するため、平成２２年５月より、過度な低価格入札による失格を繰返す者に対し、失格回数に応じて非指名期間を設定する措置を導入している。

導入後の検証結果などから、非指名の機動的な対応や失格回数に応じた非指名期間の設定などの改正を平成２５年度に実施した結果、失格業者数、非指名業者数ともに大きく減少し、平成２７年度についても同様に推移している。（表－１２）

表－１２　非指名措置の状況（建設工事関連業務委託）

失格業者数（平成 22 年度～平成 28 年３月末）

年度	半期 (H25以降対象外)	失格回数 １回	 ２回以上	期計	年計
Ｈ２２	上期	26 社	8 社	34 社	48 社
	下期	5 社	9 社	14 社	
Ｈ２３	上期	30 社	12 社	42 社	56 社
	下期	9 社	5 社	14 社	
Ｈ２４	上期	19 社	13 社	32 社	39 社
	下期	5 社	2 社	7 社	
Ｈ２５		16 社	5 社	21 社	21 社
Ｈ２６		18 社	3 社	21 社	21 社
Ｈ２７		12 社	4 社	16 社	16 社

非指名業者数（平成 22 年度～平成 28 年３月末）

年度	半期 (H25以降対象外)	非指名期間 １箇月	 ２箇月	 ３箇月	 ４箇月	 ５箇月	期計	年計
Ｈ２２	上期	－	－	－	－	－	－	8 社
	下期	0 社	5 社	2 社	1 社	0 社	8 社	
Ｈ２３	上期	2 社	6 社	1 社	0 社	0 社	9 社	21 社
	下期	2 社	7 社	2 社	0 社	1 社	12 社	
Ｈ２４	上期	1 社	3 社	1 社	0 社	0 社	5 社	20 社
	下期	5 社	7 社	1 社	1 社	1 社	15 社	
Ｈ２５			3 社	2 社			5 社	5 社
Ｈ２６			5 社	2 社			7 社	7 社
Ｈ２７			4 社					4 社

第３章　平成２７及び２８年度における改善の取組み

１　公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施

公正な競争等を前提としながら、「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、平成２７年度において以下の対策を順次実施した。

なお、平成２８年度における取組みについても、平成２７年度中の方針決定を受けたものであることから、併せて記述している。

２　建設工事に関する改正内容

（１）若手技術者育成モデル工事の試行〔平成２７年７月試行開始〕

若手技術者を工事に配置した場合に加点評価する、又は、若手技術者を配置した上で、ベテランの専任補助者を配置した場合には専任補助者の実績を評価するなどの、若手技術者の育成に寄与するモデル工事（総合評価落札方式）を試行した。

○平成 27 年度試行件数　※県土整備部のみ

	試行件数
若手技術者評価型	７件
専任補助者評価型	７件
計	１４件

・平成２８年度も引き続き、件数を拡大したうえで試行継続する。

（２）予定価格の原則事後公表〔平成２７年７月改正〕

平成２７年７月以降公告分について、品確法の改正を踏まえ、災害復旧工事など迅速な施工が必要な工事等を除き、原則事後公表に移行した。なお、平成２７年７月から、農林水産部においても事後公表の試行が開始されている。

○平成27年度試行結果　※県土整備部のみ

	発注件数（一般競争全体）(a)	うち事後公表	
		件数(b)	割合(b/a)
３千万円以上	２７３件	１４２件	５２．０％
３千万円未満	４７１件	１６９件	３５．９％
計	７４４件	３１１件	４１．８％

【Ｈ26年度における事後公表の実施割合は、22.6％】

○平成27年度平均落札率

事後公表案件の平均落札率は９４．９％で、前年度の９５．４％と比べると０．５ポイント低くなっている。

※県土整備部のみ

	一般競争全体		
		事後公表	事前公表
３千万円以上	９４．７ ％	９４．４％	９５．２ ％
３千万円未満	９４．３ ％	９４．０ ％	９４．５ ％
計	９４．６ ％	９４．３ ％	９４．６ ％

（３）見積り活用方式の試行〔平成２７年５月試行開始〕

積算に用いる設計単価等と実際の取引価格との乖離が原因で、不調・不落となった工事、または乖離により不調・不落の発生が予想される工事において、複数業者に見積書の提出を求め、その妥当性を確認したうえで工事設計金額を積算する方式を試行的に導入した。

○平成27年度試行件数　※県土整備部のみ

	試行件数
不調･不落が懸念されるケース	１件
不調・不落後の再入札のケース	１件
計	２件

・試行件数は少ないが、いずれも標準積算を上回る落札率となり、一定の効果が確認されることから、試行を継続する。

（４）社会保険未加入建設業者の排除〔平成２７年度・２８年度改正〕

建設業者の社会保険等未加入対策については、①及び②について元請業者に対する対策を実施し、さらに③により一次下請業者についての取組みを行った。なお、二次下請以降の未加入については、従来どおり指導・通報制度による対応を継続する。

①入札参加資格者名簿登載業者から社会保険等未加入業者を排除。

（平成２７年４月改正）

②中間前払金の適用範囲を「請負代金額 1,000 万円以上」から「100 万円以上」に拡大。（平成２７年７月改正）

③一次下請契約者から社会保険未加入業者を排除。

（平成２８年７月改正）

（５）低入札価格調査基準の引上げ〔平成２８年４月・７月改正〕

改正品確法の主旨をふまえ、平成２８年４月から調査基準価格算定式における一般管理費の算定割合を５０％から５５％に引き上げた。

また、７月からは現場管理費を９０％から９５％、一般管理費を５５％から６５％と、国土交通省基準を上回る水準に引き上げることとした。この結果、予定価格に対する比率は８９％⇒９２％に上昇すると試算している。

（６）入札説明書等の様式改正〔平成２８年７月改正〕

入札方法の多様化・複雑化に伴い、現行の入札関連書類を見直し、受発注者双方の事務軽減を図ることとした。

３　建設工事関連業務委託に関する改正内容

（１）低入札価格調査における調査対象設計金額引上げ

〔平成２７年１０月試行開始〕

受発注者双方の事務負担軽減を図るため、県土整備部における低入札制度の調査対象設計金額を１，０００万円以上から３，０００万円以上に引き上げ、円滑な受発注環境を整えた。

なお、３，０００万円未満案件については、最低制限価格を設定し品質を確保していく。

（２）低入札価格調査基準の引上げ〔平成２８年４月改正〕

【一般管理費】【諸経費】【技術経費】について、県独自に国土交通省基準を上回る水準に引き上げた。改正後の業種ごとの試算値は82%～87%に上昇する見込みであり、業種別では次のとおりとなる。

測量	地質調査	建築	土木･補償
約84%	約87%	約82%	約83%

改正により予定価格に対する比率が上昇し、落札率の引き上げが図られると考える。

（３）総合評価落札方式の本格実施〔平成２８年７月改正〕

原則として、設計金額３，０００万円以上の業務委託は、全て総合評価落札方式を適用することとした。例外として、プロポーザル方式等の他発注方式が適している場合は、他の発注方式を採用することも可能とする。改正により、品質が確保され、民間のもつ独自のノウハウや高い技術力の発揮が期待される。

（４）建設工事関連業務委託における発注見通しの公表

〔平成２７年４月試行開始・２８年度改善を実施〕

建設工事関連業務委託の発注見通しについては、これまで非公表であったため、受注計画が立てにくく、年度当初の低入札が多い傾向にあったことから、平成２７年４月から１，０００万円以上の業務委託について発注見通しの公表を行ったが、発注に対する公表割合が低調であったため、更なる公表件数の拡大を目的とし、平成２８年４月に次のとおり改善を行った。

①１，０００万以上から５００万以上に対象範囲を拡大

②未定の公表項目がある案件についても原則公表対象とする公表対象外案件の見直し

③８月公表を追加し、年４回から年５回に公表回数を増加

これらの制度改善により、公表件数の増加を図ることで受注環境が整備され、業務の平準化や過度な低価格入札の抑制が期待できる。

４　建設工事関連役務に関する改正内容

（１）除排雪、道路･河川等維持修繕、土木施設機器保守点検、植栽等管理、支障木伐採、森林整備の各役務への最低制限価格制度の適用

〔平成２８年４月改正〕

過度な低価格入札を抑制するため、これらの役務に対して最低制限価格制度を適用することとした。

５　入札・契約制度改善の経緯

※数値は、特に注釈のあるものを除き県土整備部（平成21年度以前は土木部）関係のみ。

		～平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
法令等				H13.04 入札契約適正化法施行	H15.01 官製談合防止法施行			H17.04 品確法施行、H18.01 改正独禁法施行
談合事件			H13年１月最上地方における農業土木工事に公取立入調査（業界談合）			H15年９月置賜地方における測量、土木コンサルタント等業務に公取立入調査（業界談合）	H16年10月東北地方整備局等が発注した鋼橋上部工事関係の70社に独禁法違反で立入調査	
改善推進組織					山形県入札制度改善委員会設置（庁内組織）			
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札	Ｈ７年度ＷＴＯ案件に導入。10億円以上の土木工事、15億円以上の建築工事を一般競争入札とする。		１億円以上の工事に条件付一般競争入札の導入（４千万円以上についても実施可能）	４千万円以上の工事に条件付一般競争入札の拡大（１千万円以上についても実施可能）			
	地域要件、格付け等				県内全域からの応札を３億円以上から１億円以上に拡大	主観点数に工事成績評価等技術力のウェイト引き上げ	ＪＶ対象工事に単体業者が参加する混合入札とする	入札条件に工事成績や技術者の施工実績を設定
	指名競争入札		意向確認型指名競争入札の廃止と公募型の拡大	指名業者数を12業者に拡大、指名業者名は落札決定後に公表	指名理由書の作成要領を制定		業務委託の指名選定基準の制定	
透明性の確保	監視機能	入札監視委員会の設置（契約金額２千万円以上・発注予定１億円以上の建設工事）					測量、設計等業務委託（契約金額500万円以上）を審査事項に追加	
	予定価格	H11年５月から250万円超工事について事後公表		250万円超の建設工事全てについて事前公表				
	積算内訳書	閲覧による積算内訳の事後公表の実施		入札時に提出義務化、積算基準、設計単価公表			内訳書の審査要領を制定し、審査手法を統一化	
	契約情報等公開	H10年９月経営事項審査結果公表		発注見通し、指名選定理由、契約書等の公開	工事成績、低入札基準価格、最低制限価格の公表		測量等業務委託も指名理由、予定価格を公表（事後）	
	電子入札等					H15年11月試行		
品質の確保	低入札価格調査制度	Ｈ９年ＷＴＯ案件に導入 Ｈ１１公募型、意向確認型指名競争入札にも適用	２億円を超える建設工事を対象とする	設計金額４千万円以上の建設工事に導入	設計金額４千万円未満の建設工事に「最低制限価格制度」を導入	低入札コスト調査により完成時のコスト構造分析開始	失格判断基準・調査方法の改善、業務委託設計金額700万円以上に導入、技術者の増員義務付け（H17年１月～）	
	低入札対象工事件数			410	307	299	276	208
	低入札調査件数			26	26	26	40	20
	発生率			6.3%	8.5%	8.7%	14.5%	9.6%
	多様な入札･契約方式	入札時ＶＥ方式試行	契約後ＶＥ方式試行			ＰＦＩ事業の実施、業務委託に係るプロポーザル方式の試行	総合評価落札方式の試行	契約後ＶＥの実施、総合評価落札方式簡易Ｉ型実施（H18年１月～）
	工事成績評定					要領を改正し評価の厳格化		工事成績、技術者の施工実績を入札条件に設定
	評定平均点の推移					（土木･農林全体）→	73.8	74.6
不正の排除	指名停止措置機関							
	指名停止期間		談合、贈賄を定めている期間の２倍とする					
	損害賠償予約条項				契約約款に10%を設定（建設工事）	契約約款に10%を設定（委託業務）		
	コンプライアンス							
	元請下請関係			指導要領策定	元請下請調査88件	89件	97件	92件
	談合情報等対応		現場説明会廃止				マニュアルの統一化	
	談合情報の推移		1	4	2	5	7	1
県内の建設投資額（億円）		Ｈ８ピーク　9,601	8,062	7,086	5,976	5,355	4,918	4,816
建設業許可業者数（年度末）		（H11）　5,832	5,806	5,713	5,637	5,720	5,767	5,579
建設業倒産件数（暦年）		（H11）　35	43	42	52	48	48	37
建設工事落札率（指名）			96.0%	94.6%	94.6%	93.5%	93.2%	92.4%
建設工事落札率（一般）			－	92.9%	92.7%	92.9%	91.2%	90.5%
建設工事落札率（ 計 ）			96.0%	93.6%	93.0%	93.0%	91.4%	90.6%

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
H18.12 知事会指針		H20.07 県公共調達基本条例施行					
H18年４月市民オンブズマンが鋼橋上部工事の談合について損害賠償請求を怠っていると県を提訴	H19年３月置賜管内測量等談合に係る損害賠償請求の訴えを提起						
	H19年10月山形県公共調達改善委員会設置（外部委員組織）	H20年12月山形県公共調達評議委員会設置（外部委員組織）					
	250万円超１千万未満の工事について４月から一部、H20年１月から原則全面実施。事務軽減のため事後審査方式導入						
	応札可能業者は原則20者以上を確保する。主観点数に企業の社会性評価を導入		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正		
	指名業者数を拡大						
	指名停止措置の再苦情処理、談合情報の審査（１億円以上）を追加						
	事後公表の試行（H20年1～3月）	事後公表の試行（H20年10～H21年3月）	事後公表の試行（H21年6～）	事後公表の試行継続（H22年4月～）	事後公表の試行継続（H23年4月～）	事後公表の試行継続（H24年4月～）	事後公表の試行継続（H25年4月～）
個々の入札結果をホームページ上で公開（H19年3月～）							
本格実施	質問・回答の電子化		電子閲覧の本格実施				
	（業務委託設計金額700万円未満に最低制限価格制度試行導入）	建設工事・業務委託とも失格数値基準を導入（H20年6月30日～）、調査基準価格の引き上げ（H21年1月26日～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H21年6月1日～）	建設工事における現場代理人と配置技術者の兼務禁止、及び業務委託の入札で失格を繰り返す業者に対する、非指名措置制度を導入（H22.5.1～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H23年5月1日～）	・土木コンサルタント業務の調査基準価格および失格数値基準の引き上げ（H24年5月1日～） ・「非指名」措置等の検証と見直しの検討	業務委託における失格を繰り返す者に対する「非指名」措置の改正・強化（H25年4月～）
218	245	296	440	374	481	421	435
19	23	21	37	50	10	3	4
8.7%	9.4%	7.1%	8.4%	13.4%	2.1%	0.7%	0.9%
	総合評価落札方式簡易Ⅱ型実施	地域貢献活動を評価項目として設定可能に（簡易Ⅱ型）	簡易Ⅰ型とⅡ型は地域貢献活動の評価項目設定を必須に、標準型でも可能にして、本格実施	設計金額4000万円以上、原則全面実施。地域貢献活動の評価対象項目を拡大。（H22年４月）事後審査方式の試行（H22年７月）	・技術点に「品質等確実点」を導入 ・事後審査（簡易Ⅱ型）対象工事の範囲を拡大	・総合評価落札方式の建設工事における評価項目の拡充 ・土木コンサルタント業務の県土整備部における総合評価落札方式の試行 ・建設工事関連業務委託の県土整備部における県内業者優先指名競争入札の試行	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象期間の延長 ・土木コンサルタント業務における総合評価の試行基準（価格点）の一部改正（H25年5月）
75.3	75.6	75.8	76.5	76.7	77.0	77.5	78.1
	県機関（病院、企業局）の一本化						
	贈賄、独禁法違反行為、入札妨害及び談合について期間延長						不当な情報提供要求があったと認められた場合、指名停止とする。
	違約金特約条項改正（20%）						
内部通報制度施行	山形県職員倫理規程施行(H20年１月～)		公共調達スキルアッププログラムの施行			・建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供等要求等対応要領の整備	不当な情報要求対応要領制定（H25年4月～）
82件	80件	80件	80件	80件	80件	80件	80件
8	2	4	0	4	3	3	1
4,928	4,220	3,819	3,896	3,346	3,375	3,576	4,637
5,408	5,184	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720	4,728
57	53	49	36	26	16	17	12
92.5%	90.2%	90.8%	98.4%	96.9%	94.9%	97.9%	98.5%
88.2%	86.7%	88.7%	91.3%	90.4%	92.5%	94.5%	95.4%
88.5%	86.8%	88.7%	91.4%	90.4%	92.5%	94.5%	95.4%

平成26年度	平成27年度
H26.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法施行	発注関係事務の運用に関する指針
事後公表の試行継続（H26年4月～）	原則事後公表の暫定実施（H27年7月～）
	業務委託の発注見通しの公表を試行（H27年4月～）
業務委託における低入札価格調査対象設計金額の引上げ（H26年5月～）	業務委託における低入札価格調査対象設計金額の引上げ（H27年10月～県土整備部試行）
386	322
7	1
1.8%	0.3%
・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象機関の拡大（H26周知、H27～） ・県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し	・若手技術者育成モデル工事の試行（H27年7月～） ・予定価格の見積り活用方式の試行（H27年5月～） ・業務委託の総合評価の試行対象業務を拡大（H27年7月～）
78.9	79.4
60件	55件
2	1
4,479	4,384
4,755	4,747
12	10
98.9%	94.5%
95.8%	94.6%
95.8%	94.6%

第２部　物品及び役務等の調達関係

第１章　物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

１　物品関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が１６０万円を超える物品については、原則として一般競争入札（条件付）により調達している。

予定価格１６０万円以下の物品については、原則として、本庁及び総合支庁は山形県物品電子調達システムによる見積合せにより調達しており、山形県物品電子調達システムが導入されていないその他の公所は、文書による見積合せにより調達している。

（２）平成２７年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が１６０万円を超える物品について、調達方法の種類別でみると、件数で競争入札による調達が４０．９％、随意契約による調達が５９．１％となっている。また、前年度と比較すると、総件数が増加している中にあって、「随意契約によるもの（複数者）」の件数が減少し、「競争入札によるもの」と「随意契約によるもの（１者）」の件数が増加している。

これは、「随意契約によるもの（複数者）」として、この件数の大半を占める医薬品の調達件数が契約方法の変更に伴い減少したことに対し、「競争入札によるもの」として、山形県立東桜学館中学校・高等学校開校や山形県立こども医療療育センター新医療棟開設等に伴う機械・器具の調達件数が増加したことや、「随意契約によるもの（１者）」として医薬品の調達件数が増加したことによるものである。**（表－1）**

なお、「随意契約によるもの（１者）」については、医薬品のほか、特定の物品の国内唯一の販売店等からの購入や製造業者からの直接購入によるもの等となっている。

表－１　予定価格１６０万円超の物品調達件数の年度別推移

（単位：件、％）

調達方法＼年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		増減(27−26)
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの		279	38.4	205	31.2	318	40.9	113
随意契約によるもの	複数者	362	49.9	387	58.8	348	44.7	▲39
	１　者	85	11.7	66	10.0	112	14.4	46
	小　計	447	61.6	453	68.8	460	59.1	7
合　　計		726	100.0	658	100.0	778	100.0	120

２　印刷物関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が２５０万円を超える印刷物については、原則として一般競争入札（条件付）により調達している。

予定価格２５０万円以下の印刷物については、物品と同様に、原則として、本庁及び総合支庁は山形県物品電子調達システムによる見積合せにより調達しており、山形県物品電子調達システムが導入されていないその他の公所は、文書による見積合せにより調達している。

また、契約の適正な履行を確保するため、平成２２年度から、会計局会計課が発注する予定価格が５０万円を超えるもの（ＷＴＯ案件を除く。）を対象に最低制限価格等を設定し、平成２４年度からは設定対象金額を３０万円以上に引き下げた。

（２）平成２７年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が２５０万円を超える印刷物の製造請負について、調達方法の種類別でみると、件数で競争入札による調達が７５．０％、随意契約による調達が２５．０％となっている。**（表－２）**

なお、「随意契約によるもの（１者）」は、原版所有、試験問題等の印刷、障がい者就労施設との契約となっている。

表－２　予定価格２５０万円超の印刷物製造請負件数の年度別推移

（単位：件、％）

調達方法＼年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		増減(27−26)
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの		10	71.4	10	55.5	12	75.0	2
随意契約によるもの	複数者	1	7.1	1	5.6	0	0	▲1
	１　者	3	21.5	7	38.9	4	25.0	▲3
	小　計	4	28.6	8	44.5	4	25.0	▲4
合　　計		14	100.0	18	100.0	16	100.0	▲2

また、印刷物に係る最低制限価格等の設定状況については、平成２７年度の設定件数は８２件、うち失格件数は２５件となっている。**（表－３）**

表－３　印刷物の最低制限価格等設定状況

（単位：件）

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	設定件数	うち失格	設定件数	うち失格	設定件数	うち失格
総価契約	55	9	48	11	66	25
単価契約	12	0	13	2	16	0
合　　計	67	9	61	13	82	25

※設定対象金額は、予定価格30万円以上（ただし、ＷＴＯ案件は除く）

３　業務委託関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が１００万円を超える業務委託については、原則として競争入札（指名競争入札又は一般競争入札）としているが、「建物等の保守・管理・運営」及び「廃棄物処理」のうち１２業務については、平成２０年度から、原則として一般競争入札（条件付）により調達している。

また、平成２２年度から、過度な低価格入札による品質の悪化を防ぐため、１件の設計金額が７００万円以上の役務の調達に係る低入札価格調査制度の適用を、それまでの３業務から１３業務に拡大した。

なお、予定価格１００万円以下の業務委託については、主に随意契約で行っている。

（２）平成２７年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が１００万円を超える業務委託は、前年度と比較すると総件数がやや増加しており、「競争入札によるもの」と「随意契約によるもの（１者）」、いずれも件数がやや増加している。

これは、「競争入札によるもの」として、長期継続契約の期間終了に伴う庁舎等保守管理業務等の調達や新規のシステム開発等の調達件数が増加したことによるものであり、「随意契約によるもの（１者）」として、機械・機器の修理や生活困窮支援・相談等の調達件数が増加したことによるものである。**（表－４）**

また、業務委託の契約金額の分布をみると、１件の契約金額が５００万円未満のものが全体の約７割を占め、うち比較的少額な３００万円未満の業務委託が全体の４割を超えている。

なお、契約金額が２，７００万円以上の業務委託は、ふるさと山形四季旅事業、山形県立病院医事事務、山形県ドクターヘリ運航業務等が主なものである。**（表－５）**

表－４　予定価格１００万円超の業務委託件数の年度別推移

（単位：件、％）

年度 / 調達方法	平成25年度		平成26年度		平成27年度		増減(27−26)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	273	27.3	234	32.0	285	33.6	51
随意契約によるもの（１者）	727	72.7	497	68.0	564	66.4	67
合　　計	1,000	100.0	731	100.0	849	100.0	118

表－５　業務委託の契約金額の分布

（平成27年４月～平成28年３月、単位：件、％）

契約金額 / 件数等		合　計	500万円未満	うち300万円未満	500万円以上 2,700万円未満	2,700万円以上
件　数		849	571	345	228	50
構成比		100.0	67.2	40.6	26.9	5.9
参考：前年度	件　数	731	466	309	214	51
	構成比	100.0	63.7	42.3	29.3	7.0

※１　予定価格が100万円を超えるものについて掲載

※２　平成27年度における政府調達に関する協定（ＷＴＯ）の適用基準額は2,700万円以上（うち特定役務がＷＴＯ適用対象）

１件の予定価格が１００万円を超える業務委託について、調達方法の種類別でみると、件数で「競争入札によるもの」が３３．６％、「随意契約によるもの（１者)」が６６．４％となっている。（表－４、表－６）

随意契約（１者）の理由としては、品質確保のため設置・施工・開発業者への委託（設備等の運行・点検・修理、情報通信・コンピュータ関連のシステム運用保守など）や企画競争によって相手方を選ぶプロポーザル方式において選定した者への委託（企画・製作など）等によるものである。（表－６）

表－６　業務委託の分類別の件数

（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月、単位：件、%）

調達方法 / 大分類		合計	競争入札による契約			随意契約（１者）による契約
			小計	うち一般競争入札	うち指名競争入札	
1 建物等の保守・ 管理・運営		123	104	94	10	19
2 廃棄物処理		26	14	14	0	12
3 設備等の運行・点検・修理		107	31	17	14	76
4 調査・研究		56	30	4	26	26
5 情報通信・ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ関連		95	31	25	6	64
6 企画・製作		35	5	4	1	30
7 運送・旅行		7	5	3	2	2
8 その他		400	65	29	36	335
合　計		849	285	190	95	564
構成比		100.0	33.6	22.4	11.2	66.4
参考	平成 26 年度	731	234	154	80	497
	平成 25 年度	1,000	273	152	121	727

※予定価格が 100 万円を超えるものについて掲載

業務委託に係る低入札価格調査制度の運用状況については、平成２７年度における１件の設計金額が７００万円以上の制度対象件数は２７件、うち調査の対象件数は４件となっているが、失格者は生じていない。（表－７）（表－８）

表－７　業務委託の低入札価格調査制度運用状況

（単位：件）

平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
制度対象			制度対象			制度対象		
	うち調査対象			うち調査対象			うち調査対象	
		うち失格			うち失格			うち失格
26	1	0	23	6	0	27	4	0

（参考）業務委託の種類

業務委託については、便宜上、大分類で８種目、小分類で４９種目に区分整理している。

表－８　業務委託の分類

大分類		小分類		一般競争入札（条件付）対象業務	低入札価格調査制度対象業務	
番号	種目	番号	種目	H20～	H16～	H22～
1	建物等の保守・管理・運営	1	建物清掃	○	○	○
		2	浄化槽・貯水槽の清掃・保守	○		○
		3	警備	○	○	○
		4	空調設備保守	○		○
		5	自家用電気工作物保守	○		○
		6	電気設備保守			
		7	通信施設設備保守			
		8	エレベーター・自動ドア保守			
		9	消防防災設備保守	○		○
		10	施設設備の管理	○		○
		11	受付・電話交換業務	○		○
		12	ねずみ昆虫駆除	○		○
		13	環境測定	○		○
2	廃棄物処理	1	廃棄物収集・運搬・処分	○		○
		2	その他	○		○
3	設備等の運行・点検・修理	1	自動車・船舶・航空機等			
		2	機械・機器・金属製品			
		3	設備（庁舎等以外）			
		4	楽器、音響、照明等			
4	調査・研究	1	調査・分析			
		2	研究			
		3	検査・測定			
5	情報通信・コンピュータ関連	1	システムの設計・開発		○	○
		2	システムの運用保守			
		3	データ処理			
		4	データ・情報提供			
		5	データのオペレーション			
		6	コンピュータの保守管理			
		7	その他			
6	企画・製作	1	物品・看板			
		2	映画・ビデオ			
		3	写真・製図			
		4	広告・広報			
		5	イベント等の企画・運営			
		6	デザイン企画			
		7	ホームページ作成			
7	運送・旅行	1	旅客運送			
		2	貨物運送			
		3	旅行			
8	その他	1	クリーニング			
		2	医事			
		3	検体検査			
		4	給食			
		5	環境保護			
		6	施設の管理運営業務			
		7	研修・講習・訓練等の実施			
		8	保険			
		9	監査・コンサルティング			
		10	その他			
8 種目		49 種目		12 業務	3 業務	13 業務

第２章　地元調達運動の取組み

平成２１年１２月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、品質と競争性等の確保にも留意しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを平成２２年度から実施している。

主な取組み内容としては、予定価格１０万円以下の物品購入、２５０万円以下の印刷物の製造請負及び１００万円以下の業務委託については、地元調達率９５％以上を数値目標として、地元企業への発注に努めている。

なお、平成２６年度から、物品購入の対象金額を５万円未満から１０万円以下に、印刷物製造請負の対象金額を５０万円以下から２５０万円以下に引き上げている。

平成２７年度については、引き続き地元調達率９５％以上を数値目標として取組みを実施し、地元調達率は、件数で、物品購入において９５．９％、印刷物の製造請負において９９．７％、業務委託において９９．４％となっており、いずれも目標を達成している。（**表－９**）

表－９　地元調達の実施状況

区　分	対象金額（予定価格）	実施機関	地元調達率		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
物　　品	10万円以下	全所属	95.9%	95.9%	95.9%
印 刷 物	250万円以下	全所属	99.9%	99.8%	99.7%
業務委託	100万円以下	全所属	98.5%	98.6%	99.4%

※１　県内企業からの調達が困難なもの及び病院事業局発注分を除く。
※２　平成25年度までの対象金額は、物品が5万円未満、印刷物が50万円以下。
※３　調査対象期間は、各年度4月～12月。

平成２８年度の取組みとして、これまでと同様、地元調達率９５％以上を数値目標とするとともに、評価・検証を行いながら、各所属とも地元調達率１００％達成に向けて、所属長及び職員一人ひとりが地元企業の受注機会の拡大の取組みと県産品愛用運動を推進する。

具体的には、予算主管課においては、公所で調達できると考えられるものについて、予算配当替えを行うことにより公所での地元調達に配慮するとともに、発注担当課においては、物品等の納入について、できる限り十分な納入期間を設定することにより地元企業の見積合せへの参入の機会を確保するよう努めていく。

第３部　山形県公共調達評議委員会の開催

１　平成２７年度第１回山形県公共調達評議委員会審議事項の概要

１ 開催日時：平成27年８月４日（火）10:30～12:00
２ 会　　場：山形県庁　　1001会議室
３ 出 席 者：委　員　　五十嵐委員、楠委員、澁谷委員、遠藤委員、新井野委員
今井委員、髙橋委員
県・事務局　上坂県土整備部長、青柳会計管理者など21名
４ 議　　事：(1) 建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて
(2) 物品調達等に係る入札契約制度改善の取組みについて
(3) その他
５ 審議経過
主な質問、意見等は以下のとおり。

（１）建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて
・公共調達に係る入札契約制度に関する報告書の概要
・平成２７年度における改善の取組み

委員　：　改善されているなという感じを受ける。非常に前向きにやっていると評価したい。
ただ､設計労務単価の格差が拡大しているというのが気になる。特に隣県との格差ということになると本県にとっても大きな課題。若手の労働者が流出する可能性も大きいだろう。何か格差を縮める方法を見出すことが非常に大事。
併せて、今年から土木エンジニアリング科が県立産業技術短期大学に設置される。非常に前向きないい政策だと思うが、この学生も技術を習得したあかつきには、県内に残らず労務単価の高い県外へ行くようなことになると、なんとなく割り切れないような感じがする。

県　：　設計労務単価の格差の問題だが、ご存知のように東日本大震災の関係で、隣県特に宮城県、福島県などにおいて震災関連の業務量が多く、人手不足から労務単価が底上げされてきている。
実際本県からも技術者が隣県へ流れていることは、設計労務単価からも推し量れるのかなと思う。部長から、国交省へ直接本県の実態を説明してもらい、国交省からもある一定程度の理解は得られていると思うが、設計労務単価は実勢単価に基づいていることから、労務単価をそのまま賃金として支払っていただき、それを労務単価の調査に反映していただくというのも重要なことと考

える。隣接県との格差を一挙に縮めるのはなかなか難しいと思うが、例えば南東北３県くらいでも同じような状況になるよう、政策提案の活動もしている。ご理解をいただきたい。

産業技術短期大学校に関しては、県内の高校生が技術系・土木系への進学を希望する際、本当は地元に残りたいという希望も多いと聞いている。ただ、進学先がないので隣県等に行かざるを得ない。本県だけ土木系の学ぶところが無いという現実があり、そのまま他県へ就職しまうという状況があったのだろう。ただ、学生さんの中には、山形県に戻りたい、残りたいという意識は強いと聞いており、本県にそういった学校が出来れば、相当程度の学生さんに残っていただけるのではないかと考えている。

委員　：　これから注視していきたい。ここと関係ないが、医療大学とか、保育士の問題とか、山形で資格を取られて、就職する時は県外。そういうことが現実的に起きている。これもどういう方法があるのか。

もう１点、去年の入札不調は減って118件。8.6%。前年度より減少したが、この不調の最たる原因は何か。

県　：　入札不調になるケースは、どうしても現場が遠いとか、簡単にいうと業者さんが儲かる仕事ではないと思っている場合が考えられる。

労務単価もそうだが、隣県で発注量が増えたことによる技術者不足もあり、なかなか入札に参加出来る状況でないこともあったのだろう。ましてや、利益が生める工事にまず応札したいということから、どうしても現場が山の中であるようなものについて、入札に参加いただけない状況があると考える。

ただ、そのような中でも県内業者さんにいろいろとご協力いただき、このように入札不調の件数は減ってきていると考えている。

委員　：　やはり人手不足というのは今抱えている難題かと思う。これに対する対応なども敏感にされていると思うが、さらにきめ細やかに、入札不調が出来るだけ少なくなるような対応を考えていただきたい。

委員長　他の委員からも業者さんの実態も踏まえてご意見あればお願いしたい。

委員　かなりいろいろな問題ある。今、設計労務単価の話題があったが、先日国交省との意見交換会において、高齢化社会で公共事業を担当する業界から将来若手がいなくなるだろうではなく、もう間違いなくいなくなるという、最大の危機感を持った話があった。

県ではどのようにとらえているのか。

県　：　若い方が減ってきているのは現実。人口減少も踏まえ、今年度も若手技術者育成モデル工事の制定等様々な施策に取り組んでいる。

建設業者さんが無くなるのは地域の崩壊につながると思っており、若手の方の確保は非常に重要と考えている。これから効果を検証しなければならないが、本年度からも様々な事業に取り組んできているところ。

委員　：　先日の国交省の会議の中でも様々な話が出たが、将来的に人口減少していくのは間違いない。そんな中、今現在、若い人がとにかくこの業界に魅力を感じなくなった。なぜなのか。

やはり、他の業種をみても、完全週休二日制、残業や深夜作業はほとんど無い。だから、建設業界も他業種と同じような待遇でなければ魅力を感じない。特殊作業や災害復旧等の緊急時を除いた通常時において、他産業と同じような待遇でなければ、若い人は集まらない。ただ、いくら他の産業と同じ条件にしても、働く場所の条件がまるで違う。屋外作業中心で冷暖房が効いた部屋の中とは違う。それを超えて魅力あるものにするにはどうすればよいのか。

県で今必死にやろうとしているのは技術者の問題。現場で直接働く作業員の方々、炎天下でこういう作業をし、そして何よりも収入が一番低い。だから先ほどの設計労務単価の格差、なぜ山形県が低いのか。太平洋側と日本海側でかなりの差がある。しかも東京と比較すれば、とんでもない差がある。これは、国が一極集中の政策をやっている影響ではないか。

これから人口が一極集中する。山形県の人口減少も極めて話題になっているが、やはり収入の多い所に人は流れるのは当たり前。

自然減少と人口流出、この二つの問題。ただ、自然減少よりも人口流出の方が山形県の場合多いのはなぜか。やはり収入の問題ではないか。普通作業員の設計労務単価をみると、東京は平成 9 年 15,900 円。それが今、19,200 円。120%まで戻っている。宮城県は 19,000 円だったのが 16,400 円、86.3%まで戻っている。山形県は平成 11 年、20,000 円だったが、今現在 14,700 円。まだ 73.5%までしか戻っていない。なぜこういう結果になるのか。これから先、この問題を解決しない限り、公共事業のなり手というか、働く方々がいなくなる。すぐ目の前に迫っている。現場の労災事故の関係を調べると、高齢者が事故の 8 割、9 割になっている。もうあと、本当に 10 年以内にはなくなってしまう。若手の作業員が誰も入っていない。

今年は、平年気温より３．７℃高いそうだ。炎天下作業における熱中症対策ということで、各社いろんな工夫をやっている。救急搬送や死亡事故が、いつ何時起こるかわからない。県では、工期をどのように考えているのか。

あまりにも炎天下で労働条件が厳しい時は、作業を中止し休みにしなければならないという事態も起きている。そこを踏まえて工期設定も考えていただきたい。これからの安心安全、県民のために作業に従事される若い方々が増えるように、適切な政策をよろしくお願いしたい。県自体としてもやり得る取り組みはあるはず。本当に建設業界には若い人がいない。今、あらゆる業界で若い人が一番多いのは公務員でないのか。よろしくお願いしたい。

委員長　：　国策にも関わって、国の在り方にもつながる大きな問題に行きつくのではないかと思う。政治に携わる人によく考えていただきたい気もするが、県でもやれることがあるとすればどういうことをやっていくのか。

県　今の委員からのお話、非常に重要な問題だと考えている。

やはり、若者に来てもらえるような職場にしなければならないというのは本当に切実な問題。今回、担い手３法というように、まさに若い担い手をどうこれから呼び戻すかというための法律改正だと思っている。

やはり一番大事な労務単価の問題については、本省に行った時に、隣接県との格差が入札不調の理由の一つにもなっているということを具体的に申し上げて、強く要請してきている。

ただ、労務単価を上げるためには、業界の方で賃金にきっちり反映していただくことが、大きな両輪の一つと考えている。

そこは官民両方を挙げてやっていく必要があるのではないか。

週休二日制の問題については、議論する中で、業界からは実は様々なご意見がある。週休二日にして欲しいという意見がある一方、集中的に働きたいということで土日も働いて収入を得たいという意見もあると聞いている。そこは建設会社さんのご理解とご協力のもと、どういう形がいいのかをこれからご相談していきたい。

現実に即した解決策を考えていくことが必要だと思っているので、今後とも意見交換をよろしくお願いしたい。

委員　：　今、話があったが、現在の設定単価で14,700円。落札率掛ければ13,900円。それに自己負担の社会保険料を差し引けば、手取りいくらだと思うか。週休2日、週40時間、年間245日で考えて平均年収270万～280万くらいにしかならない。それが現実。他の公共

作業と比べれば、建設業の作業員の方の収入はべらぼうに低い。だから、結局週４０時間を越えて働きたい。そうでないと収入が得られないということ。ぜひ検討してほしい。

県　：　お互い賃金を上げる努力を一緒にやっていくことが必要。

委員　：　陳情等も相当行っている。やっとここまで上がった、40％大幅アップと書いてあるが、全然大幅などというものではない。まだ戻っていないということ。

委員長　：　ご意見ということでよろしいか。他の委員の方でご質問、ご意見があれば。

委員　：　総合評価落札方式の拡大で、今年度から測量、地質、補償コンサルまで拡大する予定とあるが、測量業務だけをとってみると総合評価は難しいと思う。

測量法に基づいて作業するわけだから、総合評価をどう評価するかという部分が問題。土木設計業務と併せ測量業務を一緒に総合評価の入札方式に出来ないか。

それから、今年から発注見通しを公表していただいているが、件数があまりにも少なすぎて、予想される効果の受注計画を立てることが出来ない現状だと思う。１千万以上という形で限られているので、１千万前後くらいにしてはどうか。

また、出ている総合支庁と出ていない総合支庁があり、今年度ではこの検証は出来ないのかなと思う。建設コンサルタント業界は夏場しか働くことが出来ない訳で、発注が６月以降７月になるとほとんど半年ぐらいしか現場で働くことは出来ない。冬場は設計等を行っているが、県外に出ていく会社も多いし、なかなか若い人が集まらないという現実もある。

半年間で１年分を稼ぐということは当然休みも少なく残業もあるということで、労働環境は厳しい業界だ。そのあたりも踏まえ、早期発注、平準化という形の計画をお願いしたい。

県　：　まず、総合評価については、どの部分を評価していくのかという点に関して、工事と違いなかなか難しいところがある。現在試行という形で進めているため、今後試行の効果等を踏まえながら検討を進めていきたい。

発注見通し公表だが、現在１千万以上の業務委託について行っているが、現実は１千万以上の案件数は非常に少ない。今後、拡大していきたいと考えているが、業務委託の発注の形態は、一般競争入札ではなく指名競争入札が多い状況で、工事と違い受注計画を受注者側でうまく立てられないという部分が大きな障害と考えている。発注の平準化と併せ、大きな課題として取組んでいき

たい。１千万については今後、準備が出来次第下げていくような方向で考えたい。

県　：　発注見通しについては、今年度からの試行開始にあたり、可能な限り公表という形で始めた影響もあって件数が少ないと考えている。まずは試行の検証をして、業界の声も聞きながら出来る限り多くの発注見通しを公表出来るようにしていきたい。

委員　：　測量試験費を工事費のように金額を出すということは難題と思う。ただ、測量試験費の予算が今年はいくらかというのが全然見えない。工事が多い年とか測量が多い年とか波があるから、大幅な概算でも把握したいという業界のニーズがある。それも数字が一人歩きする場合は危険だが、ある程度各社で年間の計画が立てられるようご検討いただきたい。

（２）物品調達等に係る入札契約制度改善の取組みについて

・公共調達に係る入札契約制度に関する報告書の概要及び平成２７年度における改善の取組み

委員　：　品質確保の取組みについて、印刷物に最低制限価格を設定していることはわかるが、品質が確保されているかどうかはどの様に確認しているのか。

県　：　印刷物の品質確保については、印刷物を発注し、納品後、検査を行なう。その検査の中で、例えば落丁や誤字脱字が無いかをチェックする。

最低制限価格と品質確保の関係については、仮に最低制限価格がないとすると、競争の結果、安ければ安いほど県にとっては良いが、極端なケースでは、昔、１円入札ということもあり、低価格で落札すると、企業としても長続きはしないということになる。その企業はどこかで元を取ろうとするから、どうしても製品のチェック体制が甘くなって、誤字などが多くなってくることがある。担当課でも納品された印刷物をすぐ使わなければならない場合があり、納期ギリギリでの納品時に乱丁があることが分かると、職員自身が直さなければならないということもある。ある程度、企業が成り立つ価格を設定して、最低制限価格以上の価格であれば適正な仕事、品質が確保出来るという考え方から、３０万円以上の印刷物発注を対象に最低制限価格制度を導入、実施している。

委員　：　業務委託について、確か３千万円以上がWTOの対象だったと思うが、WTOは地元調達に持っていきにくいという説明を以前から聞いていた。

今日の説明では、地元調達が進んでいるとのことだが、この

WTOもクリアしたということか。現状はどうなっているのか。

県　：　委員ご指摘のとおり、2700万円以上がWTO対象となる。それより金額が下回った場合だと、今回のように良い結果が出ているが、2700万円以上のWTO対象となると、条約によるものなので、例えば地元調達の要件を入れることが出来ない。よって、金額の張るものは、どうしても価格競争となる。

委員　：　清掃業務とか、他のいろんな業務も、恐らく県外の遠くから来てそれをやろうということは少ないのではないか。県外本社の企業が取っても、働く人は皆、地元の人だと思う。そういう意味では、やはり地元の企業が地元の方々の働く場所を作る、特に寡婦とか母子家庭とかそういう方々が確か優遇されているというのは、県として働く場所を提供していくという面で、非常に良いことだと思う。是非、地元調達をこれからもしっかりと対応していただくよう要望する。

県　：　地元企業の方が何かあったときの対応が早いといったこともあるので、発注側にも当然プラスになる。いろいろな方策も考えながら地元調達を推進していきたい。

委員　：　業務委託に関して、価格の失格基準はあるか。

県　：　予定価格700万円以上のものについては、低入札価格調査制度がある。

委員　：　低入札価格調査制度は調査をクリアすれば、いくら低価格でも契約するということか。

県　：　そうです。

委員　：　ここに問題がある。清掃作業とかの業務委託というのは人件費が大きい。ところが、あまりにも低賃金のために公契約条例を制定する自治体が増えてきている。県の条例で最低賃金を決めようということ。しかも、清掃等の業務委託だけでなく、建設工事、公共事業にまでこれを広げようとしている。だから、業務委託にも、低入札価格調査制度ではなく、建設工事と同じように最低制限価格制度を設けてもらわないと全てに公契約条例を制定しようとする自治体がますます増えるのではないか。公契約条例の制定ではなく、最低制限価格制度の導入をよく考えていただきたい。

委員長　：　公契約条例について、県の状況も併せてご説明いただきたい。

県　：　まず、低賃金の問題について、県では人件費についてはある程度見て、予定価格を設定しているので、その価格で業務をやっていただけるのであれば低賃金とはならないが、業務委託において金額的に過度な競争がある場合、あるいは全国的に競争することになる WTO 案件の場合に、低賃金の問題が発生してくると聞いている。

仮に、最低賃金を下回ることがあれば、契約は出来ない、ということも考えている。もちろん最低賃金でいいのかという議論はあるが、最低限そこはクリアしていき、生活出来る賃金という面にも意を用いていかなければならないと考えている。

あるいは、今年から実施している総合評価一般競争入札において、賃金の部分はなかなか条件には付せないが、例えば前にも委員からご指摘いただいた、社会保険の加入について総合評価で差別化を図ることも考えている。出来るだけ働く人が普通に生活できる条件となるよう考えていきたい。

公契約条例については、なかなか難しいものと思っている。現段階では公契約条例制定の検討はしていない。総合評価の方で低賃金の問題をクリアしていきたいと考えている。

委員　：　山形市で公契約条例を制定しようとし、１年かけて各委員会で検討した結果、本会議で否決になったが、全国では４、５箇所の市町で公契約条例を制定している。物品関係や業務委託の労務費関係をあまりにも安い金額で契約しようとしている自治体の契約を条例制定により抑えようとしている。

入札で工事と同じように低入札価格調査制度の基準価格、最低制限価格を設ければそういうことは起きない。入札制度を変えられないのか。国の関係などの理由で県だけでは制度を決められないのか、それとも県だけで制度を設けられるのか。

県

県だけで決めることができる。

委員

県で決めれば、市町村も追随すると思う。市長さんとも話したが、「県では決まってない、だからいいんだ」という話で、それではいつまで経ってもダメだ。働く方の賃金が上がってこない。

委員長　：　ご意見としてお伺いしてよいか。全体的なことに関して何かあれば。

委員　：　県の公共調達の予算が、今年度はずいぶん対前年度よりも減るようだ。県に限らず全部だが。今、落札率が 95%だからいいというが、そうではない。仕事の量があれば 95%だが、だんだん仕事

が減ってくればまたダンピングが始まってくる。そういうことで、調査基準価格の引き上げをお願いする。

入札制度において、総合評価の入札方式と県でやっている価格競争、だいたい入札件数は半々。だから県の方の最低制限価格方式、これをまず減らして総合評価方式をどんどん増やしていただきたい。これから予算が増える見込みはなく、また減っていくという中で、今のような落札率を維持できるかどうか。またダンピングの世界に戻るのではないか。だから調査基準価格の引き上げをお願いしたい。

委員　：　委員会の対象外になるかもしれないが、指定管理者制度において、指定管理者が決まった後、それが下請けに出されると、低入札価格制度とかが反映されないのではないか。これは、県土整備部や農林水産部だけの問題ではないので、この場で議論すべきかどうかだが、当委員会で、指定管理者における入札の制度等々がどうあるべきかという検討をすることは全く該当外と判断してよいか伺いたい。

県　：　公共調達に係るものについては、この委員会で議論するということになっている。委員からの提案については総務部の所管になるかと思うので、総務部とも打合せをしながら次回まで検討したい。

委員　：　ここで議論していいのかどうかを含めて考え方等々、もし該当するとすればこの次あたりに議論する機会があればありがたい。

県　：　公共調達基本条例等も鑑み、また各委員に説明したい。

委員　：　先ほど、担い手確保の問題があった。地元の若い人たちをどう育てていくか、要はどうインセンティブを与えていくか。地元の学校を出た若い人を採用した企業に総合評価とか有利な形で受注してもらうとか。そうしないとそもそも雇うだけの余裕が出来なくなってしまう。全体考えたときにそういうインセンティブをどう考えていくのか。担い手確保３法の改正があって、品確法の趣旨も、総合評価等で若い人たちをどう取り込んでいくか、そういう内容になっている。

先ほどあった産業技術短期大学、それは県でやっているわけで、まずは県でやっているものであれば県の方針として、総合評価もその中にどう取り込んでいくのか。重点的にそこに利益を配分していくということも必要だと考える。仕組みづくりは難しいと思うが、インセンティブが大事だろう。

委員　：　TPP や WTO 等の契約の関係において、今後 TPP が締結になって、業務委託についても WTO より金額が下がるという話も聞いている。今後の影響がどうなるのか、次回でもご指導願いたい。

県　：　TPP で議論になっているのは WTO 金額以下ですと FTA のものが主体ではないか。TPP が成立すると、半分とか三分の一の額になる可能性もあると言われているようだ。当然地元発注に影響が出るので、今後注視していかなければならない。ただ、まだ詳しく公表されていないため、今後調査し回答したい。

以上

２　平成２７年度第２回山形県公共調達評議委員会審議事項の概要

１ 開催日時：平成28年２月１２日（金）13:15～15:15
２ 会　　場：あこや会館　ホール
３ 出 席 者：委　員　　五十嵐委員、楠委員、澁谷委員、遠藤委員、新井野委員
今井委員、髙橋委員
県・事務局　上坂県土整備部長、青柳会計管理者など18名
４ 議　　事：(1) 平成２７年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について
(2) 平成２８年度における主な入札契約制度改善の取組みについて
(3) 物品調達等に係る入札契約制度改善の取組みについて
(4) 指定管理者制度について
(5) その他
５ 審議経過
(1) 平成２７年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について
委員　：　①の若手技術者育成モデル工事の試行に関して、28年度以降も引き続き試行件数を拡大し継続実施としているが、他県では、国土交通省九州地方整備局などにおいて、女性の登用促進、育成という視点から、若手技術者だけでなく女性技術者の配置についても加点評価されている。この点について山形県では今後どの様に考えるか。
県　：　若手技術者育成モデル工事については、7 月から開始したばかりであり、まずは来年度も引き続き実施したい。
女性技術者の育成・確保に関しては、県内の女性技術者と女子高校生の意見交換会などを実施していきたいと考えている。また、今年度から実施中の大型免許取得支援について、若手技術者に加え女性も対象とし、70 名の助成対象のうち 4 名の女性について支援を行った。
県としても、女性の進出については後押しをしていかなければならないと考えている。
委員　：　業務委託において、調査対象金額を段階的に引き上げた結果、低入札調査は激減したとされ、引上げに伴う落札率については影響ないとあるが、低入札調査が激減すれば落札率は上がるものと思われるがどうか。
県　：　低入札調査については、調査に該当したものが必ずしも失格になるという訳ではなく、項目毎の失格基準を1項目も下回らない場合、結果として調査基準価格以下の落札額で落札される。低入札基準については公表しており、本来、適正な利潤を確保していただいたうえで落札していただくのが一番いいと考える

が、実態としては業務委託については特に調査基準価格付近での落札が多かったようだ。今回、低入札調査件数も減少し、検証件数もまだ少ないこともあって、引き上げによる落札率への影響は見られなかった。

委員　：　低入札調査をどのくらい厳格にやるかとか、あるいは実際失格になる場合とか、内容によっても落札率への影響が考えられる。今後も、調査・分析を行っていただきたい。

県　：　業務委託の内容によっても、低い落札率となったり、高止まりしたりする。実施年度や、業務の種類によって対象案件数の違いもあり、基準引上げの影響がすぐに落札率に現れるということはなかったのかなと思う。ただ、低入札調査に該当する案件が減少することでダンピング防止は図られているものと考えている。

県　：　補足すると、工事の低入札と業務委託の低入札には違いがあり、工事の場合は調査基準価格以下になると、総合評価で減点され、失格となることが多いが、業務委託の低入札については、しっかり調査をして品質が確保出来ないと判断される場合以外は、基本的には落札となる。よって、低い落札率での受注が可能といった面がある。本改正において、最低制限価格制度の範囲が拡大され基準値を下回ったら即失格となるケースが増えることとなる。

(2) 平成２８年度における主な入札契約制度改善の取組みについて

委員　：　建設工事の調査基準の引き上げについては感謝する。これまで、再三にわたり要望してきたが、この度改定されるということで、我々の要望が少し汲み入れられたのかなという思い。

89%から 90%に 1%上がるということだが、実際は一般管理の率の上昇を勘案すると、逆に下がっている。

今回88.62%ということなり、0.63%のアップ。隣県である新潟県並みにお願いしたい。

委員　：　業務委託の関係について、低入札調査基準を上げていただき感謝する。この10%上乗せという基準は、低入札価格調査制度に対してだけなのか、最低制限価格制度については率が公表されていないが、こちらは現状どおりか確認したい。

県　：　最低制限価格については非公表とさせていただいている。ご理解をいただきたい。

委員　：　低入札価格調査制度の対象は、件数も少なく実際地元業者の参加も非常に少ないと思われ、県内業者からしてみれば正直あ

まり影響ないという認識だろう。最低制限価格の上昇が一番気になるところ。平均落札率が87.6%とされているが、調査では80%以下の落札が多く、低いものでは70%という最低制限価格の場合もあり、どうしても発注量が減少すると、最低制限価格付近での落札が増えるという現状がある。特に今年は業務量が減少し、価格競争が激しくなっている。来年もそのことが危惧される。担い手育成が叫ばれてきているが現実そこまで余裕がないという業者が多いのでそこを加味して欲しい。

県　：　技術者育成のための一般管理費等技術経費の部分についての10%程度上乗せを考えており、適正な利潤が得られる形で受注がなされればとの思いもあって改正を行なった。

(3) 物品調達等に係る入札契約制度改善の取組みについて

委員　：　資料3の平成25～27年度の取組み状況中、2地元調達率の表について、調査対象期間が4月から12月となっており、1月から3月が入っていないのはどうしてか。通年でみないと正しい認識にならないのではないか。

県　　かつては年間で調査していたが、年度末の 3 か月間については、次の年度初めの繁忙期に調査業務が重なるということがあり、事務効率化の観点から平成 25 年度以降は 4 月から 12 月までのデータで検証している。1 月から 3 月までは、過去のデータによりほぼ同様の傾向であることが分かっており、問題なく把握できるという認識でいる。

(4) 指定管理者制度について

委員　：　指定管理者制度について初めて説明を受けたが、制度を導入してから年数もだいぶ経過して非常に定着したかなという印象。ただ、対象範囲が広くて、福祉施設などからあらゆるハード的な管理まである。また、請け側のほうも株式会社やその他多岐多彩に渡っているので、それぞれの施設によって受け止め方はまた違うだろうと思う。一番危惧しているのは、公共調達評議委員会で議論されている、最低制限価格とか労務単価の問題。

入札制度と違って、指定管理者が請負い、請負った指定管理者が人を雇ったり、別会社へ委託をするという、いわば孫請けのような形にもなるので、果たして労働単価のようなものが正確に伝わって、守られていくのか。また、請け側の意見が反映

されるのか。特に今回の公共調達評議委員会では、社会保険制度への加入が義務化されたとういことだが、同じように、指定管理者に請負われ労務に携わる方々が、そういう、最低制限価格制度や社会保険制度によりしっかり守られているのかどうか。その点検等はどのようになされるのか。

県　：　ガイドラインの10ページに、労働法令遵守などについて、指定管理者の責務として適切な配慮がなされるよう協定書に明記することとしているのに加え、先ほど資料4ページでお示ししたとおり、毎年度モニタリングを行い、きちんとした管理運営状況であるかチェックしており、その結果も公表している。

また、孫請けに出した場合の人件費について質問があったが、指定管理者制度は請負いという形ではなく、指定管理者を希望する者が、サービス形態等を提案し、その提案を審査して指定するものとなっている。その提案の中で積算根拠の添付を求め、孫請けさせる場合はその事も記載するよう求めているので、記載事項に違反するようなことがあれば、指定管理者の責任となり次回の指定に影響することとなる。そういう面で実効性が担保されていると考えている。

委員　：　説明により、おおまかな部分は理解した。また気が付いたところは改めてお聞きする。

ただ、提案型とはいえ、予算上限が指定管理者に提示されるわけで、応募者に素晴らしい案があっても予算の範囲内となると限定された提案しか出来ないのではないか。各論になるといろいろあるのではないかと個人的には感じている。

一番大事なのは、最低制限価格制度が守られているのか、社会保険制度加入がなされているのかなど、最終請負者が仕事の出来る環境であること。予算と概要だけを示されてただそれに合わせるしかないということもあるのではという懸念があるので、また説明をお聞きしたい。

委員　：　指定期間が3～5年となっており、管理経費の配点割合について新規施設の場合は20～30％、継続施設の場合は10～20％とされているが、新規施設とは指定機関が3～5年の場合が該当するのか。

県　：　これまで、直営なり業務委託であった施設が指定管理者制度を新たに導入する場合が新規導入施設であり、施設の性格に応じて3年ないし5年の指定期間としているもの。

一般的に、新規導入施設では、管理経費が大きく削減される傾向となるが、2回目以降の指定では、経費が下げ止まる傾向も

見られる。指定期間3年、5年の施設双方に同じような傾向がある。

委員　：　指定期間について、継続指定や再指定で同じ指定管理者のまま更新される割合はどの程度か

県　：　前指定管理者と現在の指定管理者を記載している一覧表を参照いただきたい。約８割が同じ指定管理者で更新されている。

(5) その他

委員　：　太平洋側と日本海側の経済格差が大きくなっている。設計労務単価が２月１日から 15,800 円となった。平成 11 年当時、設計労務単価は普通作業員で 20,000 円。それが、平成 23 年には 45%の減の 11,000 円。やっと今年、79%まで戻った。ただ、太平洋側と日本海側の格差が依然としてある。太平洋側が今、普通設計労務単価が 17,500 円。なぜ、日本海側がこんなに低いのか。あまりにも格差が拡大しており、総収入から見ても製造業よりも建設業のほうが山形県内では低い。社員と現場で働く方々の平均値で、山形県では平成 23 年 315 万円。設計労務単価が最近上がってきたため、平成 26 年度は 360 万円台まで戻ったがこれでも製造業より低い。これでは建設業で働く人が集まらない。

建設業界は今、高齢化が深刻であり、県民の安全・安心を守るため、若い方々にこの業界に入ってもらおうと盛んに PR しているが、やはり一番の問題点は収入。収入が多いほうに人は流れる。山形県では人口流出が止まらない。単価は国で決める事だが、県からもよろしくお願いしたい。

もうひとつが、公共投資の減少。対前年度比で国が 25%減、県においては 47%減であり、来年度の当初予算も今年度当初予算と代わり映えしない。今年度の補正予算も期待していたが微々たる物であり、ダンピング入札がこれからまた増えるだろう。調査基準の見直しということで 1%ほど上げていただいたが、更なる引き上げをよろしくお願いしたい。

県　：　設計労務単価については、2 月から新たな単価を適用している。確かに隣県、宮城県との単価の差については、上昇率は宮城県よりも高かったものの、金額の幅が拡大したという状況。

今年度においても、直接国土交通省に出向き格差是正の要望を行ったところだが、格差が実質拡大しているので引き続き要望していく。設計労務単価は上がっているが、結果として太平洋側との格差が実質拡大していることについては、非常に危機

感を持っているところであり、それをカバーするため落札率の上昇という点で調査基準の引き上げ行ったが、効果を確認のうえ、状況によっては様々な検討が必要と考えている。

委員　：　業務委託に関して、前回も申し上げたが、業務量を平準化した発注を検討いただきたい。発注見通しの公表もさることながら、やはり 10 月から１２月に業務量が集中し、どうしても仕事がある時期とない時期とで落札率が変わってくる。是非検討いただきたい。

県　：　担当の管理課とも検討を行いながらなるべく平準化されるような取り組みを行っていきたい。

また、発注見通しについても、公表時期の検討を行っているところであり、本来３月くらいに翌年度の年間総発注量のような形で公表出来ればと考えている。昨年公表を開始したところであり、県土整備部の公表件数も非常に少なかったこともあるので、試行しながら検討を行っていきたい。ご理解をお願いしたい。

以上

資　料　編

１　山形県公共調達基本条例（平成 20 年 7 月 18 日山形県条例第 43 号）

（目的）

第１条　この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達　県が支出負担行為に基づき行う調達をいう。

(2) 建設工事等　建設工事並びに建設工事に係る測量、設計、調査、コンサルタント業務及び材料の納入をいう。

(3) 建設業者等　建設工事等を請け負うことを営む者をいう。

（基本理念）

第３条　公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

２　公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。

３　公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。

４　公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。

５　公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

（県における取組）

第４条　県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

２　知事、企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

３　県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（山形県公共調達評議委員会）
第５条　基本理念にのっとった公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。
３　委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。
４　知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）
第６条　委員会は、委員８人以内で組織する。

（委員）
第７条　委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。
２　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）
第８条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第９条　委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員長は、前項の会議の議長となる。
３　第１項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）
第10条　委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
７　前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第１項及び第２項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第３項及び第４項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

（庶務）
第 11 条　委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

（委任）
第 12 条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条第２項の規定は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 19 日条例第７号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

平成27年度第１回「山形県公共調達評議委員会」

日時：平成27年８月４日(火)10:30～
場所：県庁1001会議室

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事

（１）建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて
・公共調達に係る入札契約制度に関する報告書の概要
［報告書概要版、資料１］
・平成２７年度における改善の取組み　［資料２、２－１、３］

（２）物品調達等に係る入札契約制度改善の取組みについて
・公共調達に係る入札契約制度に関する報告書の概要及び
平成２７年度における改善の取組み　［報告書概要版、資料４］

（３）その他

４　そ の 他

５　閉　　会

「山形県公共調達評議委員会」委員名簿

（任期：平成26年12月24日～平成29年12月23日）

平成27年4月1日現在

役職名	氏　　名	現　　職	備　考
委員長	五十嵐　幸　弘	弁護士	
委　員	楠　　茂　樹	上智大学法科大学院教授	
委　員	澁　谷　忠　昌	一般社団法人山形県建設産業団体連合会会長	
委　員	遠　藤　貞　昭	一般社団法人山形県測量設計業協会会長	
委　員	新井野　郁　子	建築士	
委　員	今　井　榮　喜	山形県議会議員	
委　員	髙　橋　恵　美	会社役員	

「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」のうち、建設工事及び建設工事関連業務委託関係の概要について

資料　1

「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」は、「山形県公共調達基本条例（平成２０年７月県条例第４３号）」第４条第２項の規定により、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものである。

第1章　入札・契約を取り巻く状況等

（1）建設投資額

H26年度（**4,479億円**）は、前年度より158億円減少（**△3.4%**）

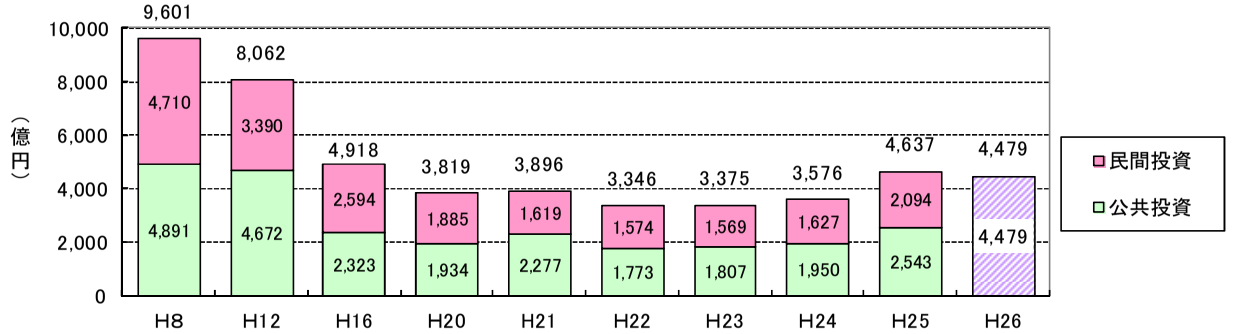

（2）建設業者数及び建設業就業者数（建設業許可業者数）

H26年度の一業者あたりの建設投資額（**0.94億円**）は、前年度比**4.0%減**。ピーク時の53.7%

県内建設業就業者数は、H22年国勢調査では**48,111人**とH12年から**25,409人（34.6%）減少**

	H８	H12	H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26／H8
建設投資額（億円）	9,601	8,062	4,918	3,819	3,896	3,346	3,375	3,576	4,637	4,479	46.7%
建設業者数（許可業者数）	5,469	5,806	5,767	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720	4,728	4,755	86.9%
一業者当たりの建設投資額（億円）	1.76	1.39	0.85	0.75	0.77	0.68	0.71	0.76	0.98	0.94	53.7%

（3）設計労務単価

H27年度単価（**17,142円**）は、H23年度比で４０%の大幅な増加

ピーク時の72%で、隣接県（宮城県）との格差は大きい状況

公共工事設計労務単価の推移（主要12職種の平均）

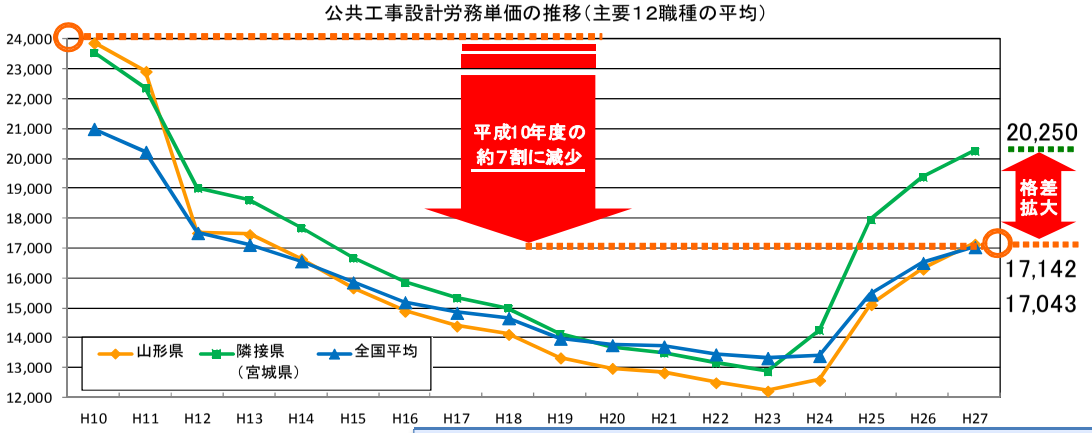

（4）倒産件数

H26年（**12件**）は、本県**ピーク時の約21%**

（件）

		H8	12	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
件数	山形県	14	43	48	37	57	53	49	36	26	16	17	12	12
	東北	213	434	304	315	300	306	335	251	203	132	82	78	53
	全国	4,065	6,214	4,002	3,783	3,855	4,018	4,467	4,087	3,523	3,391	3,002	2,421	1,965

（5）収益性

H23年度にプラスへ転じ、H25年度は**プラス2.06%**

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
東日本平均23都県	−0.73	−1.03	−1.21	−1.69	−1.05	−0.57	0.69	1.24
山形県	−0.58	−1.64	−2.43	−1.72	−0.81	0.09	1.46	2.06
青森県	−0.56	−0.82	−0.78	−0.39	−0.13	0.02	0.99	1.90
岩手県	−1.53	−2.00	−1.95	−2.89	−1.40	0.67	2.68	2.81
宮城県	−1.88	−1.53	−2.08	−2.20	−1.42	1.92	4.64	3.44
秋田県	−1.08	−2.00	−2.36	−1.82	−1.07	−0.71	0.27	1.68
福島県	−0.97	−2.29	−3.04	−2.98	−1.76	0.69	3.63	3.82

※「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証（株）

収益性の指標
・売上高経常利益率
＝経常利益／売上高×100

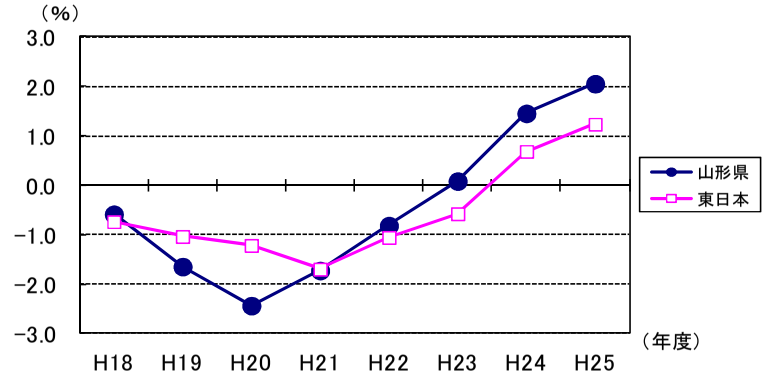

第2章　平成26年度における入札・契約の実施状況

建設工事

（1）落札率

H26年度の平均落札率は**95.8%**

前年度（９５．６%）と比べてほぼ横ばいであるが、平成２６年度も高水準の傾向

（単位：%、件）

入札方法	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	件数
一般競争入札	90.0	88.5	86.3	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	95.8	1,265
指名競争入札	91.7	92.2	90.4	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	96.6	16
随意契約	96.6	98.7	98.7	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	99.1	71
合　計	90.2	89.1	86.6	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	95.8	1,352

（2）入札不調

H26年度の県土整備部及び農林水産部における入札不調発生件数は、**118件（8.6%）**

前年度と比較して７０件（４．４ポイント）減

（3）県内受注率

H26年度は、件数ベースで**95.4%**、当初契約金額ベースで**94.9%**

（単位：%）

入札方法	H22		H23		H24		H25		H26	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	96.2	89.1	96.1	90.0	96.2	91.2	95.3	91.8	95.5	94.9
指名競争入札	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
随意契約	40.0	75.7	40.0	81.3	46.2	78.1	77.8	50.0	93.0	90.6
合　計	95.9	89.0	95.8	90.0	95.7	91.2	95.0	91.5	95.4	94.9

（4）品質の確保

H26年度における県全体の平均点は、**78.9点**となっており、前年度と比べると**0.8点上昇**

（単位：点、件）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
評定点	76.2	76.5	77.0	77.5	78.1	78.9
件　数	—	—	950	1,119	1,042	1,206

建設工事関連業務委託関係

（1）落札率

H26年度の県全体の落札率は**87.6%**
前年度（８８．４%）と比べ**0．8ポイント減**と横ばいの状況

（単位：%、件）

入札方法	H22	H23	H24	H25	H26	件数
一般競争入札	86.5	82.9	88.6	87.5	98.0	2
指名競争入札	82.4	84.9	86.2	87.5	85.7	875
随意契約	95.9	96.3	96.8	97.3	97.3	102
合　　計	83.2	85.5	86.7	88.4	87.6	979

（2）県内受注率

H26年度は、件数ベースで**75.4%**、当初契約金額ベースで**66.7%**

（単位：%）

入札方法	H22		H23		H24		H25		H26	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	87.5	89.8	90.0	82.8	90.0	94.2	66.7	72.0	0.0	0.0
指名競争入札	72.3	69.1	72.8	64.0	72.8	60.3	73.6	64.9	74.3	63.4
随意契約	86.4	38.5	78.6	82.3	91.2	77.8	81.4	80.6	86.3	83.0
合　　計	72.9	67.7	73.2	65.7	73.6	61.6	74.4	66.6	75.4	66.7

（3）品質の確保

H26年度における県全体の平均点は、**80.1点**となっており、前年度と比べると**0.2点上昇**

（単位：点、件）

	H22	H23	H24	H25	H26
評定点	79.0	79.5	79.6	79.9	80.1
件　数	—	612	699	777	717

低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

	年　度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県土整備部	基準価格設定数	140	140	167	221	240	141
	低入札発生件数	32	41	42	48	28	26
	（発生率）	(22.9%)	(29.3%)	(25.1%)	(21.7%)	(11.7%)	(18.4%)
	低入札落札件数	6	20	13	19	12	12
全県	低入札発生件数	37	47	54	53	37	31
	低入札落札件数	8	24	18	20	16	16

第3章　平成26及び27年度における改善の取組み

建設工事

（1）総合評価落札方式の評価の充実等

①評価対象発注機関の拡大　（H27年7月～）
　県土整備部及び農林水産部発注工事に加え、**他部局（県警本部、企業局、 病院事業局）の発注工事実績も評価**
②県との災害協定に基づく活動の加算点の見直し（最大３点→**最大4点**）　（H26年5月～）
③**若手技術者育成モデル工事**の試行　（H27年7月～）
　年齢の若い技術者を技術者に配置した際に加点評価する**【若手技術者評価型】**及び、経験の浅い技術者を補助する専任補助者を配置した際に加点評価する**【専任補助者評価型】**を試行

（2）「予定価格事後公表の試行」から、「予定価格の原則事後公表」へ　（H27年7月～）

・ 品確法の改正を踏まえ、災害復旧工事など迅速な施工が必要な工事等を除き、**予定価格を原則事後公表**に移行

（3）20者ルールの取扱いに関する緩和措置の試行

・ 一般競争入札において１件の工事に応札可能な業者者を**概ね15者**とする**地域要件の緩和措置**の試行継続

（4）低入札価格調査における調査基準価格の検証

・ 設計金額の８９％を想定した県独自の算出基礎が適切かどうかをH26年度工事実績を基にして検証した結果、設計金額の**89．4%**となっており、引き続き検証

（5）見積り活用方式の試行　（H27年5月～）

・ 橋梁補修や災害対応において、**設計単価と実勢価格の乖離**により不調・不落が懸念される工事では、**見積書を参考に工事価格を積算**する方式を試行

（6）建設工事における関係書類の簡素化　（H27年4月～）

・ 必要以上の書類提出や、重複提出改善のため、**「工事書類提出一覧表」**を作成のうえ受発注者双方が共有することにより、書類を簡素化し労働環境を改善

（7）社会保険未加入業者の排除

①県入札参加資格者名簿登載業者から**社会保険等未加入業者を排除**　（H27年4月～）
②下請人が社会保険未加入業者である場合に保険担当部局等へ指導・通報
③中間前払金の適用範囲を「請負代金額1,000万円以上」から**「100万円以上」に拡大**
（H27年7月～）

建設工事関連業務委託

（1）低入札価格調査における調査対象設計金額引き上げ　（H26年5月～）

低入札価格調査制度の対象工事の設計金額を７００万円以上から**1，000万円以上**に引き上げ

（2）総合評価落札方式の試行範囲拡大　（H27年7月～）

・ 土木コンサルタント業務のみに適用していた総合評価落札方式を、**測量、地質調査、補償コンサル**の各業務に対象範囲を拡大

（3）県内業者優先指名競争入札の試行

・ **県内業者の受注機会の拡大**を図る目的で、県内業者優先指名競争入札の試行継続

（4）発注見通しの公表　（H27年4月～）

・ **1,000万円以上の業務委託**について**発注見通しを公表**

建設工事等に係る入札契約制度改善の取組みについて

資料２

山形県公共調達基本条例（平成 20 年 7 月施行）の基本理念にのっとり、入札契約制度の改善に取り組んできた結果、低入札発生件数や落札率などに一定の効果が見られるようになった。また、国の経済対策による公共事業の増加など、明るいきざしはあるものの、本県の建設業者等の経営環境は引き続き厳しい状況にある。また、東日本大震災の復興事業が本格化しており、本県建設産業への様々な影響も引き続き、注視していく必要がある。平成 27 年度における建設工事等に係る入札契約制度改善の方向性については、平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保に関する法律（品確法）」および平成 27 年 2 月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」の趣旨に沿って、公正な競争等を前提としつつ、公共工事等の受注を通じて、建設業者等の適正な利益が確保されることに意を用い、このことが工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽等に繋がり、もって、技術と経営に優れた地域の建設業者等が、将来に亘って本県の地域経済・社会を支え、県民の安全・安心が確保されるよう改善を図っていく。

基本理念 （公共調達基本条例）	これまでの主な取組み	H20～H26の主な取組み	H27の取組み
不正行為の排除の徹底	①　**予定価格の事前公表** ②　**電子入札・電子閲覧**の実施 ③　**指名停止措置**の運用 ④　談合等に係る**違約金特約条項**の設定	①　「予定価格の事後公表の試行拡大と検証」(H20～)・**試行の継続(H26)**、建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領の施行（H25） ②　「電子閲覧システムの早期導入に向けた基本設計の実施」(H20～)、「電子閲覧システムの運用開始」(H21～) ③　「指名停止要綱の見直し」(H20～)	**【予定価格の事後公表】**H27.7 月～ ・建設工事 原則事後公表の実施（県土整備部） 事後公表の試行を開始（農林水産部）
公正な競争の促進	①　原則**一般競争入札(条件付)**の導入 ②　**等級等**に応じた入札の実施 ③　**地域要件**の設定と適切な**応札可能業者数**の確保	①　「建設工事一般競争入札における地域要件の見直し」(H20～)、「20 者ルールの緩和措置の試行(H21～、農林水産部 H23～)、建設工事関連業務委託における共同設計方式（一般競争入札）の本格実施（H24～）、**建設工事関連業務委託における一般競争入札（条件付）の導入の検討（H26）**	**【２０者ルールの取扱い】** ・緩和措置の試行（継続）
透明性の確保	①　**入札監視委員会**の設置 ②　**入札過程・結果の公表** ③　予定価格の事前公表と**積算内訳書**の入札時提出義務付け	②　「電子閲覧システムの早期導入に向けた基本設計の実施」(H20～)、「電子閲覧システムの運用開始」(H21～)〔再掲〕	
品質及び価格の適正を考慮	①　**低入札価格調査制度**の強化 ②　**総合評価落札方式**やプロポーザル方式等多様な入札方式の導入 ③　**工事成績評定**の実施と入札への活用	①　「過度な低価格入札対策として失格数値基準の導入等」(H20)、「『新たな過度な低価格入札の抑止策』の導入（現場代理人の兼務禁止及び非指名措置)」(H22)、「低入札に対する調査基準価格等の引上げ」(H23)、(工事関連業務委託）積算体系の見直しによる調査基準価格等の改正（H24)**、調査基準価格等の引上げによる効果の検証（H26)**、**「**非指名」措置等の検証と見直し（H25）**建設工事関連業務委託に係る低入札価格調査対象の設計金額を引上げ（H26）** ②　「総合評価落札方式のガイドライン策定と本格的導入の検討」(H20)、「総合評価落札方式の拡充」(H21～)、「品質等確実点」の導入等（H23)、建設工事における評価項目の拡充（H24)、**土木コンサルタント業務での総合評価の試行(H26)**、建設工事における評価基準の一部改正(工事成績評定に係る評価対象期間を 2 年から 5 年に延長(H25)，**県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し（H26）** ③　「業務委託(建設工事関連)に係る評価専門機関の設置を提唱」(H20) ○　「予定価格の事後公表の試行拡大と検証」(H20～)・試行の継続(H26)〔再掲〕 ○　「発注機関におけるコンプライアンスと技術両面のスキル向上」(H20～)、「受発注者間双務性の向上」(H21～)	**【低入札対策】** ・調査基準価格等の引上げによる効果の検証 **【総合評価落札方式】**H27.7 月～ ・工事成績評定の評価対象の見直し（企業局、病院事業局、警察本部等他部局の実績も加算） ・総合評価の試行対象を、土木コンサルのみから、測量、地質調査、補償コンサルの各業務に拡大 **【予定価格の事後公表】〔再掲〕**H27.7 月～ ・建設工事 原則事後公表の実施　（県土整備部） 事後公表の試行を開始（農林水産部） **【価格の適正化】**H27.5 月～ ・建設工事における予定価格の見積り活用方式の試行
健全な建設業者等の育成 **（地域での社会貢献活動等の評価）**	（上記に加え） ①　競争入札参加資格者名簿（建設工事）に係る**発注者別評価点**におけるコンプライアンス評価の充実 ②　**総合評価落札方式**における地域貢献活動の評価導入・拡大 ③　**県内業者**に配慮した入札制度の導入	①　「建設業者のコンプライアンス評価及びランク区分の見直し」(H20) ②　「地域貢献の配慮として、公共施設の維持活動を評価」(H20～) ③　「地域技術力を増進するための新たな制度の試行」(H21)、「施工実績要件３の緩和措置の試行(H21～、農林水産部 H23～)、土木一式工事における規模別発注基準の見直し（H23)、(工事関連業務委託）共同設計方式の試行(H21～23)、「共同設計方式」の本格実施（H24)、施工実績要件３の緩和について品質の確保に配慮し本格実施（H25)、**県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し（H26）（再掲）** **工事関連業務委託における県内業者優先指名競争入札の試行継続（H26)**，○　「労務単価の調査方法の改善に向けた国への要望活動の展開」(H20～)、「建設業法に基づく立入調査を元請下請対策において活用」(H20～)、「建設工事等における施工実績要件・技術者配置要件の見直し」(H20～)、「入札参加要件見直し」(H21)	**【地域企業の活用】** ・建設工事関連業務委託における県内業者優先指名競争入札の試行（継続） **【総合評価落札方式】**H27.7 月～ 若手技術者育成モデル工事の試行 **【社会保険未加入業者の排除】** ・入札参加資格者名簿登載業者から社会保険未加入業者を排除　H27.4 月～ ・中間前払金適用範囲を引き上げ　H27.7 月～ **【発注見通しの公表】**H27.4 月～ ・工事関連業務委託の発注見通しの公表の試行

平成27年度取組みにおける改正内容や検証方法等について

資料　2－1

取組み項目と実施時期	改正内容や検証方法	予想される効果
総合評価における評価対象発注機関の拡大 県土整備部及び農林水産部発注工事に加え、他部局（県警本部、企業局、 病院事業局）の発注工事実績も評価 H27年7月～	**・他部局発注工事実績数の推移を調査** （平成26年度他部局建設工事　156件） 経過措置後は、過去5年分の評価の平均となるため、約750件分の工事成績が評価対象として追加されることとなる予定	評価の対象となる案件数が拡大し、評価値の精度向上が見込まれる。また、より広範囲の工事種類が対象となり、総合評価方式における競争性も確保される。
若手技術者育成モデル工事の試行 年齢の若い技術者を技術者に配置した際に加点評価する【若手技術者評価型】及び、経験の浅い技術者を補助する専任補助者を配置した際に加点評価する【専任補助者評価型】を試行 H27年7月～	**・モデル工事の試行** 試行期間において、（1）若手技術者評価型、（2）専任補助者評価型ともに、年間7件程度のモデル工事を実施予定。 **・検証の視点** ①入札参加企業中「若手技術者」「専任補助者」を配置した割合 ②「若手技術者」「専任補助者」を配置することとした企業が、落札者となった割合 ③「若手技術者」「専任補助者」を配置して施工された工事と通常の工事との工事成績評定点の違い	若手技術者も主任技術者として実績を積むとともに工事成績評定点を得ることが可能となり、将来的にモデル工事以外の総合評価入札への参入が可能となる。
「予定価格の原則事後公表」 品確法の改正を踏まえ、災害復旧工事など迅速な施工が必要な工事等を除き、予定価格を原則事後公表に移行 H27年7月～	**・検証の視点** ①　事後公表実施率（事前公表とした場合、その理由分類） ②　落札率 ③　工事成績評定点 ④　不調不落発生率 ⑤　予定価格を探る不適切な動き 等の調査、分析を行い、効果を検証する。	・適正な競争が促進される。 （事前公表は、競争が激しい入札の場合にはダンピング受注を助長し、競争性に欠ける入札の場合には落札価格が高くなる等、適切な競争を妨げる懸念がある） ・業者の積算能力が向上する。
20者ルールの取扱いに関する緩和措置の試行 一般競争入札において1件の工事に応札可能な業者者を概ね15者とする地域要件の緩和措置の試行継続 継続	**・検証の視点** 応札可能者を概ね15者とする地域要件での入札を試行し、競争性が確保できるか検証。 〇実施状況 26年度試行件数等【県土整備部＋農林水産部】（件数を除き、平均値） 件数　応札見込者数　参加業者数　予定価格　落札率 41　16.3者　4.2者　32,811千円　95.4% 業種別には、「舗装」(18件、43.9%)で最も多く、次いで「土木一式」(8件、19.5%)の順。 この結果、1件当たりの参加業者数は4.2者で、全入札における平均参加業者3．3者を上回っており、競争性に差はない。	・適正な競争性を確保したうえで、地域経済への配慮が図られる。
低入札価格調査における調査基準価格の検証 設計金額の89%を想定した県独自の算出基礎が適切かどうかを工事実績を基にして検証 継続	**・検証の視点** 実際の調査基準価格の平均値が、設計金額の89%のレベルを満たしているか。実際の案件と乖離した状況になっていないかを工事実績を基に検証。 平成26年度の県土整備部における工事実績で検証の結果、実際の調査基準価格の平均値は、設計金額の**89．4%**となっており、想定のレベルを満たしている。	・過度なダンピング入札が排除され、成果品の品質も十分確保される。
見積り活用方式の試行 橋梁補修や災害対応において、設計単価と実勢価格の乖離により不調・不落が懸念される工事では、見積書を参考に工事価格を積算する方式を試行 H27年5月～	**・検証の視点** 試行件数（①不調･不落が懸念されるケース②不調・不落後の再入札のケース別件数） 不調・不落になった案件中に【見積り活用方式】を適用することで不調・不落を防げたと思われるケースが無いかどうかの調査。	・徴収した見積書を予定価格に反映することにより、不調・不落の発生が減少する。

取組み項目と実施時期

建設工事における関係書類の簡素化

必要以上の書類提出や、重複提出改善のため、「工事書類提出一覧表」を作成のうえ受発注者双方が共有することにより、書類を簡素化し労働環境を改善

H27年4月～

社会保険未加入業者の排除

・県入札参加資格者名簿登載業者から社会保険等未加入業者を排除

H27年4月～

・中間前払金の適用範囲を「請負代金額1,000万円以上」から「100万円以上」に拡大

H27年7月～

低入札価格調査における調査対象設計金額引き上げ

低入札価格調査制度の対象工事の設計金額を700万円以上から1，000万円以上に引き上げ

H26年5月～

総合評価落札方式の試行範囲拡大

土木コンサルタント業務のみに適用していた総合評価落札方式を、測量、地質調査、補償コンサルの各業務に対象範囲を拡大

H27年7月～

県内業者優先指名競争入札の試行

県内業者の受注機会の拡大を図る目的で、県内業者優先指名競争入札の試行継続

継続

発注見通しの公表

1,000万円以上の業務委託について発注見通しを公表

H27年4月～

改正内容や検証方法

・改正内容

「休日・夜間作業届」、「工事履行報告書」、「立会願」及びその他届出等について、原則的に電子メールによる提出・受領とし、提出書類の削減及び提出手間を省くことにより、より速やかな連絡体制を確立する。

また、品質管理及び出来形管理の工程能力図及びヒストグラムの省略化、段階確認書類の簡素化等により、書類の省略化を推進する。

・検証の視点

平成27年4月に作成済みの平成27・28年度名簿において、既に社会保険等未加入業者は排除済。（社会保険未加入業者からの申請件数　0件）

中間前払金制度の範囲拡大については、拡大後の制度活用状況の把握及び、社会保険加入との関連について検証する。

・検証の視点

調査対象金額を引上げたことによる影響について、低入札発生件数、発生率の推移、該当案件の落札率等から検証。

〇実施状況
26年度県土整備部の状況

年　度		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
県土部	基準価格設定数	140	140	167	221	240	137
	低入札発生件数	32	41	42	48	28	31
	（発生率）	(22.9%)	(29.3%)	(25.1%)	(21.7%)	(11.7%)	(22.6%)

・検証の視点

平成26年度においては、土木コンサルタント業務で **16件** の総合評価落札方式を試行。

測量・地質調査・補償コンサルタント業務において、総合評価落札方式を実施する必要が生じた場合に備え、試行範囲を拡大したもの。拡大した範囲の業務において、実際に総合評価落札方式を用いた業務発注があるか、確認する。

・検証の視点

平成26年度においては、**1件** を試行。

県内業者優先指名競争入札により、県内企業のが受注するに至った業務の有無を確認し、また、県内企業が受注した業務について、県全体の業務成績と比較することで、県内業者優先指名競争入札の妥当性を検証する。

・検証の視点

発注見通しを公表したことによる影響について、公表件数、落札率の推移、予定価格に対する応札価格の比率等から検証。

〇実施状況

公表時期	合計	内訳				
		測量	地質	土木コン	建築コン	補償コン
第1回(H27.4.24)	31件	1件	3件	23件	0件	4件
第2回(H27.6.26)	26件	3件	2件	20件	0件	1件

※（　）内は新規公表件数

予想される効果

工事書類の電子化及び省略化を進めることで、書類の縮減及び提出手間を省き、事務の軽減が図られる。受発注者ともに効果的かつ効率的な業務の推進が可能となる。

若手技術者も主任技術者として実績を積むとともに工事成績評定点を得ることが可能となり、将来的にモデル工事以外の総合評価入札への参入が可能となる。

・受発注者双方の負担軽減となり円滑な受発注環境が整備される。

・委託業務の品質が確保され、民間のもつ独自のノウハウや高い技術力の発揮が期待される。

・県内業者の受注機会が拡大する。

これまで非公表であったため、受注計画が立てにくく、過度な低価格入札が多い傾向にあったが、発注見通しを公表することで、受注計画が立てやすくなり、低価格入札の抑制が期待できる。

資料 3

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主なポイントと山形県における対応状況

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成
- ≫ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- ≫ 地域のインフラ維持・災害対応を担う建設企業が、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤の確保を可能とするための取組と、発注者の体制整備等に向けた取組を具体的に記載
- ≫ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

▽運用指針で定められた各ポイントへの県の対応状況を下段に記載しました。

※赤字は指針中「必ず実施すべき事項」とされているもの

担い手の育成・確保のための取組

予定価格の適正な設定
- ・適正な工期を前提とし、実勢を的確に反映した最新の積算基準を適用する

見積りの活用
- ・不調・不落時、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合

歩切りの根絶
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする

ダンピング受注の防止
- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底

発注・施工時期の平準化
- ・建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定
- ・債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定

適切な設計変更
- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

受注者との情報共有・
受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する

現場の担い手の育成・確保
- ・豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- ・企業の地域精通度や技能労働者の技能等（登録基幹技能者）を評価
- ・賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価
- ・必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する

発注者の体制整備等に向けた取組

本指針の理解・活用
- ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
- ※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

職員の育成
- ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

外部の支援体制の活用
- ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

発注者間の連携強化
- ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

多様な入札契約方式の選択・活用
- ・地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用
- ・一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

山形県の対応状況

- ◎最新の積算基準の適用(平成27年4月～)
- ◎見積活用方式の試行（平成27年5月～）
- ○関係部局への周知徹底（平成26年～）
- ◎予定価格の原則事後公表（平成27年7月～）
- ◎建設工事関連業務委託における発注見通しの公表（平成27年4月～）
- ○「設計変更ガイドライン」の作成（平成23年～）
- ◎若手技術者育成モデル工事の試行（平成27年7月～）
- ◎中間前払金の適用範囲拡大（平成27年7月～）
- ◎社会保険未加入業者を資格者名簿から排除（平成27年4月～）
- ○山形県公共調達スキルアッププログラム
- ○山形県公共調達評議委員会
- ○山形県発注者協議会
- ○山形県公共工事契約業務連絡協議会

◎は新たな取り組み　○は継続した取り組み

資料 4

物品調達等に係る入札契約制度改善の取組みについて

「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」の概要の抜粋

平成２６年度においては、品質と競争性等にも配慮しながら、平成２１年１２月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを実施した。

１　地元調達の取組み

少額なものを対象として取り組んでおり、平成２６年度から、物品購入の対象金額を５万円未満から１０万円以下に、印刷物製造請負の対象金額を５０万円以下から２５０万円以下に引き上げ対象金額を拡大した。地元調達率は、物品購入において９５．９％、印刷物の製造請負において９９．８％、業務委託において９８．６％となっている。

表１　地元調達の実施状況

区　分	対象金額（予定価格）	実施機関	地元調達率（※）
物　　品	１０万円以下	全所属	９５．９％
印 刷 物	２５０万円以下	全所属	９９．８％
業務委託	１００万円以下	全所属	９８．６％

※件数ベース（県内企業からの調達が困難なものを除く。）、病院事業局発注分を除く。
※調査対象期間は、平成２６年４月～平成２６年１２月。

２　品質確保の取組み

（１）印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況

会計局会計課が発注する予定価格が３０万円以上の印刷物（ＷＴＯ案件を除く。）について、最低制限価格等を設定し、品質確保を図っている。

表２　印刷物の最低制限価格等設定状況　（単位：件）

	総価契約		単価契約		設定件数計	
		うち失格		うち失格		うち失格
平成２６年度	４８	１１	１３	２	６１	１３
平成２５年度	５５	９	１２	０	６７	９

（２）業務委託に係る低入札価格調査制度の運用状況

平成２２年度から対象業務を３業務から１３業務に拡大して品質確保を図っており、平成２６年度は２３件のうち６件が調査対象となった。

３　平成２７年度における改善の取組み

（１）地元調達運動

平成２６年度に引き続き、地元調達率９５％以上を数値目標とするとともに、評価・検証を行いながら、各所属とも地元調達率１００％達成に向けて、所属長及び職員一人ひとりが地元企業の受注機会の拡大の取組みと県産品愛用運動を推進する。

（２）「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」等の策定

公共調達を通じて県民の福祉向上や地域経済の発展などの社会的価値を実現するため、平成２７年２月、「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」を策定し、平成２７年４月１日以降の契約日となるものから「業務委託における総合評価一般競争入札試行要領」及び「業務委託における公募型プロポーザル方式実施要領」による価格以外の要素をも評価する発注方法を導入するなど、新たな取組みを実施する。

平成27年度第２回「山形県公共調達評議委員会」

日時：平成28年2月12日(金)13:15～
場所：あこや会館　ホール

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事

１）平成２７年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について・・資料１
２）平成２８年度における主な入札契約制度改善の取組みについて・・・・資料２
（以上、建設工事関連）
３）物品調達等に係る入札契約制度改善の取組みについて・・・・・・資料３・４
４）指定管理者制度について
５）その他

４　　閉　　会

「山形県公共調達評議委員会」委員名簿

（任期：平成26年12月24日～平成29年12月23日）

平成28年2月12日現在

役職名	氏　　名	現　　職	備　考
委員長	五十嵐　幸　弘	弁護士	
委　員	楠　　茂　樹	上智大学法科大学院教授	
委　員	澁　谷　忠　昌	一般社団法人山形県建設産業団体連合会会長	
委　員	遠　藤　貞　昭	一般社団法人山形県測量設計業協会会長	
委　員	新井野　郁　子	建築士	
委　員	今　井　榮　喜	山形県議会議員	
委　員	髙　橋　恵　美	会社役員	

平成27年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について

資　料　1

取組み項目と実施時期	検証結果の概要	平成28年度以降の対応
建設工事 ①若手技術者育成モデル工事の試行 年齢の若い技術者を配置した際に加点評価する【(1)若手技術者評価型】及び、経験の浅い技術者を補助する専任補助者を配置した際に専任補助者を評価する【(2)専任補助者評価型】を試行 【県土試行】 H27年7月～	**・モデル工事の試行・検証状況**（平成28年2月2日時点） （1）若手技術者評価型　6件、（2）専任補助者評価型　6件のモデル工事を実施。 （1）においては、35～40歳の技術者配置で落札が1件、～35歳の技術者配置で落札が2件あり、入札参加者が若手技術者を配置するためのインセンティブとして、一定の効果が見られた。 （2）においては、延べ59社の入札参加者のうち、専任補助者を配置して入札に参加した企業はなく、複数技術者の配置が高いハードルになっていることが伺える。	試行件数を拡大し、継続実施 併せて対象工事の実施を広く周知するため、入札公告時に本試行工事である事がわかる表示方法を検討していく。
②予定価格の原則事後公表 品確法の改正をふまえ、災害復旧工事など迅速な施工が必要な工事等を除き、予定価格を原則事後公表に移行 【県土実施】 H27年7月～	**・検証状況** ①　事後公表実施率は、39．8％　昨年度試行時に比べると一定数の増加が見られる。 ②　事前公表とした理由　①見積徴収等による歩係り決定　47％　②災害等　18％　③小規模工事　35％ ③　不調不落については、事後公表を採用した結果、不調案件は減少、不落案件は増加傾向となっているが、再入札により、再公告中のものを除き全て落札に至っている。 ④　予定価格を探る不適切な動きについて、27年度の談合情報等の発生は無い。スキルアッププログラムやコンプライアンス研修会等を通じ、発注事務におけるコンプライアンス遵守の徹底を図ってきており、継続して取り組みを行う。	検証を継続 全体の実施率の向上に向け、特に小規模工事における実施率増加への取組みを行う。また、職員意識の向上や環境整備に努める。
③見積り活用方式の試行 橋梁補修や災害対応において、設計単価と実勢価格の乖離により不調・不落が懸念される工事では、見積書を参考に工事価格を積算する方式を試行 【県土試行】 H27年5月～	**・検証状況**（平成28年1月末時点） 試行件数（①不調・不落が懸念されるケース　1件、②不調・不落後の再入札のケース別　1件　計2件実施済） ①　北村山　橋梁耐震補強　標準積算に対する予定価格　105．55％　標準積算に対する落札価格　105．54％ ②　庄内　　橋梁耐震補強　　102．02％　　101．75％ 試行件数は少ないが、いずれも標準積算を上回る落札率となっており、一定の効果が確認された。	試行を継続 試行した結果、効果が確認されることから、試行継続。
④社会保険未加入業者の排除 ・入札参加資格者名簿登載業者から社会保険等未加入業者を排除 【全庁実施】 H27年4月～ ・中間前払金の適用範囲を請負代金額1,000万円以上から100万円以上に拡大 【全庁実施】 H27年7月～	**・検証状況** 平成27年4月に作成済みの平成27・28年度名簿において、既に社会保険等未加入業者は排除済。（社会保険未加入業者からの申請件数　0件） 中間前払金制度の範囲拡大については、拡大後の中間前払金請求割合が＋0．21％と微増。 制度改善により、資金繰りが改善され、労働環境の改善にもつながるものと考える。	中間前払金に対する検証を終了 社会保険未加入対策については、一次下請における未加入業者排除を目的とする新たな取組みに移行。 平成28年度改善③へ→
業務委託 ⑤低入札価格調査における調査対象設計金額引上げ 低入札価格調査制度の対象である業務委託の設計金額を引上げ 700万以上から1,000万以上 【全庁実施】 H26年5月～ 1,000万以上から3,000万以上 【県土試行】 H27年10月～	**・検証状況** 調査対象金額を段階的に引上げた結果、改正前に比べ低入札発生件数は激減している。なお、これに併せ最低制限価格制度の対象金額を引上げることで、ダンピング対策を講じている。 引上げに伴う「落札率」「不調・不落」については、影響はみられない。 平成27年10月改正（県土整備部のみ試行）であることから、検証データが少なく十分な検証結果が得られないため、今後も試行を継続し本格実施に向けた検討を行う。	他部局も含めた本施行に向けて、試行を継続し、基準価格の引上げに伴う低入札発生件数、落札率、不落状況等の検証を行う。
⑥発注見通しの公表 1,000万円以上の業務委託について発注見通しを公表 【全庁試行】 H27年4月	**・検証状況** 各公表項目のどれか1つでも見通しが立っていない項目がある委託は公表対象外であったことなどから、県土整備部における公表割合が2割程度と低調であったことを受け、対象金額、公表内容、公表時期について改善が必要。	・対象金額の引き下げ 1,000万以上→500万以上 ・公表対象外案件の見直し ・公表回数を追加（年4回→年5回） 以上について改善の予定 平成28年度改善⑥へ→

平成28年度における主な入札契約制度改善の取組みについて

資　料　2

取組み項目と実施時期	取組み項目の現状	改善案
建設工事 ①建設工事における低入札調査基準価格の引上げ 改正品確法の主旨をふまえ、調査基準価格算定式における一般管理費の算定割合を国の算定割合まで引上げる。 【全庁試行】 H28年4月～	・国を上回る独自の算定式を適用し、予定価格に対する調査基準価格の比率が**国の試算値を1%上回る**算定式を適用している。	◎調査基準価格算定の各項目中、**【一般管理費】の算定割合を引上げ** 現行）一般管理費:50%　⇒　変更後）**一般管理費:55%** ◆改正により予定価格に対する比率は**89%⇒90%に上昇**する見込み。
②入札説明書等の様式改正 入札方法の多様化・複雑化に伴い、現行の入札関連書類を見直し、受発注者双方の事務軽減を図る。 【全庁実施】 H28年7月	現行の入札関連書類については、**【定型部分】と【案件毎の必須項目】が1様式に混在**した形になっており、受発注者ともに手続きの誤りにつながるリスクが高くなっている。	◎**「工事別発注概要書」の作成**【新規様式】 ・発注・参加申請時に必要な要件が概要書で一見して確認可。 ◎工事事案ごとに作成する様式以外の共通事項は定型化 ◆受発注者双方の事務負担軽減が図られる。
③一次下請契約者からの社会保険未加入業者排除 県発注工事における一次下請業者から、社会保険未加入業者を排除するための取組みを推進する。 【全庁実施】 H28年7月～	・**元下要領における努力義務**として、社会保険加入業者を一次下請業者として選定することとしている。 ※未加入業者との一次下請契約が発覚した場合。 ⇒建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局への**通報・指導**。	◎契約約款に下請負人の健康保険等加入義務等の規定を追加し、**未加入業者との一次下請契約を原則禁止**する。 ※契約に違反した場合は、以下の罰則の対象。 **①指名停止（契約違反）　②工事成績評定の減点** ◎2次下請け以降の未加入が判明した場合は、現行どおり通報・指導 ◆社会保険未加入対策の目的である「建設産業の発展に必要な人材確保・育成」の実現に向けた技術者・技能者の処遇改善が見込まれる。
業務委託 ④建設工事関連業務委託における低入札調査基準価格の引上げ 更なるダンピング対策と品質確保のため、委託コンサル業務における低入札調査基準価格の引上げを図る。業種ごとに算定値の見直しを行い、国を上回る県独自基準を設定する。 【全庁試行】 H28年4月～	・対象となる各業務とも、現行の調査基準価格は**国に準じた算出基礎**を適用している。 ・モデル工事において試算した予定価格に対する比率は**76%～82%** ・落札率は建設工事の95.8%に対し業務委託が87.6%と8.2ポイント下回っている。	◎**【一般管理費】【諸経費】【技術経費】**の失格基準に対し県独自に**10%程度上乗せ**。改正後の業種ごとの試算値は**82%～86%**に上昇する見込みであり、業種別では次のとおり。 ◎測量調査費（測量）と解析等調査業務費（地質調査）について、国の基準と同様に改正。 ◆改正により予定価格に対する比率が上昇し、落札率の引き上げも図られる。
⑤業務委託に係る総合評価落札方式の本格実施 試行実施中である当制度について本格実施への移行を検討する。 【県土実施】 H28年7月	平成24年度より土木工事関連業務委託における**総合評価落札方式（指名競争入札）を試行実施中**である。 平成27年11月末における**実施件数　7件** ・土木コンサル6件　・測量1件	◎原則、**設計金額3,000万円以上の業務委託は、全て総合評価落札方式を適用** ◎例外として、ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ方式等の他発注方式が適している場合は他の発注方式を採用 ◆品質が確保され、民間のもつ独自のノウハウや高い技術力の発揮が期待される。
⑥発注見通しの公表を改善 委託業務の発注見通しについて、公表時期、公表回数、対象範囲等を改善し公表件数の増加を図る。 【全庁試行】 H28年4月	⑴　公表対象：**1,000万円以上**の委託 ⑵　公表対象外：　①各公表項目のどれか1つでも**見通しが立っていない項目がある**委託 ②　応急の**災害復旧**の委託 上記条件によるH27上半期の公表状況をみると、発注に対する**公表割合は約3割**	◎対象金額の引き下げ　・1,000万以上⇒**500万以上** ◎公表対象外案件の見直し　・**未定の公表項目がある案件についても原則公表**対象 ◎公表回数を追加（年4回⇒**年5回**）　・8月公表を追加 ◆上記制度改善により、公表件数の増加を図ることで受注環境が整備され、業務の平準化や過度な低価格入札の抑制が期待できる。
その他 ⑦建設工事関連役務（いわゆる6役務）に対する最低制限価格制度の適用 現在、一般業務委託として整理され、低入札対策の対象外とされている当該業務について、ダンピング入札の発生を防止するため、最低制限価格制度を適用する。 【全庁実施】 H28年4月	当該6役務（**除排雪、道路・河川等維持修繕、土木施設機器保守点検、植栽等管理、支障木伐採、森林整備**）については、最低制限価格制度の対象範囲に含まれておらず、**ダンピング対策が適用されていない**。	◎これら6役務に対し**最低制限価格制度を適用**する ◆ダンピング受注が防止され、公共事業の円滑な進行と品質確保が期待される。

測量	地質調査	建築	土木・補償	土木補償（旧積算）
83.9%	86.2%	81.6%	82.7%	81.7%

資料３

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組みについて

（平成21年12月決定、平成26年3月一部改正）

物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針

１　趣旨

・昨今の厳しい県内の経済状況を踏まえ、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業からの調達に配慮していく必要がある。

・県が行う物品等の調達について、品質と競争性等の確保にも留意しながら、地元企業の受注機会の拡大に配慮した取組みを、県を挙げて実施するものとする。

２　具体的施策

法令で定められた契約制度の運用の中で、地元企業の受注機会の拡大を進めるとともに、適正価格による品質の確保を図るため、最低制限価格の設定等を行う。

(1) 物品

・１件当たりの予定価格が１０万円以下の物品の購入については、地元企業への発注に努めるものとする。

・県内で生産されている県産品の調達に留意し、「県産品愛用運動」の推進に努めるものとする。

(2) 印刷物

・１件当たりの予定価格が２５０万円以下の印刷物の製造請負については、地元企業への発注に努めるものとする。

・会計局会計課が発注する１件当たりの予定価格が３０万円以上のものについては、最低制限価格等の設定を行う。

(3) 業務委託

・１件当たりの予定価格が１００万円以下の役務の調達については、地元企業への発注に努めるものとする。

・１件当たりの設計金額が７００万円以上の役務の調達については、条件付一般競争入札を実施している１３業務を低入札価格調査制度の対象とする。

３　その他

この取組みについては、概ね２年程度の試行を実施しながら、毎年度、その成果等について評価・検証し、必要に応じてこの方針等の見直しを行うものとする。

平成 25～27 年度の取組状況

１　平成27年度の主な取組み

「地元調達運動」の周知

「平成２７年度における地元調達運動の取組みについて（通知）」

（平成27年3月24日付け会計第862号会計局長通知）

２　平成25年度から27年度の実績

（1）地元調達率（件数ベース）　　単位：％

項　目	Ｈ２５年度	Ｈ２６年度	Ｈ２７年度
物　品	９５．９	９５．９	調査中
印刷物	９９．９	９９．８	調査中
業務委託	９８．５	９８．６	調査中

※県内企業から調達困難なものを除く。

※集計困難な病院事業局を除く。

※調査対象期間は該当年度の４月～１２月

(2) 品質の確保

ア　印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況（会計局発注分）

	H25（年間）	H26（年間）	H27（上半期）
設定件数	67	61	43
失格者がでた件数	9	13	9
発生率(%)	13.4	21.3	20.9

※対象金額：３０万円以上

イ　業務委託に係る低入札価格調査制度の状況

	H25（年間）		H26（年間）		H27（上半期）	
	対象	調査	対象	調査	対象	調査
件数	26	1	23	6	23	5

※対象設計金額：７００万円以上

※対象業務：

建物清掃、警備、システム開発、浄化槽清掃、空調設備保守、自家用電気工作物保守、消防防災設備保守、施設設備管理、受付・電話交換、ねずみ昆虫駆除、環境測定、産廃処理（一般・産廃）、産廃処理（感染性特別産廃）［１３業務］

評　　価

（平成27年度の調査結果は年度末に判明するため、平成26年度実績に対する評価を参考として掲載）

１　全体

平成２６年度に、物品は５万円未満から１０万円以下に、印刷物は５０万円以下から２５０万円以下に地元調達運動の対象金額を引き上げているが、地元調達率９５％以上の数値目標を達成しており、一定の定着が認められる。

２　物品

・地元調達率は９５．９％となり、数値目標を達成した。

３　印刷物

・地元調達率は９９．８％となり、数値目標を達成した。

・最低制限価格等の設定対象金額外の３０万円以下については、低価格のものが散見されるが、品質不良の実例がほとんどないことから、最低制限価格等の設定対象金額の拡大については、引き続き評価・検証しながら検討を行う。

４　業務委託

・地元調達率は９８．６％となり、数値目標を達成した。

・予定価格が７００万円以上の業務委託で、低入札価格調査制度が適用される契約２３件のうち、６件が調査対象となったが、応札金額が契約の内容に適合しない（本県の最低賃金を下回るなど）と認められる案件はなかった。

・予定価格が１００万円を超える業務委託で、落札率８０％未満（システム開発６０％未満）に該当する契約２８件について履行状況調査を行ったが、品質確保など問題になるような案件はなかった。

今後の取組み（案）（平成２８年度）

１　地元企業の受注機会の拡大（通知）

(1) １０万円以下の物品購入、２５０万円以下の印刷物製造請負、１００万円以下の業務委託については、引き続き、地元調達率９５％以上を数値目標とする。

(2) 物品で１０万円を超えるもの、印刷物製造請負で２５０万円を超えるもの、業務委託で１００万円を超えるものについても、個別の事案に応じて、可能な限り地元から調達するように努める。

(3) 予算主管課長は、公所で調達できると考えられるものについて、予算配当替えによる公所での地元調達に配慮する。

(4) 物品等の納入期限を５日未満とすることはできる限り避け、地元企業の見積合せへの参入の機会を確保する。

(5) 合理的な理由がある場合は、総合支庁所管地域等を単位とした地域要件を設定するよう努める。

(6) 業務委託において、再委託禁止が望ましい事案においては、入札公告及び契約書に再委託禁止条項を盛り込む。また、履行確認を行うことにより、承認のない再委託の防止に努める。

２　県産品愛用運動の推進（通知）

所属長及び職員一人ひとりが、物品の調達に際して、県産品の愛用（調達）に努める。

３　履行状況の実態調査

予定価格が１００万円を超える業務委託で、落札率８０％未満（システム開発６０％未満）のものについて、履行状況を調査する。

４　進行管理

会計事務指導検査、地元調達率調査等において、取組状況、課題等を把握する。

資料４

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組みについて

山形県物品等及び役務の調達に係る方針（概要）

（平成 27 年 2 月 23 日付会計第 776 号会計局長通知）

（平成27年1月決定）

Ⅰ　はじめに（省略）

Ⅱ　基本方針

(1) 公正性、競争性及び透明性の確保
(2) 適正な履行と品質の確保
(3) 地域経済の活性化の促進
(4) 県の施策推進への寄与

Ⅲ　基本方針に基づく取組み

1　公正性、競争性及び透明性の確保のための取組み

(1) 不正行為の排除の徹底
(2) 公正な入札の実施や入札及び契約の過程の公開等による透明性の向上
(3) 入札・契約事務従事者への研修や事務手続に係るマニュアルの充実による適正な事務処理の推進
(4) 適正な価格での発注の徹底
(5) 適正な納入(履行)期限の設定
(6) 適正な地域要件の設定

2　適正な履行と品質の確保のための取組み

(1) 最も適正な履行を確保できる、価格以外の要素をも評価する発注方法の導入
(2) 業務委託における履行成績を評価する仕組みの検討
(3) 業務委託における低入札価格調査制度の運用
(4) 印刷物製造請負契約における最低制限価格制度の運用
(5) 委託業務従事者の適正な労働条件の確保
(6) 業務委託契約における正規職員等配置の促進
(7) 業務委託契約における「再委託の禁止条項の履行確認」の強化（清掃業務）

3　地域経済の活性化の促進のための取組み

(1) 地元調達運動の継続と一層の推進
(2) 県産品愛用運動の継続と一層の推進
(3) 業務委託契約における多様な調達方法の導入による県内企業への受注機会の拡大
(4) 新事業分野の開拓に取り組む県内中小企業等からの優先調達
(5) 地域要件の設定

4　県の施策推進への寄与のための取組み

(1) 障がい者や高齢者等の社会参加に対する支援
(2) 環境負荷に配慮した調達の徹底
(3) 施策推進企業への優先調達制度の導入
(4) 委託業務従事者の適正な労働条件の確保(再掲)

Ⅳ　方針を推進するための措置

この方針の推進に当たっては、適宜、見直しを行うとともに、状況の変化に応じた改善を進め、基本方針の達成を目指すこととする。

会計局会計課は、方針を一層推進するため、必要に応じて調達実績の調査をするものとする。

平成 27 年度の主な取組状況

1　業務委託における総合評価一般競争入札（試行）の実施等【取組み：2-(1)(2)(5)(6)、3-(3)、4-(3)(4)】

（1）受付業務　　なし《試行》
（2）清掃業務　　4 件《試行》
　①●●庁舎清掃業務委託
　②△△庁舎清掃業務委託
　③■■庁舎清掃業務委託
　④◇◇センター清掃業務委託
（3）警備業務　　1 件《試行》
　⑤●●庁舎警備等業務委託

2　業務委託における地域要件の設定（「県内本社」・「管内本社」等）【取組み：1-(6)、3-(5)】

<H26・27 年度上半期：公共調達調査より。以下同じ。>

契約方法	H26	H27(上半期)	増減
一般競争入札※	7 件	6 件	△1 件
指名競争入札	12 件	18 件	6 件
随意契約	5 件	2 件	△3 件
計	24 件	26 件	2 件

※警備、受付、浄化槽保守、発電所構内管理等

3　清掃及び警備業務委託における積算方法の調査【取組み：1-(4)】

業　務	清　掃				警　備			
年　度	H23-25		H27(上半期)		H23-25		H27(上半期)	
区　分	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
国交省準拠	22	24	17	45	7	11	4	33
業者見積徴取	33	36	13	34	28	42	5	42
前回実績	24	27	7	18	19	29	3	25
複数参考	9	10	1	3	5	7	0	0
その他	3	3	0	0	7	11	0	0
計	91	100	38	100	66	100	12	100

※H23-25：積算研修会のアンケート結果より

4　清掃業務委託における「再委託の禁止条項の履行確認」の実施状況調査【取組み：2-(7)】

区　分	H27(上半期)	割合
実施済み（予定）	15 件	38.5%
実施しない（予定）	24 件	61.5%
計	39 件	100%

◆地元からの物品調達、印刷物の品質確保、業務委託の低価格入札対策等については、「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき取組みを推進している。

評　　価

<全体>

物品購入、印刷物製造請負及び業務委託において、本方針に基づき、社会保険加入の条件化や地域要件の設定等により公共調達を通じた県民の福祉向上や地域経済の発展の社会的価値の実現への具体的な取組みが進められている。

1　業務委託における総合評価一般競争入札の試行結果

5 件の試行事例から次のとおり一定の効果を確認することができた。

（1）落札率

3 件の落札率が上昇し、低入調査は 3 件から 1 件に減少し、低価格入札を大幅に排除できた。

	前回	今回	増減
①	(低入) 74.1%	97.9%	+23.9%
②	96.1%	86.2%	-9.9%
③	93.2%	90.2%	-3.0%
④	(低入) 70.3%	(低入) 75.3%	+5.0%
⑤	(低入) 75.2%	89.2%	+14.0%
平均	81.78%	87.76%	+5.98%

（2）入札参加者数（競争性）

前回計 48 者から今回計 25 者に 48%減少した。県外業者は前回 18 者から今回 7 者に 61%減少し、一定程度県内企業にとっての有利性が確認できた。

	前回	今回	増減
①	13 者〈 8〉	5 者〈1〉	-8 者
②	8 者〈 1〉	6 者〈1〉	-2 者
③	12 者〈 2〉	5 者〈1〉	-7 者
④	12 者〈 3〉	6 者〈2〉	-6 者
⑤	3 者〈 2〉	3 者〈1〉	±0 者
計	48 者〈16〉	25 者〈6〉	-23 者

※〈 〉内は、うち予定価格の範囲内の者

（3）契約相手方（地域経済の活性化）

5 件のいずれの契約においても、契約相手方の変更はなかった。

①②③⑤：県内⇒県内…変更なし
④　　：県外⇒県外…変更なし

2　業務委託における地域要件の設定

平成 27 年度においては、上半期計で前年度を上回っており、指名競争入札の案件では、前年度比で大幅に増加している。

3　清掃及び警備業務委託における積算方法の調査結果

平成 23～25 年度に開催された積算研修会により、国交省の基準に準拠して積算している割合が増加している。

4　清掃業務委託における「再委託の禁止条項の履行確認」の実施状況調査結果

履行確認の実施率は全体の約 4 割であり、実施率は低い状況にある。

今後の取組み（案）（平成２８年度）

<全体>

本方針に基づき、県民の福祉向上や地域経済の発展をより一層推進するため、次の取組みを実施するものとする。

1　総合評価一般競争入札の試行継続

現行制度（試行）を検証するための事例を増やしていく必要があるため、現行制度を改正せずに、総合評価一般競争入札の試行を引き続き実施する。

（1）学識経験者からの意見聴取

契約担当者の事務負担の軽減及び総合評価一般競争入札の試行の促進の観点から、会計局で標準型の「落札者決定基準」を作成し、その基準を採用する年度当初契約の入札案件について、会計局が一括して学識経験者からの意見聴取を行う。

（2）試行結果の検証等

ア　平成２７・２８年度契約に係る試行結果を検証し、必要な方策等を検討する。
イ　平成２７年度契約の業務提案書の履行状況の検査方法について検証し、必要な方策等を検討する。

2　業務委託における地域要件の設定

契約の性質及び目的に合せて、合理的な理由があるときは、「県内本社」・「管内本社」等の地域要件を設定し、県内企業への受注機会の拡大を図る。

3　清掃及び警備業務委託における積算方法の調査

平成２７・２８年度契約に係る調査を引き続き行い、現状把握を進め、適正な積算方法を推奨していく。

4　清掃業務委託における「再委託の禁止条項の履行確認」の実施

ア　平成２７・２８年度契約について、各契約担当者は「再委託の禁止条項の履行確認」を実施する。
イ　平成２７・２８年度契約に係る調査を引き続き行い、現状把握を進め、必要に応じて方策等を検討する。

5　仕様書等への「労働関係法令の遵守」の明記並びに業務責任者等の正規雇用及び社会保険加入の条件化等の実施状況調査【取組み：2-(5)(6)】

平成２７・２８年度契約に係る調査を行い、現状把握を進め、必要に応じて方策等を検討する。

6　進行管理

会計事務指導検査、公共調達調査等において、取組状況、課題等を把握する。

平成 28 年2月 12 日
総務部行政改革課

指定管理者制度について

1　制度導入の経緯について

平成15年9月「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設。

これにより、従前、県又は県出資法人等に限られていた公の施設の管理運営に、民間事業者等のノウハウ活用が可能となった。(地方自治法第244条の2の改正)

2　「公の施設」について

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設。(地方自治法第244条)

①　県民をはじめとする住民の利用に供するための施設

②　住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設

③　地方公共団体が設置する施設

3　制度の趣旨等について

(1)　制度の趣旨

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用する。

①　民間事業者の活力を活用した住民サービスの一層の向上

②　施設管理における費用対効果の向上

(行政経費の節減、管理主体の選定手続きの透明化)

③　地域経済の活性化や雇用の確保等

(2)　制度の概要

①　条例の制定

○　山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例、同条例施行規則の制定 (H17.3)

○　制度を導入する各施設設置条例の改正

(指定管理者に業務を行わせることができる旨の規定の整備)

※　手続き条例の制定と併せ、制度の円滑な運用を図るため、制度運用指針（ガイドライン）を策定、その後も情勢変化を踏まえ、適宜改正し、内容を充実・強化

②　指定期間の考え方

指定期間は施設の種類や特性に応じて、安定的な管理の確保を図りつつ、長期間の固定的な管理を避ける趣旨から３～５年で設定。

※　専門性やサービスの継続性等が求められる施設は５年に設定

③ **候補者の選定**

施設毎に募集要項を定め、公募により申請者を募集。申請者について、部局毎の指定管理者選定審査委員会を設置し、候補者を選定。

○ **公募に参画しやすい環境整備**

※ 前期・後期の２段階方式で公募（全国唯一）

※ 募集期間を概ね６週間とし、少なくとも１ヶ月は確保

○ **外部有識者が参画する審査委員会**

※ 半数以上を外部委員で構成（共通外部委員：弁護士、公認会計士、学識経験者）

※ 申請団体等に関係する委員は除斥して審査

※ 募集要項に記載する審査基準及び配点等を事前に審査

○ **審査基準（山形県条例 第３条）**

※ 施設の平等利用

※ 施設目的を達成する効果的･効率的な計画

※ 適正かつ確実な実施能力

これを基底に
個々の施設毎に設定

○ **積極的な情報公開**

※ 申請書、事業報告書等を公開

※ 選定結果及び理由を県ホームページで公表　　等

④ **指定の方法**

③により選定された候補者について、議会の議決を経て、指定管理者として決定。

4 本県の導入状況

H18.4から制度導入。H27.4.1現在、174施設中139施設に導入（導入割合：79.9%）。

※ 指定管理者延べ56団体全て県内に主たる事務所がある。

指定管理者の種別		導入施設数		指定管理者数		主な施設
A	株式会社	90	64.7%	13	23.2%	総合運動公園、県営住宅
B	特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人	16	11.5%	12	21.4%	郷土館、産業創造支援ｾﾝﾀｰ
C	地方公共団体	3	2.2%	3	5.4%	置賜文化ﾎｰﾙ、鼠ヶ関ﾏﾘｰﾅ
D	公共的団体	15	10.8%	14	25.0%	総合ｺﾛﾆｰ希望が丘、産業科学館
E	地縁による団体	1	0.7%	1	1.9%	ﾏﾘﾝﾊﾟｰｸ鼠ヶ関
F	NPO法人	5	3.6%	5	8.9%	こども館、県民の海･ﾌﾟｰﾙ
G	その他（共同企業体含み）	9	6.5%	8	14.3%	西蔵王公園、青年の家
	計	139	100.0%	56	100.0%	

【参考】

管理経費（指定管理料）の考え方について

◆ 債務負担行為の設定

・ 県から管理経費（指定管理料）を支出する場合、予め債務負担行為を設定。
（債務負担行為の設定期間：公募する年度＋指定期間となる年度）

◆ 管理経費（指定管理料）の設定

・ 募集要項に、指定期間全体の管理経費（指定管理料）の上限額と、指定期間の各年度に支出する予定の管理経費（指定管理料）の概算額を明示。
（募集要項に示す経費は、あくまで概算であり、予算編成後に確定）

・ 所管課が財政課と協議のうえ、管理経費（指定管理料）を予算に計上。
（通常の業務委託の予算編成と同様の単価を用いて積算）

※ 上限額の積算に当たっては、管理費、事務費等については物価変動や期間中の実績を踏まえて積算、人件費についても人事委員会勧告や最低賃金の動向などを踏まえて積算するなど、適正に対応

◆ 選定基準における管理経費（指定管理料）の提案額の取扱い

・ 選定基準において、経費に係る割合は、新規施設の場合 20～30%、継続施設の場合 10～20%を配点として設定。

・ なお、不当廉価防止の観点から、上限額の２割削減を配点の満点として設定。
（２割以上削減するという提案額があっても、点数は変わらない）

指定管理者制度導入施設の管理運営の状況等の検証等スキーム

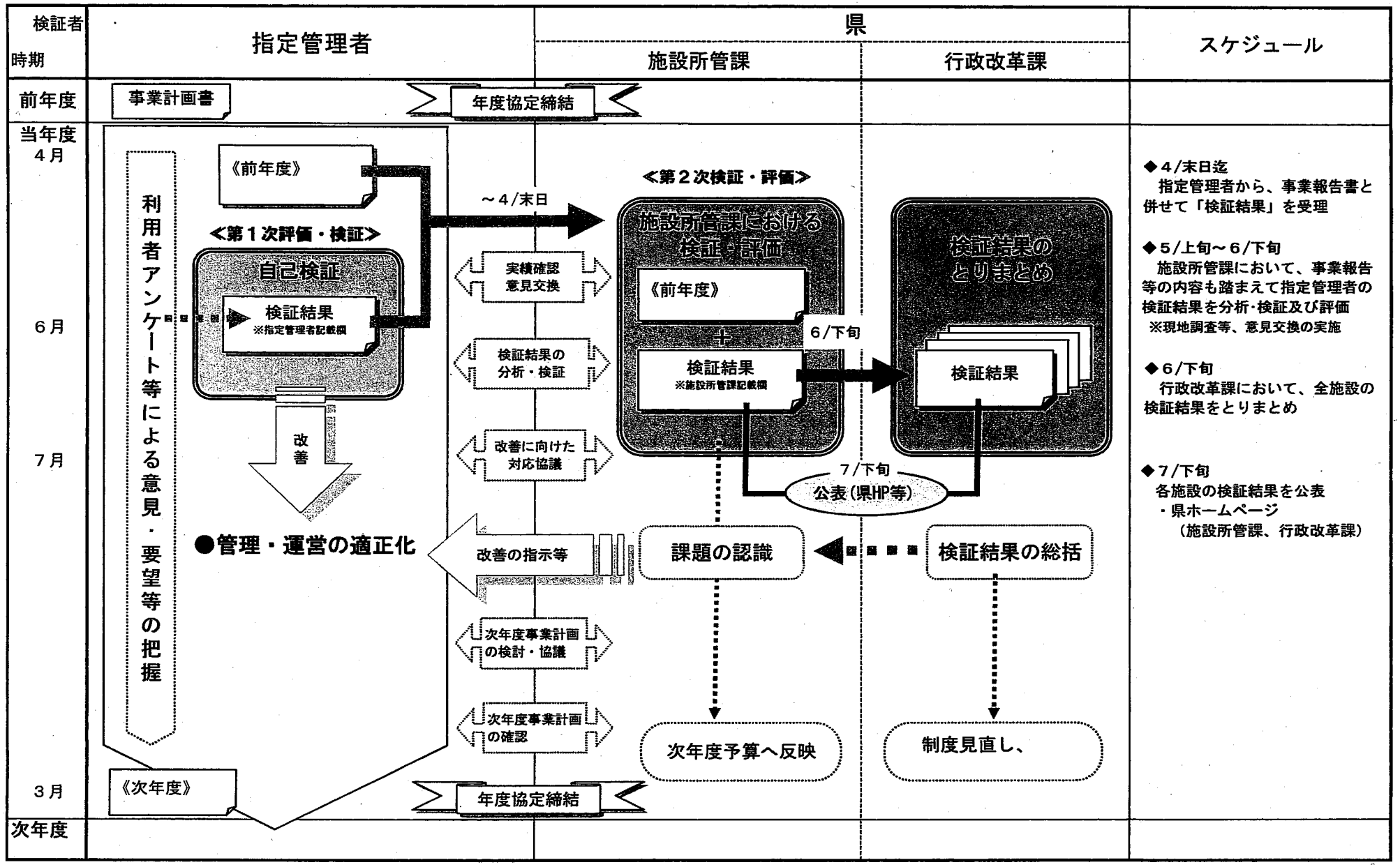

■ 公の施設の指定管理者制度導入状況【H27.4.1現在】

平成28年２月12日
総務部行政改革課

所管部	番号	施設名	総務省調査分類			指定期間	利用料金制	指定管理者			前指定管理者（H27.4.1）
			施設の内容	施設数	指定管理		○:一部利用料金制		種別	直近公募時申請者数	
総務部	1	県民緑地(県庁前公園)	③								
企画振興部	2	郷土館	④		1	5	○	(公財)山形県生涯学習文化財団	B	1	(同左)
	3	県政史緑地	③		1		○				
	4	県民会館(H21.4～)	④		1	5	○	㈱ステージアンサンブル東北	A	1	㈱ステージアンサンブル東北支社
	5	置賜文化ホール	④		1	5	○	米沢市	C	非公募	(同左)
環境エネルギー部	6	防災学習館	④								
	7	自然博物園	④		1	3		特定非営利活動法人エコプロ	F	1	(同左)
	8	志津野営場	①		1	3	○	西川町総合開発㈱	A	1	(同左)
子育て推進部	9	こども館(H21.4～)	⑤		1	3		特定非営利活動法人みらい子育てネット山形	F	1	(同左)
	10	男女共同参画センター※No.152と一括公募	④		1	5	○	((公財)山形県生涯学習文化財団)	(B)	(1)	(同左)
	11	鶴岡乳児院	⑤								
	12	児童自立支援施設(朝日学園)	⑤								
	13	婦人保護施設(金谷荘)	⑤								
健康福祉部	14～16	福祉型障害児入所施設(最上、やまなみ、鳥海)	⑤	×3							
	17	総合療育訓練センター	⑤								
	18	精神保健福祉センター	⑤								
	19	救護施設(泉荘)	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	20	救護施設(みやま荘)	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	21	身障者更生施設(梓園)	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	22	身障者授産施設(鶴峰園)	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	23	知的障害者授産施設(吹浦荘)	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	24	知的障害者授産施設(慈丘園)	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	25	総合コロニー希望が丘	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	26	身障者授産施設(明星園)	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	27	福祉休養ホーム(寿海荘)	⑤		1	5	○	(社福)山形県社会福祉事業団	D	1	(同左)
	28	身障者福祉ホーム(ふれあいの家)	⑤		1	5	○	(社福)山形県身体障害者福祉協会	D	1	(同左)
	29	点字図書館	⑤		1	5		(社福)山形県身体障害者福祉協会	D	1	(同左)
	30	身障者保養所(東紅苑)	⑤		1	5	○	(社福)山形県身体障害者福祉協会	D	1	(同左)
商工労働観光部	31～32	産業技術短期大学校(山形・庄内)	②	×2							
	33	高度技術研究開発センター	②								
	34	産業創造支援センター(H20.4～)	②		1	3	○	(公財)山形県企業振興公社	B	1	(同左)
	35	産業科学館	②		1	3		山形県中小企業団体中央会	D	1	(同左)
	36	竜山荘	①		1	3	◎	㈱東北ホテルシステムズ	A	1	㈱山形インコーポレーション
	37	観光情報センター	②		1	3		(公社)山形県観光物産協会	B	1	(同左)
	38	県民の海・プール	①		1	5	○	特定非営利活動法人健康づくりサポート東北2	F	1	(同左)
	39	国際交流センター	④		1	3		(公財)山形県国際交流協会	B	1	(同左)
	40	山形職業能力開発専門校	②								
	41	庄内職業能力開発センター	②								
農林水産部	42	農業大学校	②								
	43～44	漁港のプレジャーボート保管施設(由良、堅苔沢)	①	×2	2	5		山形県漁業協同組合	D	1	(同左)
	45	県民の森	①		1	5	○	(公財)山形県みどり推進機構	B	1	(同左)
	46	源流の森	①		1	5	○	(公財)山形県みどり推進機構	B	1	(同左)
	47	眺海の森	①		1	3		(社)庄内森林保全協会	B	1	(同左)
	48	遊学の森	①		1	3		㈱グリーンバレー神室振興公社	A	1	(同左)
県土整備部	49	中山公園	③		1	5	○	青山建設㈱	A	2	㈱中山町商工観光公社
	50	弓張平公園	③		1	3	○	弓張平公園指定管理企業共同体	G	2	西川町総合開発㈱
	51	最上川ふるさと総合公園	③		1	3	○	さがえ・ふるさと共同企業体	G	2	ふるさと公園管理運営企業体
	52	最上中央公園	③		1	3	○	(一財)新庄市体育協会	B	1	新庄市
	53	庄内空港緩衝緑地	③		1	3	○	庄内園芸緑化㈱	A	1	(同左)
	54	総合運動公園	③		1	5	○	㈱モンテディオ山形	A	2	やまがたスポーツパーク㈱
	55	悠創の丘	③		1	3	○	悠創の丘企業共同体	G	1	(同左)
	56	西蔵王公園	③		1	3	○	西蔵王公園施設企業共同体	G	1	(同左)
	57	健康の森公園	③		1	3	○	健康の森公園管理共同企業体	G	1	(同左)
	58	蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	③		1	3	○	みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体	G	2	(同左)
	59～60	流域正水道(2区域)	③	×2							
	61～137	県営住宅(77団地)	③	×77	77	3		㈱西王不動産	A	2	(同左)
	138	すまい情報センター	②		1						
	139	ふるさと交流広場	①		1	3	○	㈱モンテディオ山形	A	1	㈱田園創成研究所
	140	米沢ヘリポート	③		1	3		東北警備保障㈱	A	1	(同左)
	141	酒田北港緑地(H21.4～)	①		1	3		クリーンサービス㈱	A	1	(同左)
	142	鼠ヶ関マリーナ	①		1	3	◎※	鶴岡市	C	1	(同左)
	143	酒田北港緑地展望台	①		1	3		特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア	F	1	(同左)
	144	第1酒田プレジャーボートスポット	①		1	3	◎※	酒田小型船舶安全協議会	G	1	(同左)
	145	第2酒田プレジャーボートスポット(H20.4～)	①		1						
	146	酒田海洋センター	③		1	3		特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア	F	1	(同左)
	147	加茂港緑地	①		1	3	○	(一財)鶴岡市開発公社	B	1	鶴岡市加茂地区自治振興会
	148	加茂レインボービーチ	①		1		○				
	149	マリンパーク鼠ヶ関	①		1	3	○	鼠ヶ関自治会	E	1	(同左)
教育庁	150	生涯学習センター※No.10と一括公募	④		1	5	○	(公財)山形県生涯学習文化財団	B	1	(同左)
	151	県立図書館	④								
	152	県立博物館	④								
	153	青年の家	④		1	3	○	山形県青年の家管理企業体	G	1	
	154～157	少年自然の家(朝日・金峰・飯豊・神室)	④	×4							
	158	県体育館	①		1	3	○	(財)山形市体育協会	B	2	
	159	県武道館	①		1		○				
	160	あかねケ丘陸上競技場	①		1	3	○	(財)山形市体育協会	B	2	やまがたスポーツパーク㈱
	161	うきたむ風土記の丘考古資料館	④		1	3	○	高畠町	C	1	(同左)
企業局	162	県民ゴルフ場	①		1	5	◎※	㈱山形ゴルフ倶楽部	A	3	㈱新庄アーデンゴルフ倶楽部
	163	県営駐車場	③		1	3	◎※	㈱ヤマコー	A	2	㈱セーフティー山形
	164～167	水道用水供給施設(4)	③	×4							
	168～170	工業用水供給施設(3)	③	×3							
病院事業局	171～174	県立病院(中央・新庄・河北・鶴岡)	⑤	×4							
	①レクリエーション・スポーツ施設		① 22		22	3年:113 5年: 26	採用:6 (うち納付金:5) 一部:41 不採用:92	指定管理者数:56団体 ※全て「県内に主たる事務所を有する」団体			
	②産業振興施設(産業情報提供施設、研究施設等)		② 10		4						
	③基盤施設(大規模公園、駐車場、水道施設等)		③101		91						
	④文教施設(文化会館、博物館、自然の家等)		④ 16		9						
	⑤社会福祉施設(病院、特別養護老人ホーム等)		⑤ 25		13						
	計		174	施設	139						

※ 網掛けの施設は現在直営の公の施設

※ 指定管理者制度導入施設数:139施設(全174施設に占める導入割合:79.9%)　cf.全国都道府県の導入状況:7123施設(61.3%)[H24.4.1現在]

※「利用料金制」の「◎」に「※」が付記されているのは、県への納付金がある施設(5施設:鼠ヶ関マリーナ、第1酒田PBS、第2酒田PBS、県民ゴルフ場、県営駐車場)

※「一部利用料金制」とは、利用料金制を採用していて、かつ、県支出金がある場合をいう。

※ 指定管理者数:56団体(郷土館と県政史緑地、男女共同参画センターと生涯学習センター、漁港のプレジャーボート保管施設(由良、堅苔沢)、県営住宅(77施設)とすまい情報センター、第1及び第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地と加茂レインボービーチ、県体育館と県武道館については、一括公募による指定管理者選定により、各々1指定管理者とカウントする)

※「種別」は、A(株式会社・有限会社):13、B(特例民法法人、財団法人・社団法人):12、C(地方公共団体):3、D(公共的団体):14、E(地縁団体):1、F(NPO法人):5、G(その他※共同企業体含む):8　計56団体

H27.3.31　改正

平成28年2月12日
総務部行政改革課

指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン

平成15年９月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設された。指定管理者制度は、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」とは異なり、民間事業者を含む幅広い法人や団体の中から指定管理者を指定して公の施設の管理を行わせるもので、様々な能力を活用しながら、多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的・効率的運営を目指すことを目的としている。

また、制度を活用する効果として、住民サービスの一層の向上や行政経費の節減が図られることに加え、地域の活性化や雇用の確保等に繋がることなどが挙げられる。

このガイドラインは、こうした指定管理者制度の趣旨を踏まえた上で、本県が設置する公の施設について、指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、その事務手続きを進めるに当たっての基本的な考え方をまとめたものである。

１　指定管理者の選定から協定締結までの手続き

（１）　公募の原則

・指定管理者の候補者は、原則として公募すること。

（２）　管理経費の設定

①　管理経費の見積り

・財政課と協議の上、最も効果的かつ効率的な運営が可能となるような施設管理に要する経費（以下「管理経費」という。）の設定に努めること。

②　債務負担行為の設定

・県から管理経費の支出を予定している場合は、公募の時点で予算上の手続きを経ておく必要があることから、指定期間の単年度又は複数年度にかかわらず、債務負担行為の設定を行うこと。

※　債務負担行為を設定する期間：公募する年度＋指定期間となる年度

③　予算の歳出節

・管理経費の予算の歳出節は「委託料」とすること。

（３）　審査委員会

①　審査委員会の設置

・管理経費等の審査項目ごとの配点について公募前に審査するとともに、申請者からの申請内容について審査し、最も適当な候補者を選定するため、指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を各部局ごとに設置すること。

②　審査委員会の構成

・審査委員会は、各部局長等を委員長とし、各部局主幹課長等及び共通外部委員等で構成すること。

・共通外部委員とは、外部の視点により、統一性を持って審査の透明性や公平性を確保するために、総務部で選任する外部の有識者委員をいうこと。

・各部局は、審査に専門的知識を要する場合など、必要に応じて共通外部委員とは別途に外部の有識者を委員として参画させることができること。
・共通外部委員及び各部局で選任する外部の有識者委員の総数は審査委員会構成員の半数以上とすること。
・審査委員会構成員の中に、申請団体等の役員等関係者がいる場合は、当該構成員を除斥して公平性を確保したうえで会議を運営すること。

③ 審査委員会に係る情報の公開

・審査委員会の構成員の氏名については公表すること。
・審査委員会の開催予定については、「審議会等の公開に関する指針」（平成18年３月総務部長通知）に基づき公開すること。

（４） 募集前の準備

① 募集要項、仕様書等の作成

・公募する施設ごとに、募集要項を作成すること。ただし、同種又は類似の複数施設については、一の募集要項の作成によっても差し支えないこと。
・施設や管理内容等の詳細について、別葉の仕様書にまとめるなど分かりやすくなるよう工夫すること。

＜募集要項等の内容例＞

○ 施設の名称、施設の規模、施設の業務内容、法令等の規定
○ 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金など）、指定期間
○ 指定管理者の業務の範囲（利用者の意見の把握、サービス向上等の検証、指定管理者と県との業務役割分担、維持管理・修繕に係る経費負担などを含む）
○ 応募資格、応募窓口、応募方法、募集期間、申請書様式、事業計画書様式、添付書類、説明会の開催、**管理経費の概算額と支払方法、選定基準、管理経費等の審査項目ごとの配点**、申請書類の取扱い（著作権の帰属、書類の使用等）
○ その他留意事項（申請費用の負担、情報公開、個人情報に関して講ずる措置、環境へ配慮した取組み、申請書への虚偽記載の場合の失格、指定取消しの要件、ネーミングライツの導など）

・募集要項に記載する選定基準及び管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等、選定に関することについては、公募前に（３）に定める審査委員会に諮ること。
・審査委員会は、施設の特性等に応じ、選定基準や管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等が適切であるか審査及び評価し、必要な意見を提供すること。
・「指定管理者の業務の範囲」は明確に記載すること。
・指定管理・修繕に係る経費負担について、指定管理期間中に疑義が生じないよう募集要項や仕様書において経費の負担区分、上限額等を明確に記載すること。
・申請書類の取扱いとして、著作権の帰属や申請書類の公表等の使用などについて明確に記載すること。
・指定期間中にネーミングライツの導入可能性がある施設においては、導入された場合の対応（ホームページやパンフレットの変更、看板改修等）や経費負担

（指定管理者の負担増は生じない等）などについて明確に記載すること。

② **指定期間**

・指定期間は、施設の種類や特性に応じて設定すること。この場合、安定的な管理の確保を図りつつ、また長期間の固定的な管理を避ける趣旨から、３～５年程度を目安とすること。

・指定管理者制度導入の目的である住民サービスの向上と行政コストの削減を一層進めるとともに、民間事業者等の参加を促進するため、各部局で、類似の施設の指定期間が可能な限り重複することのないように留意すること。

③ **応募資格**

・申請者は、個人ではなく法人又は団体であること。

・社会的責任要件として、次の条件を応募資格に設定すること。

＜社会的責任要件＞

○　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと

○　山形県から指名停止措置を受けていないこと

○　県税、法人税、消費税等の滞納がないこと

○　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと

○　法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと

○　暴力団員等がその事業活動を支配していないこと

○　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと

・当該施設の管理運営に最も適した候補者を選定するため、住民サービスの一層の向上、行政経費の節減、更に、施設の特性に応じて、地域の活性化や雇用の確保等の観点を含めて総合的に評価するとの考えを前提にした上で、次に掲げる点から、原則として、応募資格に「県内に主たる事務所を有する団体」等の地域に関する条件を付すこと。なお、管理運営に高い専門性やノウハウを要すること等から、県内法人・団体からの応募が必ずしも期待できない場合や、県内に限定せず、より幅広い法人・団体からの応募を求める必要がある場合は、当該地域に関する条件を付さないことができるものとする。

・地域の実情把握による円滑な管理運営を図る観点

・緊急時における対応の迅速化を図る観点

・地域の活性化及び雇用の確保等を図る観点

・当該施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が協定違反の事実を知ったときから、その後初めて募集する当該施設への応募を認めないこと。

＜重大な協定違反の例＞

○　県に帰属する個人情報の紛失、流失

○　県に納付すべき金員の相当期間の未納

○　業務の引継ぎの放棄　　など

・指定管理者に応募した法人又は団体の代表者等が暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者、又は暴力団員等をその業務に従事させ、もしくはその業務の補助者として使用するおそれがある者に該当しないことの確認については、警察本部と連携を密にして、必要な情報交換、情報提供を行うなどすること。

④　事業計画書

・事業計画書の様式は、施設の種類や特性に応じて内容を設計すること。
・指定期間を複数年度とする場合は、当該複数年度分の事業計画を作成の上、申請させること。
・開館時間、休館日等の管理条件や施設の運営方法等については、利用者の利便性向上や効率的な管理運営の実現に向けて、申請者が持つノウハウを活かした提案がなされるよう努めること。

＜事業計画書の内容例＞

○　施設の管理に関する基本的考え方
○　管理の条件、運営方法、ソフト事業（管理運営の一環として実施する企画事業及び管理運営とは別にサービスの向上を図るため企画する自主事業を含む）等に係る提案
　※企画事業とは、管理業務に含まれている自ら企画して実施する事業をいう。
　※自主事業とは、施設の設置目的に沿い、かつ管理業務の実施を妨げない範囲で、自己の責任と費用により実施する事業をいう。
○　管理組織体制
○　年間の事業計画、スケジュール（複数年度指定する場合は、当該複数年度分の事業計画）
○　情報公開、個人情報に関して講ずる措置
○　その他

⑤　添付書類

・添付書類は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「通則条例施行規則」という。）第２条第２項第１～４号に規定するもののほか、第５号の「知事等が必要と認める書類」として、施設の種類や特性に応じて適宜定めること。
・収支計画の適確性及び事業計画の実現可能性を判断する趣旨から、積算根拠が分かる資料を求めること。（参考様式　別紙）
・労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされているかを確認できる資料（労働法令の違反状況、監督官庁からの指導状況、最低賃金の遵守状況など）を求めること。
・応募する法人又は団体の財務状況や経営基盤を適確に把握する趣旨から、必要に応じて、その内容を補完する資料を求めること。

⑥　管理経費の概算額

・募集要項に管理経費の上限額等を示す場合は、当該管理経費の上限額と、指定期間の各年度に支出する予定の管理経費の概算額を示すこと。合わせて、上限額を超えた申請は受理しないことを明記すること。なお、実際に支払われる管理経費は、当該概算額ではなく、毎年度の予算編成において確定するものであることを応募者に伝えること。

⑦ 選定基準

・山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「通則条例」という。）第３条に規定する基準を踏まえ、施設の種類や特性に応じて施設ごとに具体的な選定基準を設定すること。

・募集要項の公表時に選定基準ごとの配点について明確に記載すること。

・提案額そのものに係る項目の配点については、新規導入施設の場合は、満点の２割から３割の範囲内、継続施設の場合は、満点の１割から２割の範囲内で、施設ごとに定めるものとする。

・また、不当廉価防止の観点から、上限額の２割削減を配点の満点（２割超の削減をしても２割削減と同得点とする。）とし、提案額に応じて点数化すること。

＜選定基準標準例＞※標準例を参考に、各部局において、施設の特性を踏まえて作成すること。

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類			
基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	・県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 （運営方針）	満たしていなければ「失格」		
	収支計画の適確性及び実現の可能性	・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む			
	施設の維持管理の適確性	・県が求める維持管理の基準に合致しているか。	事業計画書			
	労働法令の遵守	・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等			
施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・生活弱者等へ配慮しているか。 ・事業内容に偏りがないか。	事業計画書 （運営方針） （事業内容）	5	5	5
事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性	・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。※上限額の2割削減を配点の満点とする	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	10	20	30 新規：20～30点 継続：10～20点
	サービス向上を図るための具体的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	30	30	30
	施設の維持管理の内容の妥当性	・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容（回数、箇所等）	7	6	5
	利用者の増加を図るための具体的手法	・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。	事業計画書	6	5	4
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	6	5	4
事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	事業計画書 （組織図） （実施体制） （雇用計画） （研修計画） 資格証明書 共同体協定書	9	7	5
	財務状況及び経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	9	7	5
その他	利用者要望への対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書 （相談体制）	6	5	4
	緊急時の対応	・防災対策及び緊急時の対策は妥当か。	事業計画書 （リスク管理） （緊急時体制）	6	5	4
	個人情報保護及び情報公開の取組み	・個人情報保護及び情報公開の取組みは妥当か。	取組方針等	6	5	4

・地域の実情把握による円滑な管理運営を図る観点、緊急時における対応の迅速化を図る観点、又は地域の活性化及び雇用の確保等を図る観点から、選定基準において「県内に主たる事務所を有する団体」等を有利に評価することが可能であること。

（５） 公募の方法

① 公募する施設の単位

・公募の単位は、公の施設の設置等について規定する条例（以下「公の施設の設置条例」という。）に定める施設ごとに行うことを原則とすること。

・隣接する複数の施設を一体的に管理する必要があるなど合理的な理由がある場合は、当該複数の施設について一括して公募し、同一人を指定管理者として指定することができるものとすること。

・公の施設の設置条例上は一の施設であるが、当該施設を構成するいくつかの施設を分離して管理することに合理的な理由がある場合は、これらを分離して公募し、それぞれ指定管理者を指定することができるものとすること。

② 広報手段

・公募に当たっては、公告、ホームページ、広報紙など広報手段を幅広く活用すること。

③ 募集時期及び期間等

・募集時期については、申請者が複数の施設について応募することができるよう各部局において前期公募と後期公募に分けて実施するなど、類似の施設の募集が一時期に集中しないように設定すること。

・募集期間は、申請者が適切な準備ができるよう、概ね６週間とし、少なくとも１ヶ月は確保すること。

・募集期間内に応募者がない場合は、募集期間を延長したり応募条件を変更して再公募の手続きを採るなど、応募者の確保に努めること。

④ 施設概要の説明等

・公募に当たり、現地説明会等を実施するなど、施設の概要や業務の内容について十分な説明を行うよう努めるとともに、質問事項を受け付けるための期間を設け、質問に対する回答を公表するなどして、応募予定者による適切な事業計画書の作成及び提案内容の向上に資すること。

⑤ 公募の例外

・次に掲げる場合など、公募により候補者を募集することが不可能又は著しく困難である場合は、公募によらず、当該施設を管理できる能力を持つ法人等を一つ選定し、これを指定管理者の候補者とすることができること。ただし、行政改革課と協議の上、知事の了解を得ること。

＜公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる場合＞

○　公募手続きによる応募者がなかったとき（応募の条件を変更しない場合に限る。）

○　候補者選定の結果、適当な候補者がなかったとき（応募の条件を変更しない場合に限る。）

○　ＰＦＩ法による施設整備を行い、一定期間施設の管理運営を行う者が既に決まっているとき

○　隣接する市町村有施設との一体的管理の必要性が認められ、当該市町村を指定することが適当であるとき

○　指定管理者が、法第244条の２第11項の規定によりその指定を取り消され、次の指定管理者を選定するに当たり、公募する暇がないとき

＜公募によらず指定管理者の候補者を選定する場合の手続き＞

○　県から管理経費の支出を予定している場合は、選定の時点で予算上の手続きを経ておく必要があることから、指定期間の単年度又は複数年度にかかわらず、債務負担行為の設定を行うこと。

○　当該施設を管理できる能力を持つ法人等を一つ選び、当該法人等と十分協議の上、指定管理者の候補者となることについて理解を求めること。

○　当該法人等から申請書、事業計画書等の必要な書類を徴収し、これを審査委員会の審査に付した上で、指定管理者の候補者として選定すること。

○　当該候補者を選定した理由は公表すること。

○　指定の取消しを原因として公募によらず候補者を選定した場合、候補者選定後は、知事の専決処分による指定管理者の指定又は直近の議会における指定の議決後、すみやかに指定の告示及び協定の締結を行い、管理を開始させること。

（6）　候補者の選定

①　審査委員会による審査等

・審査委員会は、選定基準に基づき、申請者及びその事業計画書の内容等を審査及び評価し、部局長が候補者とすべき者を選定するに当たり必要な意見を提供すること。

・予め各委員に対して、対象施設の設置目的、機能、利用状況及び現場の状況並びに施設の利用において期待される効果等について、十分な説明を行うこと。

・最も適した候補者を選定するため、住民サービスの向上、行政経費の節減、更に、施設の特性に応じて、地域の活性化や雇用の確保等、より良い地域社会を形成する観点を含めて総合的に審査及び評価すること。

②　候補者の選定

・部局長は、審査委員会の審査結果を尊重しながら候補者とすべき者を選定し、あらかじめ行政改革課長を経由して総務部長に合議の上、知事の決裁を得て候補者とすること。（候補者の決定は、指定の議決に係る議案を決定することに等しいため、知事の専権事項である。）

③　候補者選定結果の連絡

・候補者を選定した時点で、各申請者に選定結果を連絡すること。なお、正式な指定の通知、不指定の通知は議会の議決後に行うものであること。

（7）　議会の議決

①　議決の時期

・新たに指定管理者となる者に対して円滑に事務を引き継ぐことができるよう、議決時期と管理の開始時期との期間を十分に確保すること。

②　債務負担行為の設定

・県から管理経費の支出を予定している場合は、公募の有無にかかわらず、事前に予算上の手続きを経ておく必要があることから、少なくとも指定の議決を得る直前の議会において、指定する施設毎に当該予算に係る債務負担行為の設定議案について議決を得ること。ただし、指定管理者である法人等の法人格の変更等により再度指定する場合は、当該指定までに債務負担行為の設定議案について議決を得ること。

③ **指定議案**

・議案の内容は、公の施設の名称、指定をしようとする団体及び指定の期間となること。

④ **議会での審議**

・議会での審議は、所管の常任委員会に付託されて行われることになること。この場合、指定管理者の候補者たる法人又は団体の名称と概要、選定理由等を資料にまとめ、円滑な審議に資するよう配慮すること。

⑤ **議決後の通知等**

・議決後は、指定管理者の指定について公示するほか、指定者にその旨を指令書により通知すること。また、不指定者にその旨を通知すること。

・不指定の通知には「不指定の理由」を記載すること。

（8） 協定の締結

① **指定管理者（候補者）との協議**

・申請時に提出した事業計画書の内容を踏まえ、施設の管理や事業に関する細目的な事項や管理経費等を指定管理者と協議し、協定を締結すること。

② **協定の内容**

・原則として指定期間全体に関する協定（以下「包括協定」という。）と単年度ごとの詳細を定める協定（以下「年度協定」という。）の二段階に分けて締結すること。

・協定の内容は、主に次のような事項になるが、施設の種類や特性に応じて必要な事項を盛り込むこと。

＜協定の内容例＞

（包括協定）

○ 指定期間に関する事項
○ 事業計画に関する事項
○ 管理の基準（開館時間、休館日等）、利用料金の設定・減免、行為制限に関する事項
○ 業務の内容及び範囲（使用料の徴収を含む。）に関する事項
○ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
○ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
○ サービスの提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
○ 県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項
○ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
○ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
○ 安全管理、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
○ 情報公開、個人情報保護に関する事項
○ 事業の引継ぎに関する事項
○ 環境へ配慮した取組みに関する事項
○ 労働法令の順守及び雇用・労働条件への配慮に関する事項
○ その他

（年度協定）

○ 当該年度の事業の実施に関する事項
○ 当該年度における県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項
○ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項

・「事業計画」「管理の基準」「業務の内容及び範囲」（以下、「事業内容」という。）、「県が支払うべき管理経費」等に関する事項では、

① 指定期間において基本となる事業内容及び管理経費の総額について、指定管理者の提案内容を踏まえ県と指定管理者の両者で確認したうえで明記すること。

② 包括協定の内容を基本に、年度毎に実施する事業内容及び管理経費の額等を、両者で確認したうえで年度当初の年度協定で締結する旨を明記すること。

・「業務の内容及び範囲」に関する事項では、指定管理者がその業務の一部を委託契約又は請負契約により第三者に委ねることはできるが、業務の全部を第三者に委ねることはできないことを明記すること。

・「利用者の意見や要望の把握」に関する事項では、単に意見箱の設置ということでなく、アンケートの周知方法、実施時期・回数、調査項目などを工夫することにより、今後のサービス向上に繋がるようなアンケートの実施に努めるよう定めること。

・「損害賠償等」に関する事項では、「損害賠償責任保険等の加入に関する事項」等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。

・「情報公開」に関する事項では、指定管理者が行政事務を代行するという性質に鑑み、施設の管理業務に関して保有する文書の情報公開に努めるよう定めること。

・「事業の引継ぎ」に関する事項では、業務の引継ぎ方法について、関係書類や備品等の扱いなどの具体的事項を盛り込むこと。

・「環境へ配慮した取組み」に関する事項では、やまがたＥＣＯマネジメントシステムに基づく県の取組みと同等の取組みに努めるよう定めること。

・「労働法令の遵守及び雇用・労働条件への配慮」に関する事項では、指定管理者の責務として適切な配慮がなされるよう明記すること。

・「当該年度における県が支払うべき管理経費」に関する事項では、管理経費の額は、事業計画の変更や経費の積算の見直しがない限り変更はないこと。また包括協定で示されていない臨時的な業務には、それに見合った経費を別途措置すること。

・協定書は指定管理者制度による協定であることが分かるように記載すること。なお、包括協定及び年度協定に、収入印紙の貼付は不要であること。

③ 協定締結の時期

・包括協定については、指定管理者と内容の協議が整いしだい、速やかに締結すること。

年度協定については、管理経費の支出がある場合、財務規則に基づき、会計管理者又は総合支庁の出納室長及び総務部長（本庁に限る。）に合議の上、４月１日付けで締結すること。

④ 行政手続条例との関係

・指定管理者は山形県行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、指定管理者が行う業務の範囲に一定の行政処分（施設の使用許可、

許可の取消しなど）が含まれる場合は、行政手続条例の規定（主に第２章「申請に対する処分」及び第３章「不利益処分」に関する規定）の適用を受けることについて、協定事項に含まないとしても、指定管理者に対して十分に説明すること。

２　協定締結後に関する手続き

（１）　事業報告書の提出等

①　事業報告書の内容

・事業報告書の内容については、通則条例施行規則第４条第１～３号に規定するもののほか、第４号の「知事等が必要と認める事項」として、施設の種類や特性に応じて必要な事項を協定に適宜定めること。

②　事業報告書の確認

・事業報告書については、補助事業等の実績確認に準じ（平成22年３月30日付け財第314号総務部長通知を参照）、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うこと。

③　指定管理者である法人等の財務諸表の確認

・指定管理者として引き続き安定的な業務執行能力を有することを確認するため、施設の管理業務以外の業務を含めた事業者全体としての経営状況を示す財務諸表について、毎事業年度、法人等の決算がまとまりしだい提出を求めること。

（２）　サービス提供・管理運営状況に係る検証等

①　サービス提供・管理運営状況に係る検証等

・より良いサービスの提供等に向けて、利用者の意見を踏まえ、サービスの提供や管理運営状況について、指定管理者と施設所管課がそれぞれの立場で分析・検証を行うこと。

・検証に当たっては、施設に設置している第三者を含む運営協議会等や公募時の審査委員会を活用する等、施設の規模や状況に応じた方法により、外部視点の導入にも努めること。

・施設所管課は、指定管理者の検証報告を分析・検証するとともに、自らの分析・検証結果を踏まえ、必要に応じて適切な指示を行うこと。また、その結果について行政改革課に報告すること。

（３）　意見交換及び連絡調整等

①　定期的な意見交換

・サービスの向上や適切な管理運営を図るため、現場状況を踏まえながら、四半期に１回以上、定期的な意見交換や情報交換を行うこと。

・翌年度の事業計画（管理経費の額を含む）に関して適切な時期に意見交換を行うこと。

②　問題が生じた際の連絡調整

・大規模修繕工事の実施など施設運営に大きな影響を与える場合や協定に盛り

込まれていない問題等が生じた際の連絡調整手法について事前に決めておくこと。

（4） **所管部局による情報公開等**

① **申請書の公表等**

・指定管理者決定後、指定管理者となった者から提出のあった申請書（事業計画書及び添付書類を含む。以下同じ。）については、山形県個人情報保護条例の諸規定を遵守の上、原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁に置かれる総合案内窓口をいう。以下同じ。）で公表すること。また、指定管理者とならなかった者から提出のあった申請書についても、その全部を公表することができること。

② **候補者の選定に関する情報等の公表**

・「審議会等の公開に関する指針」（平成18年３月総務部長通知）に基づき、審査委員会が公開される場合は、審査委員会の記録等について作成し、県のホームページで公開すること。また、非公開の場合でも、会議録又は会議概要等を作成し、できる限り県のホームページで公開するよう努めること。

・候補者選定手続きの透明性を確保するため、候補者を選定した場合は、速やかに、審査の方法、選定基準、管理経費等の審査項目ごとの配点、候補者の名称・所在地（主たる事務所の所在地が県外である場合で、県内に事務所等活動の拠点がある場合はその所在地を含む。）並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果（細目まで）を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表すること。この場合、申請者並びに県民から納得を得られるよう、候補者の選定理由（候補者の優位性や評価された点）等についてわかりやすく公表すること。

なお、公表内容については、予め行政改革課と調整すること。

・公募によらず候補者を選定した場合でも、その理由を明らかにし、公表すること。

③ **事業報告書及び財務諸表の公表**

・指定管理者から、毎年度、県に提出された事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表すること。

④ **管理運営状況等に係る検証結果の公表**

・管理運営状況等に係る検証結果は、施設毎に県ホームページ及び情報公開窓口で公表すること。

⑤ **指定管理者が行う情報公開に係る指導**

・指定管理者が行う情報公開に係る指導については、「公の施設の指定管理者の情報公開指導要綱」（平成17年12月総務部長通知）によること

⑥ **その他**

・①から⑤までの情報公開等に関する取扱いについては、公募の際の募集要項等において明示すること。また、①から⑤までのうち、公表するものは全て、その写しを行政改革課あて回付すること。

（5） その他の注意事項

① 指定管理者の取消し

・法第244条の２第11項に規定する指定管理者の指定の取消し又は業務の停止に該当する具体的事例としては、次のような場合が考えられること。

＜指定の取消し等に該当する事例＞

○ 管理の業務や経理の状況に関する知事等の指示に従わないとき

○ 通則条例第３条に規定する選定基準及び施設ごとに設定した選定基準を満たさなくなったとき

○ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認めるとき（法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法人等の財務状況の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合など）

・取消しを行った場合の管理経費の取扱い及び損害が発生した場合の取扱いについて定めておくこと。

・指定管理者の指定の取消し又は業務の停止など不利益処分を行う場合は、山形県行政手続条例など関係規程に則って行うこと。

・指定の取消し又は業務の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示すること。また、指定の取消しを行う場合は、速やかに新しい指定管理者を指定する手続きをとること。なお、県民サービスの低下を招かないよう、新しい指定管理者による管理運営が行われるまでの間は、直営による施設の管理運営を行うこと。

② 指定期間中における調査

・指定期間中において、指定管理者が、事業計画書又は協定書に従って適切な施設管理を行っているか、施設のサービス水準が適切に保たれているか等について、法第244条の２第10項に基づき、定期的又は随時に調査を行い、必要に応じて適切な指示を行うこと。

③ 事業の引継ぎ

・指定管理者が交代し、現指定管理者から新しい指定管理者に事業の引継ぎを行う場合は、当該引き継ぎに県職員が立ち会うこと。

④ 指定後における法人等（市町村を除く）の合併等

・指定管理者である法人等（以下「変更前法人」という。）が、指定期間中に合併等による法人格の変更や団体を構成する要素の重要な変更を行う場合であっても、審査委員会による審査において選定基準を満たすと認められる場合は、当該変更を行った後の法人等（以下「変更後法人」という。）を指定管理者に再度指定することができること。なお、再度指定の手続きを行うにあたっては、変更前法人の指定の取消しを行うこと。また、再度指定する場合の指定期間については、変更前法人の残りの指定期間とすること。

・変更後法人を指定管理者に再度指定することが適当でない場合には、速やかに新しい指定管理者を指定する手続きをすること。

⑤ 指定後における市町村の合併

・市町村が指定管理者である場合、指定期間中に当該市町村の合併が行われたときは、旧市町村の事務は新市町村に継承される（地方自治法施行令第５条）こ

とから、改めて指定管理者の指定の手続きを必要としないこと。なお、通則条例施行規則第３条の規定により変更届出書の提出を受け、速やかに公示すること。

④　不正行為の防止

・公募するに当たっては、特定の者に便宜を図ったと疑われることのないよう十分に配慮するとともに、必要な情報提供は公平に行うよう努めること。

・不正行為が発覚した場合は、必要に応じて再公募を行うなど適正な対応を行うこと。

3　指定管理者の公募から指定までの標準的スケジュール

このスケジュールは、４月から指定管理者制度を導入する予定の施設について公募を実施する際の、前期と後期の日程を示したものである。

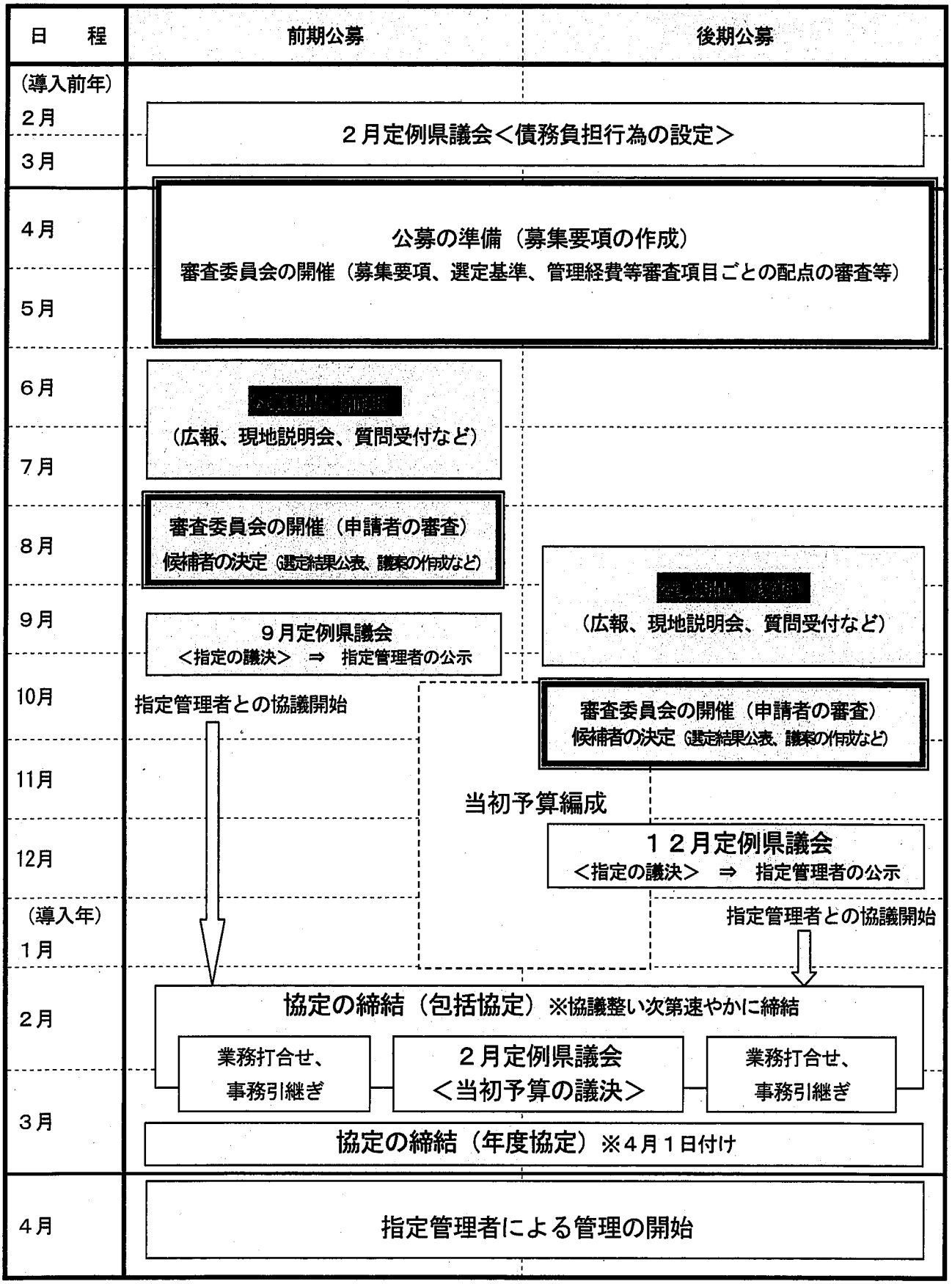

【参考様式】収支計画書例（施設の実態を踏まえて適宜作成のこと。）

収支計画書（積算内訳）

収　　入

（単位：千円）

区　　分	（参考）前年度実績	内　　訳	●年度	●年度	●年度
指定管理料					
利用料収入					
その他					
収入計					

支　　出

（単位：千円）

区　　分		（参考）前年度実績	内　　訳	●年度	●年度	●年度
人件費（詳細は別紙）						
	人件費					
	小　　計					
運営費						
	光熱水費					
	燃料費					
	通信費					
	旅費・交通費					
	修繕費					
	消耗品費					
	備品費					
	賃借料					
	保険料					
	委託料					
	広報費					
	事務用品費					
	会議費					
	租税公課					
	消費税					
	小　　計					
支出計						

※1　人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等)については、施設の実態に応じて、内訳を別紙で作成してください。

※2　過去の実績を参考に、施設の状況も確認いただき、記載してください。なお、募集要項「県と指定管理者のリスク分担」リスク分担表に記載のとおり、原則として●万円未満の修繕は、指定管理者が負担することとしていますので、ご留意ください。

※3　業務の一部を委託する場合は、別紙で業務予定委託一覧表（任意様式）を作成してください。

※4　欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

「人件費」内訳書（例）

（1）職員数内訳　　（常勤職員　　名、非常勤職員等（アルバイト等）　　名）

（2）給与　　計　　千円

ア　常勤職員　　小計　　千円

給与　　単価（月額）×○名×　　か月＝　　千円

ボーナス等　　年額　　千円

イ　非常勤職員等（アルバイト等）　　小計　　千円

非常勤職員等　単価（月額）×○名×　　か月＝　　千円

ボーナス等　　年額　　千円

（3）法定福利費　　計　　千円

ア　常勤職員　　小計　　千円

イ　非常勤職員　　小計　　千円

（4）各種手当等　　計　　千円

ア　常勤職員　　小計　　千円

イ　非常勤職員　　小計　　千円

（5）その他　　計　　千円

（※）欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

入札契約制度改善の主な取組みについて

平成28年2月23日
県土整備部

資料2

平成27年度における取組みの実施状況

建設工事

(1)若手技術者育成モデル工事の試行

①若手技術者評価型　**6件**、②専任補助者評価型　**6件。**

(2)予定価格の原則事後公表

・事後公表実施率は、**３９．８％**　昨年度試行時**２２．６％**に比べると１７．２ポイント増加。
・**不調案件は減少**、**不落案件は増加**傾向となったが、再入札により、再公告中のものを除き全て落札。

(3)見積り活用方式の試行

①不調･不落が懸念される工事　**1件**、②不調・不落後の再入札の工事　**1件。**

(4)社会保険未加入業者の排除

・平成27年4月に作成済みの**平成27・28年度名簿**において、社会保険等未加入業者を**排除**。

建設工事関連業務委託関係

(5)低入札価格調査における調査対象設計金額引上げ

・平成２７年１０月から、調査対象金額を**1,000万**から**3,000万**に引上げた結果、**１６件**が調査対象外となり、受発注者双方の負担が軽減。

10月～1月における発注件数

	1,000万～3,000万	3,000万～
平成26年度	37	4
平成27年度	16	0

(6)発注見通しの公表

・**1,000万以上**の業務委託を対象に**年４回（４月、６月、１０月、１月）**の公表を実施。
・公表割合は**約３割**。（金額ベース）

平成28年度における新たな取組み

建設工事

(1)建設工事における低入札価格調査基準の引上げ　H28年4月～

現状：県独自の算定式により、予定価格に対する調査基準の比率が、国の試算値を１％上回る８９％に設定。

内容：**【一般管理費】の算定割合を国と同率にすることにより、調査基準の比率は９０％に上昇。**

(2)入札説明書等の様式改正　H28年7月～

現状：入札方法の多様化・複雑化により、受発注者双方の事務量が増大。

内容：発注・参加申請時に必要な要件を**「工事別発注概要書」に集約**するとともに、共通事項を**定型化**。

(3)一次下請契約者からの社会保険未加入業者排除　H28年7月～

現状：保険加入業者を一次下請業者として選定することを元下要領における努力義務として規定。

内容：契約約款を改正することにより、**保険未加入業者との一次下請契約を原則禁止**することとし、違反した場合は**指名停止及び工事成績評定の減点**対象。

建設工事関連役務

(7)建設工事関連役務に対する最低制限価格制度の適用　H28年4月～

現状：６役務（除排雪、道路･河川等維持修繕、土木施設機器保守点検、植栽等管理、支障木伐採、森林整備）については、最低制限価格制度の対象外。

内容：これら６役務に対し**最低制限価格制度を適用。**

建設工事関連業務委託

(4)建設工事関連業務委託における低入札価格調査基準の引上げ　H28年4月～

現状：国に準じた算出基礎により、予定価格に対する調査基準の比率を７６％～８２％に設定。
平成２６年度における落札率は建設工事の９５．８％に対し業務委託が８７．６％と低調。

内容：**【一般管理費】【諸経費】【技術経費】の算定割合を県独自に引上げることにより、調査基準の比率は８２％～８６％に上昇。**

（業種別割合）

測量	地質調査	建築	土木･補償
約84%	約86%	約82%	約83%

(5)業務委託に係る総合評価落札方式の本格実施　H28年7月～

現状：平成２４年度より試行実施中であり、平成２７年１１月末における実施件数は7件。

内容：原則として、**設計金額3,000万円以上**の業務委託は、全て**総合評価落札方式。**

(6)発注見通しの公表対象等を拡大　H28年4月～

現状：1,000万以上の委託を公表対象とし、年４回公表。ただし、各公表項目のどれか１つでも見通しが立っていない項目がある委託は公表対象外。

内容：対象金額を**500万以上に引下げ**、**年５回公表**。未定の公表項目がある案件についても原則公表対象。

建設業者の経営等(経営力強化･人材育成)に関するアンケート調査結果

平成２８年４月
山形県県土整備部建設企画課

１　調査の概要

（１）調査目的　　本調査は、県内建設業者の新分野進出等の現状及び課題を把握することにより、今後の本県の建設業振興施策の立案の基礎資料とするため実施したもの。

（２）調査時期　　平成２８年３月

（３）調査対象　　県の建設工事競争入札参加資格を有する県内建設業者　　１，２４７社

（４）調査方法　　無記名ＦＡＸ回答

２　調査結果

（１）回 答 数　　６０３社　（回答率　４８．４％）

（２）アンケート結果

回答者の属性

◆本社の所在地域

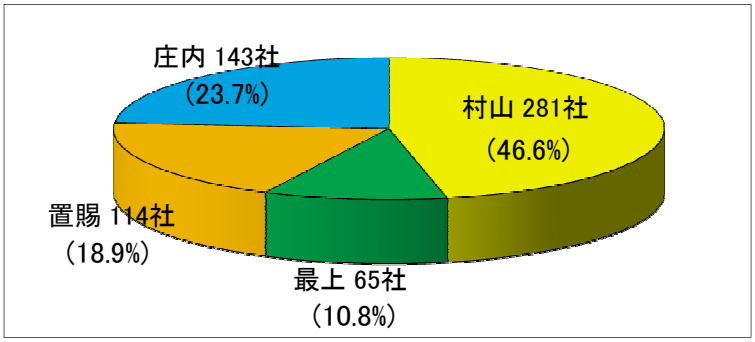

◆主な業種と入札参加における格付

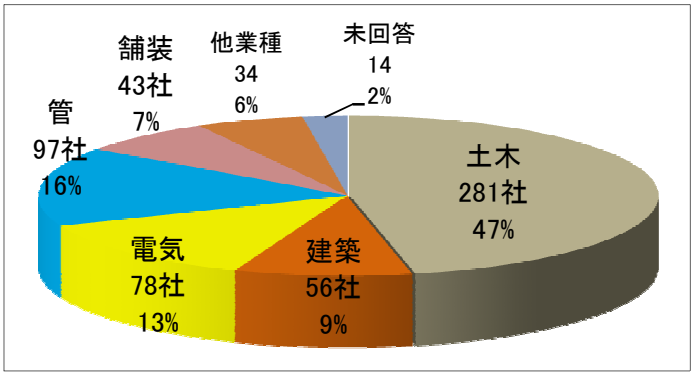

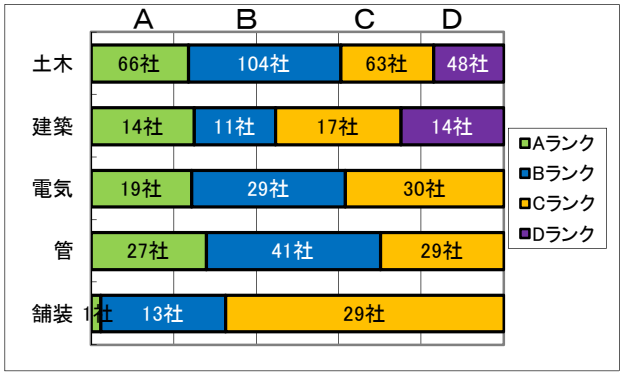

◆従業員数

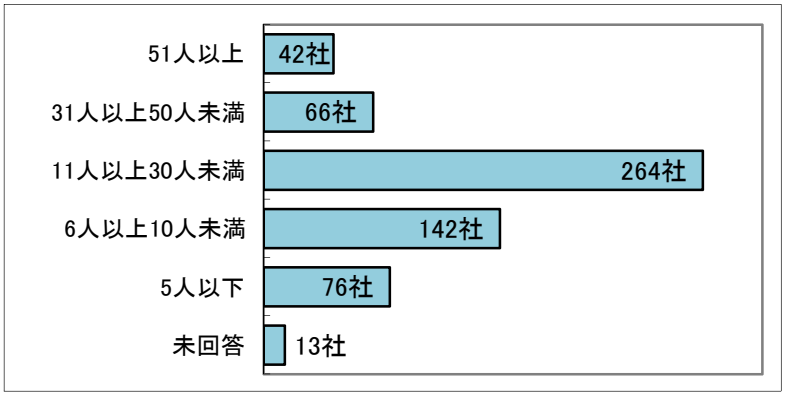

◆建設業協会会員・非会員の別

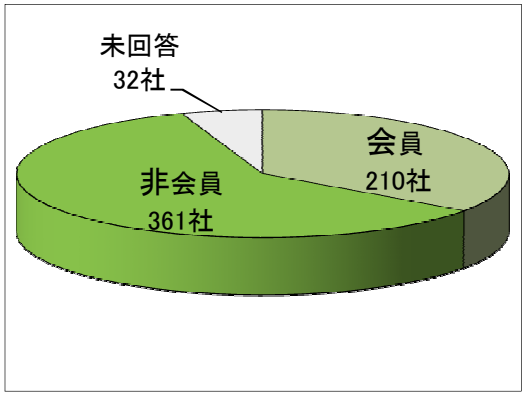

経営戦略について

◆今後の経営のあり方としてどのような方向性を重視しているか。（上位２つまで）

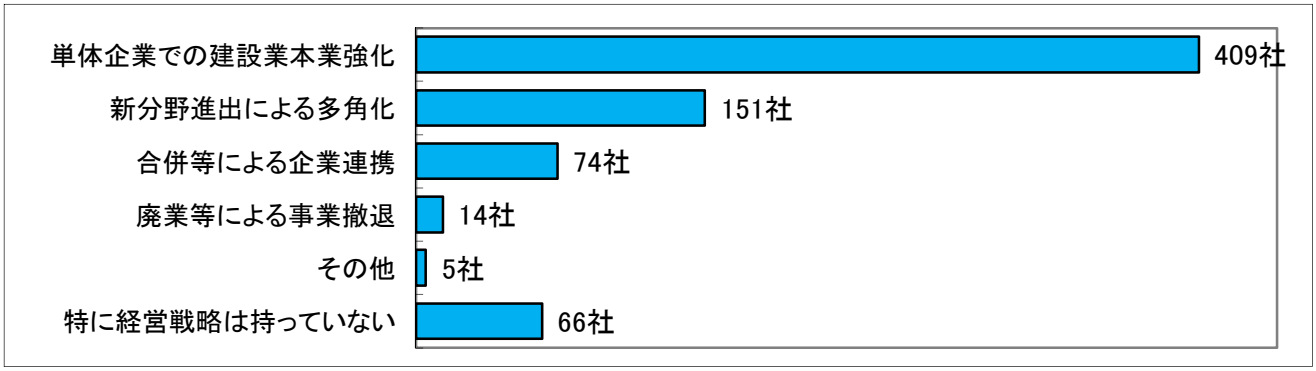

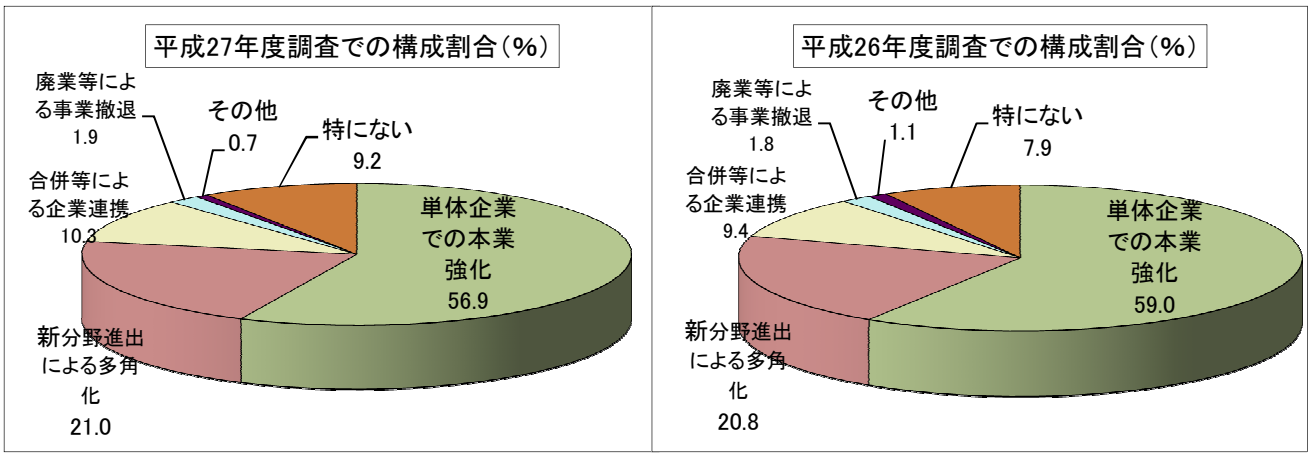

「建設業本業強化」を重視している企業が最も多く56.9%、次いで「新分野進出による経営多角化」が21.0%となっている。
　前年度調査においても上位２つは同様であり、「建設業本業強化」と回答した企業数の割合をみると2.1ポイント減少し、「新分野進出」については割合が0.2ポイント増加した。

◆建設業部門において利益率向上・経営改善のために取り組んでいる対策（複数回答）

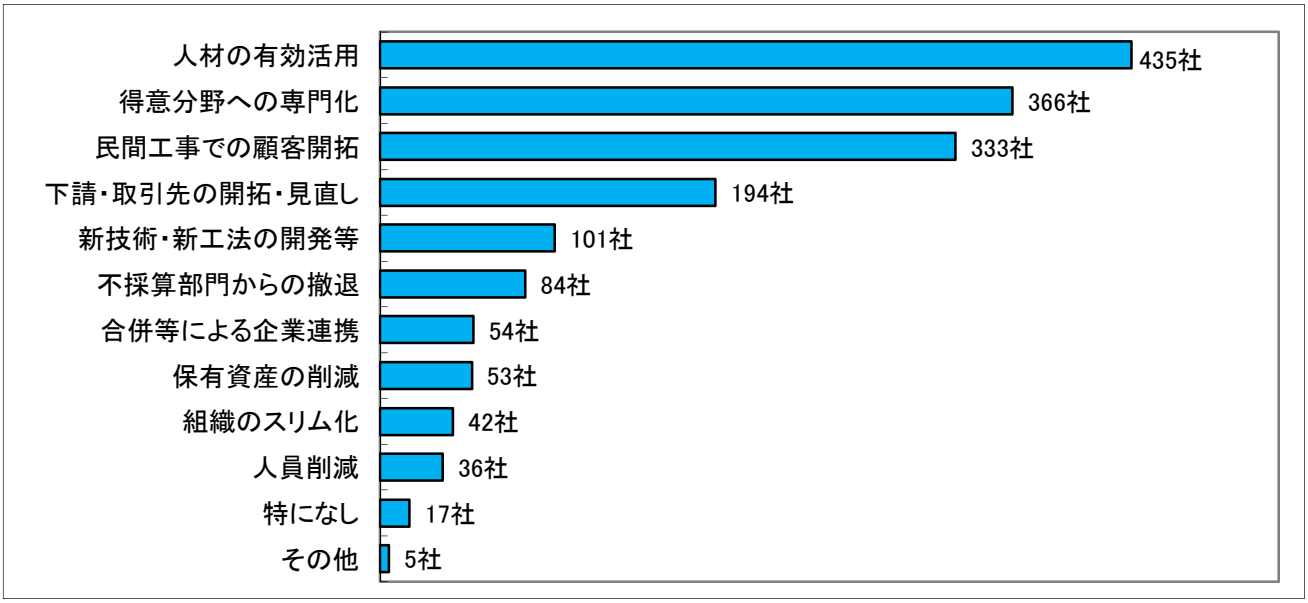

「人材の有効活用」が435社と最も多く、次いで「得意分野への専門化」、「民間工事での顧客開拓」と続いており、いずれの対策も300社を超えている。一方、経営改善に取り組んでいないと回答した企業も17社あった。

新分野進出について

◆多角経営（新分野進出）の状況と推移

《年度別推移》

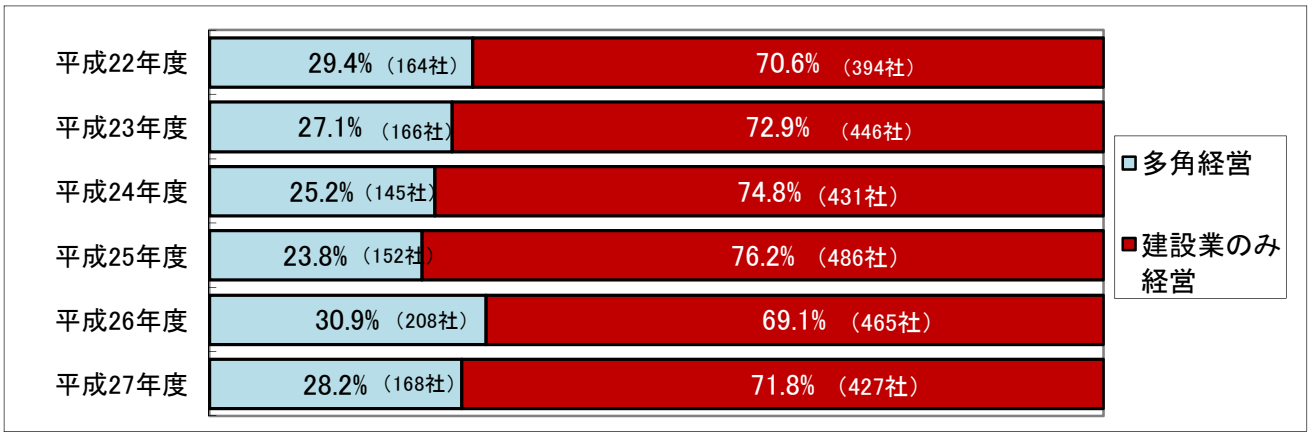

新分野進出による多角経営を行っている企業は595社中168社で28.2%となり、前年度調査より2.7ポイント減少した。（前年度：673社中208社）

建設工事の増加を背景に新分野進出の取組みはやや低調となっているものの、1/4以上の企業が新分野進出により多角経営化を図っている状況にある。

なお、ランク別、地域別、従業員数別の状況は以下のとおりであり、比較的規模の大きい企業（Ａランク業者、従業員数が多い企業）において新分野進出に取り組む企業の割合が大きい。

《ランク別の状況》

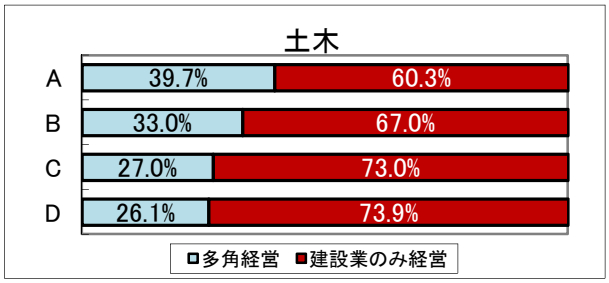

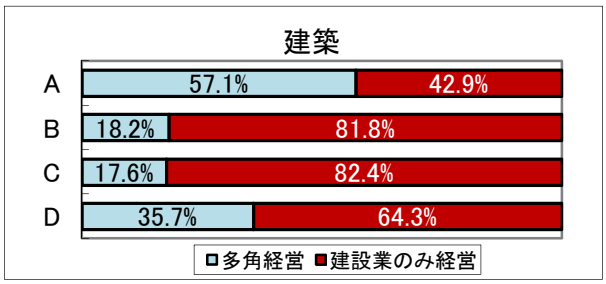

《地域別の状況》

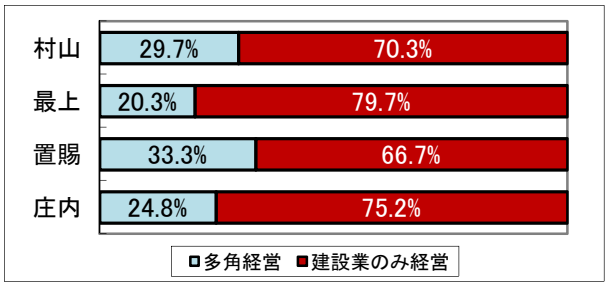

《従業員数別の状況》

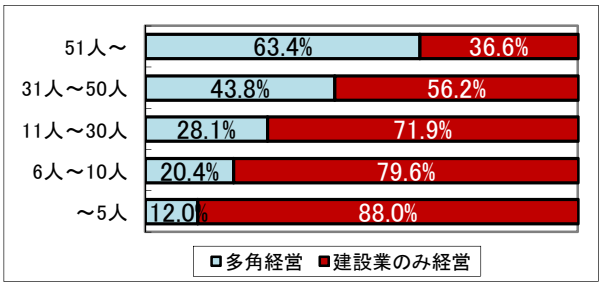

【多角経営（新分野事業に進出）している方からの回答結果】

◆多角経営を行っている事業の分野

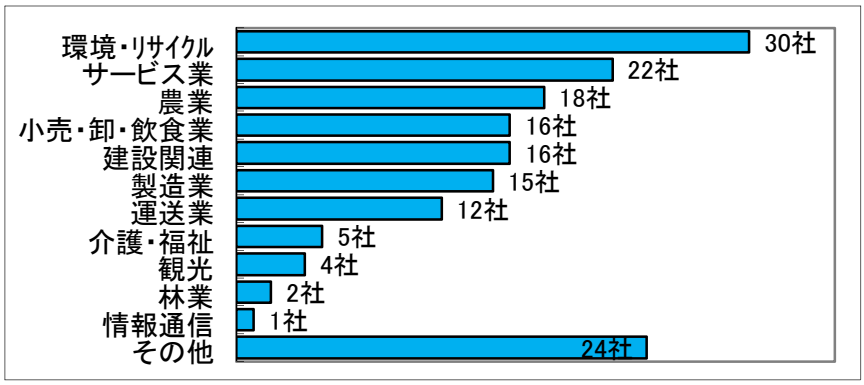

新分野事業へ進出している企業の進出分野は、「環境・リサイクル」が最多で、そのうちで産業廃棄物処理業が最も多い。

また、サービス業では、宿泊業や葬祭業、設備メンテナンス業など多岐にわたる事業への進出事例が見られ、「その他」と回答した企業には、不動産業や宅地建物取引業、太陽光発電による売電事業も見受けられた。

【建設業のみ経営の方からの回答結果】

◆新分野事業（建設業以外の業種）に進出する考えの有無

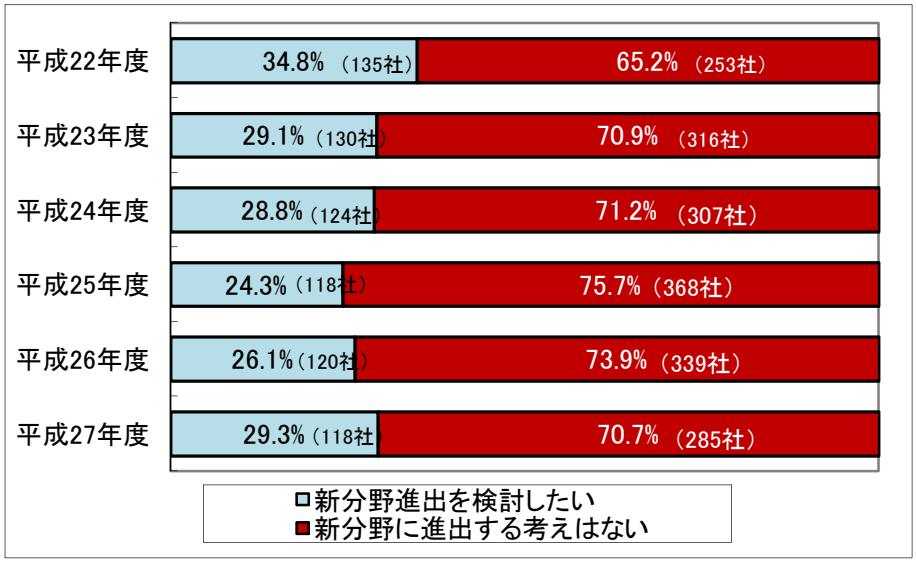

建設業のみ経営している企業403社中118社、29.3%の企業が「新分野進出を検討したい」と回答している。前年度調査より3.2ポイント増加しており、企業において新分野進出による多角経営化の必要性を感じているいることが窺える。

建設業における人材確保・育成について

◆人材不足と答えた職種の状況（上位２つまで）

【現在の状況】

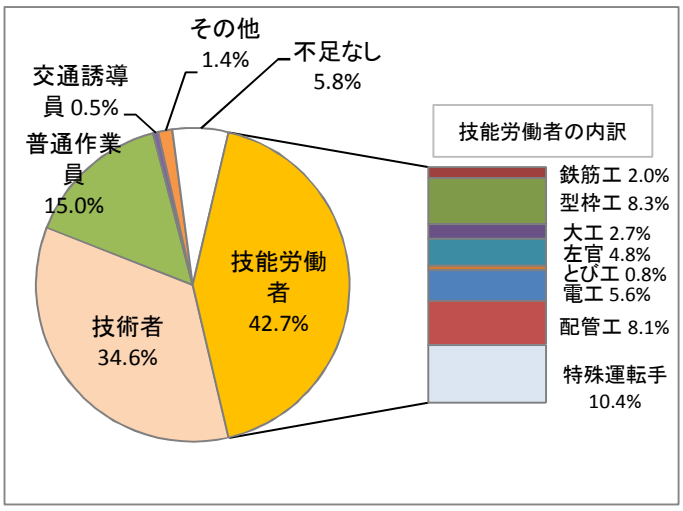

【〔参考〕以前に同じ調査を実施した時（平成24年度）の状況】

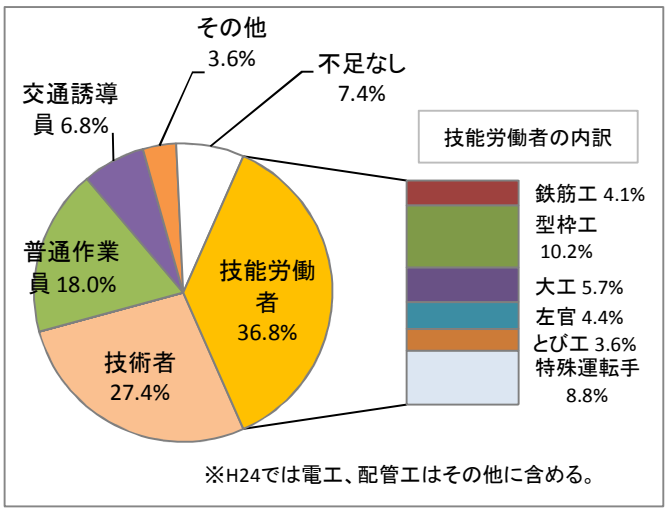

【今後の不足の見込み】

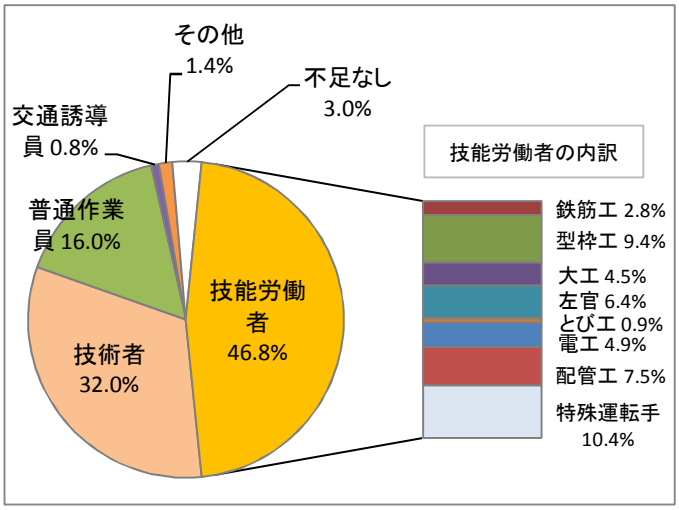

人材不足と答えた業者のうち、技術者不足と回答した割合は34.6%と、平成24年度調査時と比べると7.2ポイント上昇した。

また、技能労働者は42.7%と平成24年度と比べ5.9ポイント上昇した。内訳として鉄筋工、型枠工、大工、とび工が2～ポイント減少している。

一方、今後の不足の見込みについては、技能労働者の割合が現在の状況と比べて4.1ポイント上昇し、技術者は2.6ポイント減少した。

◆直近３年間での求人状況

【 技術者候補 】

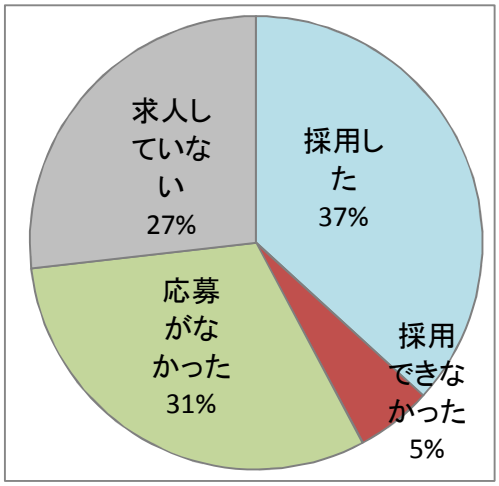

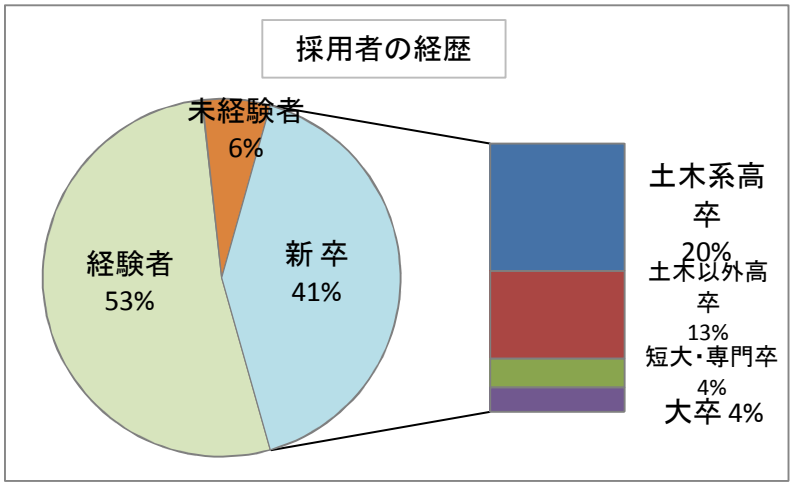

【 技能労働者・作業員 】

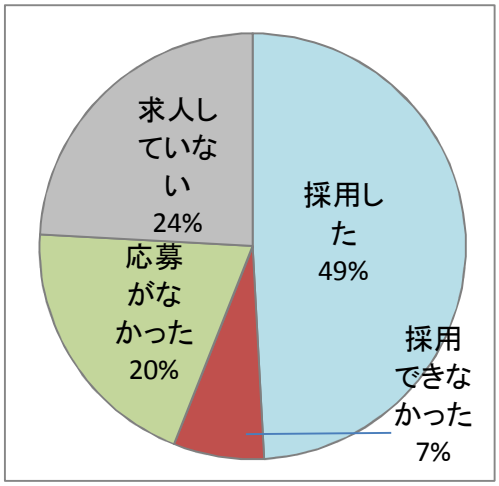

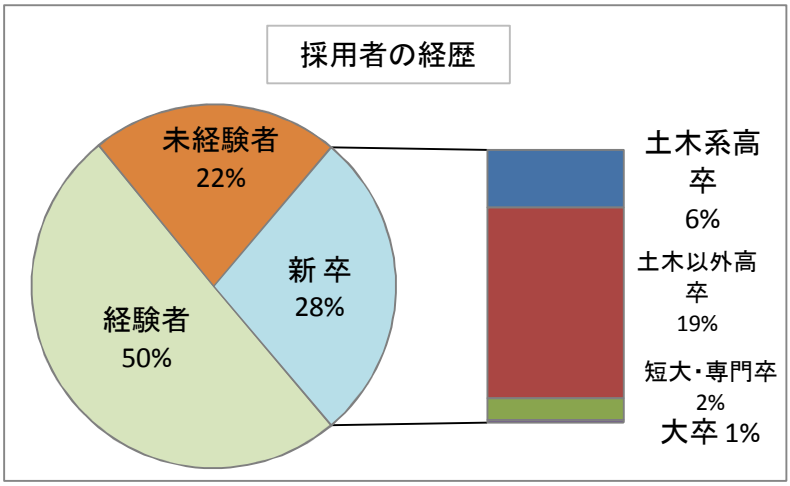

技術者候補の採用については、採用した企業が37%、募集したが採用できなかった企業と応募自体なかった企業があわせて36%となっている。

技能労働者と作業員の採用については、採用した企業が49%、募集したが採用できなかった企業と応募自体なかった企業があわせて27%となっている。

また、採用者の経歴では経験者が半数を占め、新卒では土木系及び土木系高校卒業者が25%であり、新卒の90%を占める状況となっている。

◆若者確保に向けた企業の取組み状況（複数回答）

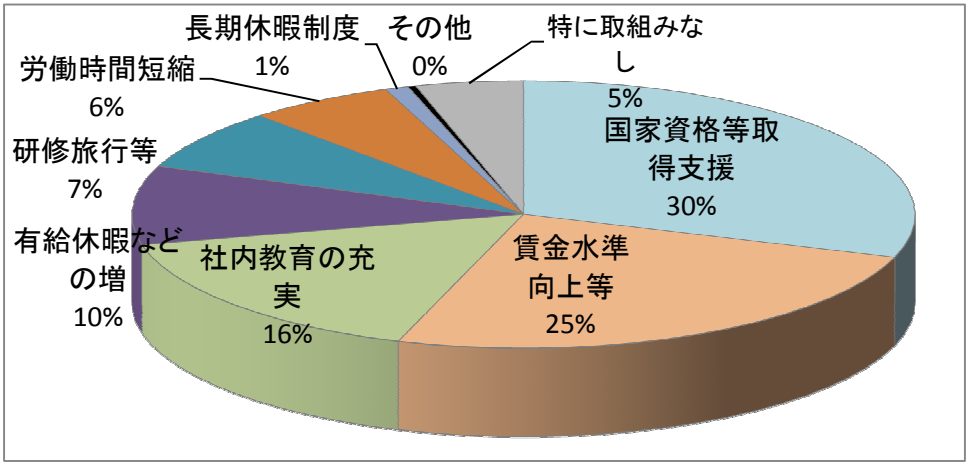

「国家資格等取得支援」に取り組んでいる企業が30%と最も多く、次いで「賃金水準等の向上」が25%となっている。また、「特に取り組んでいない」企業は5%であった。

◆建設工事現場で働く女性従事者の状況
【 女性 技術者・技能者のいる企業の割合 】

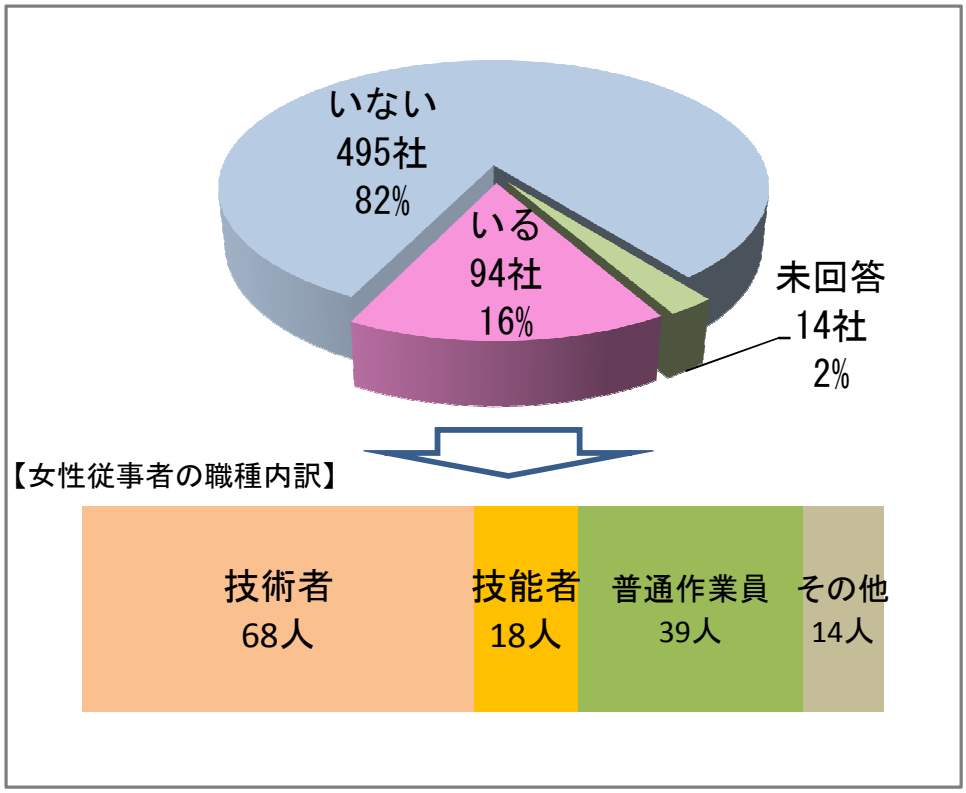

現場で働く女性従事者が「いる」と回答した企業は94社で、139人が従事していた。なお、割合で見ると16%となっている。
また、女性従事者の職種を見てみると、技術者が68人と最も多く、次いで普通作業員が39人であった。
なお、技能者では、重機オペーレータや電工がおり、その他には、造園工などに従事している。

行政の人材育成について

◆若年者確保のために取り組んでほしい対策（複数回答）

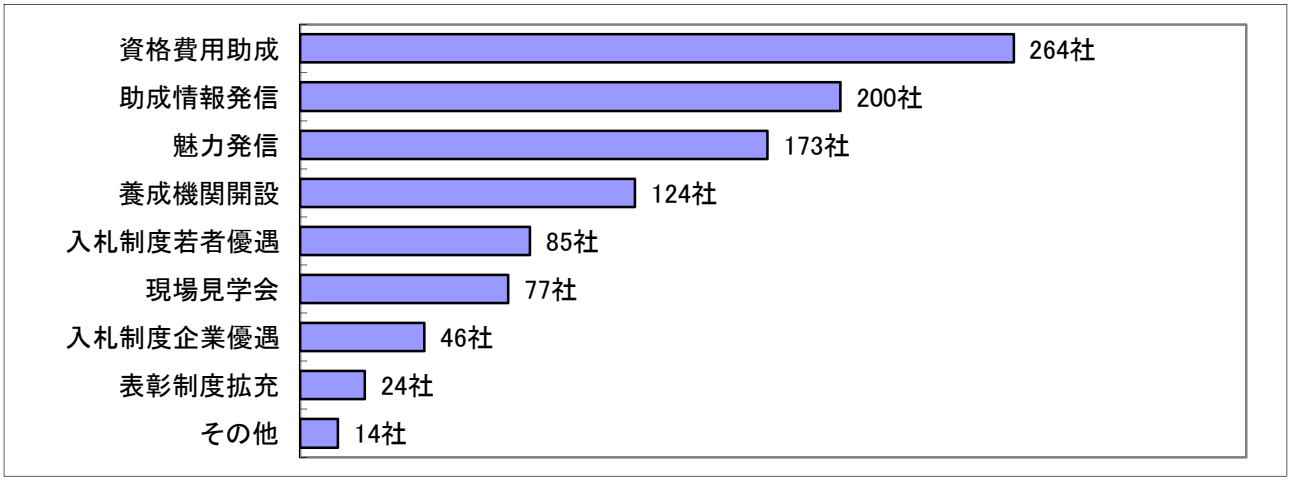

若年者確保のために取り組んでほしい施策として最も多かったのは、「資格取得に向けた費用等の助成」であり、603社中264社で43.8%となっている。
「その他」の事例としては、書類の簡素化などが挙げられた。